

政経研究

第六十二巻 第一・二号 2025年9月

論 説

イギリス保守党における

「保守」党ラベル導入の経緯と背景

渡 邊 容 一 郎

二〇二四年欧州議会選挙と右派政党

——何が統一会派を妨げるのか——

山 本 直

資 料

サン＝シモンのキュヴィエ宛て自筆書簡
とアンファンタンのメダル

川 又 祐

論 説

行政学と徳倫理学

——予備的考察と応用研究の意義の検討——

鏡 圭 佑

国際経営における経営倫理の意義と課題

——企業文化とリーダーシップの観点から——

鈴 木 貴 大

市町村合併後の地域自治

——地域間の政策学習を中心に——

見 玉 博 昭

政経研究 第六十一卷第一・二号 目次

論 説

イギリス保守党史における第二次ピール内閣の位置づけ …… 渡 邊 容 一 郎

資 料

サンシモンの自筆文書2通 …… 川 又 祐

日本大学図書館法学部分館

サンシモン・コレクション …… 川 又 祐

——手稿類——

論 説

選挙前連合と政党間競合 …… 浅 井 直 哉

日本型マルチレベル・ガバナンス
としての市町村合併の特徴について …… 上 村 進

政経研究 第六十一卷第三・四号 目次

資 料

自治体監査に関するケーススタディ …… 松 嶋 隆 弘
——近時の相談案件を素材として——

書 評

Edith Kuiper, *A Herstory of Economics*,
Cambridge, UK: Polity Press, 2022, 256pages. …… 生 垣 琴 絵

雑 報

政経研究 第六十一卷 索引

イギリス保守党における 「保守」党ラベル導入の経緯と背景

渡 邊 容 一 郎

- 一、はじめに
- 二、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の直接的経緯
- 三、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の政治的背景
- 四、おわりに

一、はじめに

イギリス保守党 (the Conservatives——以下、保守党) の前身はトーリー党 (the Tories) とされている。⁽¹⁾

とはいえ、「トーリー党」という今日的近代組織政党が実在したわけではない。後述するように、一八世紀末から一九世紀初頭のイギリスでは、フランス革命に反発した小ピット (William Pitt, the Younger) の「ピット派」(the Pittite) を受け継ぐ諸々の保守的傾向の議員集団 (factions) が「トーリー」(Tory) と呼ばれたにすぎなかった。したがって政治用語・党名としての「トーリー」は、公式の党ラベルというより、当時現状維持志向だった議員 (右派陣営) 全体の呼称と理解すべきであろう。⁽²⁾

では、なぜ一九世紀前半に「保守」(Conservative) という党名 (現在の党ラベル) が用いられるようになったのか。なぜ従来の「トーリー」では具合が悪いのか。そもそも「保守」は「トーリー」と何が違うのか。こうした点は、関連分野の先行研究を見ても必ずしも明らかではない。

そこで本稿は、現在でも使用されている「保守」党ラベルが導入された直接的経緯や政治的背景を明らかにしていく。とりわけ「保守」党ラベルが徐々に使用され、新聞や書簡など当時の史料においてもその使用が確認されるようになった一八三〇年代初頭の状況に加え、穀物法 (Corn Laws)⁽³⁾ の撤廃、すなわち保護貿易から自由貿易への転換をめぐる政府与党・トーリー陣営の分裂 (二八四六年) 以後、「保守」党ラベルが再導入された一八四〇年代後半の政界や党内事情についても検討する。

そうしたうえで、「保守」党ラベル導入の経緯と背景を、「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序」

「当時の有権者による分割投票 (split voting) 傾向の変化」という観点から、可能な限り解明していくことにしたい。

二、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の直接的経緯

ここでは、「保守」党ラベルが導入された経緯をまず明らかにする。そのためにも、従来の保守党史（先行）研究や当時の史資料分析からわかったことを再確認し、今後解明すべき課題を整理しておく。

(1) 先行研究の動向と解明すべき課題

トリー党から保守党への「変化」を決定づけた出来事として、通例、①一八三二年にホイッグ党 (the Whigs) 主体のグレー (Charles Grey, 2nd Earl Grey) 内閣 (表1) が実現させたいわゆる第一次選挙法改正 (Great Reform Act) ⁽⁴⁾ と、それに伴うトリー党の総選挙大敗北 (表2) が挙げられる。加えて、②トリー党支持基盤拡大を目論む首相ピール (Robert Peel) によって一八三五年総選挙期間中に公表された「タムワース宣言」 (Tamworth Manifesto) ⁽⁵⁾ の存在も指摘されることが多い。

たとえば二〇世紀初頭の保守党政治家で、保守主義の著述家でもあったセシル (Hugh Cecil) は、「保守党の名称は一八三五年まで採用されなかった」 (Cecil 1912: 64 柴田訳1979: 55) としている。⁽⁶⁾ 保守党ラベルがなぜ一八三五年に採用されたのか。セシルはその理由を必ずしも明らかにしていないが、上記の出来事を前提としていることは容易に推察できる。

【表1】 歴代内閣一覧 (1812~1855年)

・1812—27	リヴァプール	[トーリー]	
・1827	カニング	[トーリー]	※自由主義的なカニング外交
・1827—28	ゴドリッチ	[トーリー]	
・1828—30	ウェリントン	[トーリー]	※審査法廃止 (1828) ほか
・1830—34	グレー	[ホイッグ]	※第一次選挙法改正 (1832)
・1834	メルバーン①	[ホイッグ]	
・1834—35	ピール①	[トーリー]	※タムワース宣言 (1834)
・1835—41	メルバーン②	[ホイッグ]	
・1841—46	ピール②	[トーリー／保守党]	※穀物法撤廃 (1846)→党内分裂
・1846—52	ラッセル	[ホイッグ]	※ピール派が支援
・1852	ダービー①	[保守党]	
・1852—55	アバディーン	[ホイッグ]	※ピール派とホイッグ党の連立

出典 中村英勝, 1986. 『イギリス議会史〔新版〕』有斐閣, 220頁の付表6に基づき筆者作成。

【表2】 1832~1841年に実施された各総選挙の党派別獲得議席数 (定数658)

・ホイッグおよび急進派系 (のちの「自由党」陣営)					
1832 (479)	1835 (383)	1837 (349)	1841 (290)	1847 (329)	
・トーリー系 (のちの「保守党」陣営)					※ピール派 (100)
1832 (179)	1835 (275)	1837 (309)	1841 (368)	1847 (225)	

ただし、この時代のイギリス総選挙結果は、資料によってその詳細がマチマチとなっている。そのため本稿では、Chris Cook and Brendan Keith, *British Historical Facts 1830-1900*, (London and Basingstoke: Macmillan) 1984 (rep.), pp. 138-139を参考にした。

また、憲法学者ジェニングス (Jennings) も、この点について次のように述べている。

トーリー党という名前がどのように保守党へと変わったのか誰にもわからない。けれども、イギリス憲法を良いものとして理解するのがトーリー主義者である以上、憲法が覆されかけていて、しかも「ブラッディでアナキーな」ヴィジョンが「自分たちに向かつて大股で歩いてくるかのような」当時の状況では、名称の変更もやむを得ないと見られていたに違いない。

(Jennings 1961 : 95) (下線引用者)

ここでいう「当時の状況」とは、小

規模ながらも有権者を増大させた第一次選挙法改正のインパクト（とりわけその背後にある急進主義勢力の存在）や、同年実施された総選挙でトーリー陣営（選挙法改正反対派）が大敗北した状況などを指していると思われる。いずれにしても、一八三二年（有権者増と総選挙大敗北）以降ピールをトップとする選挙法改正反対派（いわゆるトーリー党）によつて「保守」党ラベルが導入ないし併用されたという見方は、なかば通説化しているといつても過言ではない。それゆえ、当時庶民院（以下、下院）でトーリー党の指導的立場にあつたピールを「初代保守党党首」と見るのが一般的である（Cf. Gaunt 2015）。

大筋では確かにそのとおりであろう。しかし保守党史研究の泰斗ブレイク（Robert Blake）は、「保守党の正確な起源については議論の余地が多々あるが、少なくともその名称が、いつ使われ始めたかについてははっきりしている（もっとも誰によつてということとはわからない）」としたうえで、現代政治的な意味での「保守」という用語の初登場は、一八三〇年一月の『クォーターリー・レビュー』（*The Quarterly Review*）誌上だと述べている（Blake 1988：6 早川訳 1979：17 ただし、訳文を一部改めた）。

同誌は、ホイッグ系の『エジンバラ・レビュー』（*The Edinburgh Review*）（一八〇二年創刊）に対抗する形で一八〇九年に創刊されたトーリー系の季刊雑誌である。そして、『クォーターリー・レビュー』における当該箇所（執筆者不明の匿名論文の一部）は以下のとおりとなる。

……われわれは、本当にどうでもいい党派的争いを軽蔑し忌み嫌っているが、トーリーと呼ばれている党には、これまでどおり常に、断然、心の底から愛着を感じており、それは保守党（*the Conservative party*）と呼ばれるほうがよ

り適切であろう。(中略)ご存知のように、この党に属している人の一部はあらゆる変化に異議を唱えているため、彼らが見せる頑固さ、彼らの態度によく出る冷たさ、よそよそしさのせいで、その身内の者まで完全に傷つけられているうえ、マイナス効果も出始めたとわれわれは判断している。でもそうした一部の人は、人数も地位も影響力も全然大したものではない。だからわれわれは次のように明言するのをいささかも躊躇うものではない。トーリー主義者のほとんど圧倒的多数は、その部下や仲間と同じく、慎重で無理のない程度の現状改良ならば、それがどんなものであれ促進したがっていると……。(*Internal Policy, The Quarterly Review, Vol. 42, January and March 1830, pp.276-277*)

ここからわかるのは、まず「保守」党ラベルは、従来のな認識(通説)とは異なり、第一次選挙法改正の実現や同年の総選挙敗北(一八三二年)の余波で初登場したわけではないという事実である。換言すれば「保守」という党ラベルは、第一次選挙法改正をめぐる論争を通じてというより、それ(一八三二年)以前に起きた出来事——おそらく一八二八年から二九年にかけて展開された「カトリック(旧)教徒解放」の是非をめぐる論争——を通じて世に出た可能性が高い。

加えて、この新党ラベル登場の立役者が、当時トーリー党の機関誌的役割を果たしていた政治雑誌論文、つまり政治ジャーナリズムの分野に求められるという事実である。このことは、「保守」党ラベルの使用が党幹部による「上から」の公式命令によるものではなく、院内政党の「外側・周辺から」スタートしていたことを物語っている(渡邊2023)。同時に、トーリー主義(Toryism)と保守主義(Conservatism)との違いも垣間見ることができよう。

ちなみに、ヴィクトリア朝期の政治文化に詳しいホーキンス(Angus Hawkins)は、その最新の研究において次のよ

うに説明している。

政府の諸政策に反対する立場と国家に対する自らの忠誠を直ちに宣言したホイッグ党が「国王陛下の反対党」(His Majesty's Opposition)なる新語をつくりだしたのは、一八二六年のことである。そして政府を支持する一部の一般議員たちが「政府与党議員」(ministerialists)に替えてトーリー党(Tories)と自ら名乗り始めたのが一八二七年であった——彼らがホイッグ党議員や改革派議員(Reformers)にひるまず対抗した際、反対派のグレー内閣が一八三一年に割と幅広く採用した党ラベルがこのトーリーである。その昔、政敵が下院横断的に使った罵りの言葉を政治ラベルとして再び採用するようになったという事実は、議会論争のトーンが次第に激しく辛辣になっていったことを物語っていた。(Hawkins 2015 : 68) (下線引用者)。

したがって「トーリー」も「保守」も、一八二〇年代後半から三〇年代前半にかけて、院内議員集団のいわば「外側から」あるいは「下から」用いられ、その後定着したとみることができるのである。

次にタムワース宣言については、最新のイギリス保守党史研究においても、新しく穏健な近代保守主義や近代保守党の‘founding document’として評価され続けている (Garnet 2023 : 36, Gaunt 2023 : 3)。

ところがタムワース宣言を読んでもみると、ピールは「トーリー」どころか「保守」という言葉すら一度も用いていない。この事実は、ピール自身「保守党の党首(もしくは下院指導者)」——事実上そうなのだが——としてではなく、従来どおり「国王陛下の政府の筆頭大臣(首相)」の立場でタムワース宣言を(第一次選挙法改正によって選挙権を付与さ

れた中産階級上層部を含む) 全有権者に伝えたがっていたことを物語っている。

ではなぜ、タムワース宣言が、トーリー党から保守党への「転換点」ないし保守党の「出発点」として評価されてきたのか。それは、近代保守主義のあり方・プリンシプル (principle) を、新聞という今までにない斬新かつ明確な形で全有権者に伝えたからであろう。加えて、一八三五年総選挙キャンペーンを通じて旧「トーリー主義」との訣別を、公式に表明するものでもあったからだ。タムワース宣言の本文中、そのエッセンスを端的に示したとされる箇所(第八段落目) は以下のとおりとなる。

仮にこの選挙権拡大の精神が、古来の権利への尊敬や、規範となるべき権威への敬意という、法や理性よりずっと強大な統治手段を完全放棄することを意味しているのなら、選挙権拡大を受け容れるつもりはない。しかし、選挙権拡大の精神が、既存の諸権利をきちんと維持し、明るみとなった弊害を矯正し、そして真の不平不満の原因の解消と結びつき、友好的な感情で世俗的宗教的諸制度を慎重に再検討することだけ意味するというのなら、私自身と同僚のためにも、そうした精神と意図に基づいて行動すると約束できる。⁽¹⁾ (下線引用者)

ここから、「一八三二年の第一次選挙法改正実現(議会改革Ⅱ選挙権の若干の拡大Ⅱ民主化)の完全否定、すなわち従来のトーリー的態度」を、条件付きではあるが修正するという決意表明を読み取ることができる。具体的には、「伝統的国家構造の核心部分を崩さない程度の慎重で穏健な改革であれば、これ(既成事実となった第一次選挙法改正の成果)を政府として否定したり覆したりはしない」という意思表示でもあり、通例、これが「近代(政治的)保守主義」

のプリンシプルとされている。

このようにタムワース宣言の「要諦」を見る限り、ピールは「近代保守主義なるものを初めて国民に言葉で具体的に説明した首相」ともいえる。したがってピールは、「従来のトーリー主義に新しい何か（たとえばホイッグ的要素）を加え、それを近代保守主義として再構築し、後世に伝えた政治家」であつた。だからこそピールは「初代保守党党首」として位置づけられてきたのであろう。

では、一八三〇年代前半、リーダーであるピール自身は「保守」党ラベルの導入ないし使用について、いかなる見解を持っていたのであろうか。

紙幅の都合で、タムワース宣言公表以前（①一八三二年五月二八日、②一八三三年一月三日、③一八三四年五月二五日）に盟友クローカー（John Croker）に宛てた書簡一通（①）と、のちの第一次ピール内閣（表1）で内相を務めるゴールバーン（Henry Goulburn）に宛てた書簡二通（②と③）の計三通の内容を検討することにした。

ピールは、まず①一八三一年五月二八日付書簡において、「保守主義者（Conservatives）を自称する人間には二通り（two parties）ある」としたうえで、一つ目は、自分も目指しているような「この国の状態を大いに不安視するとともに、あらゆる権威の負担軽減に理解を示し、君主制や私有財産などが攻撃された場合はいつでもそれらを支える用意ができている人」だとする。そしてもう一つはいわゆる極右派トーリー主義者（the Ultra-Tories）で、自分としてはこの無鉄砲な後者とは距離をおきたいと訴えている（Charles S. Parker 1970, II : 186-187）。

ちなみに、前述した『クォーター・レビュー』匿名論文も基本的にはこれと同じことを述べており、どちらも、頑固で反動的な極右派議員との違いを強調した内容といえる。

次に②一八三三年一月三日付書簡では、その人数はともかく「保守党と呼ばれている政党」(party which is called Conservative)の主な目的はラディカリズムに抵抗すること、そして(第一次選挙法改正に伴う)民主主義の影響力のさるなる浸透を阻止することだと述べている(ibid.: 212)。ここで注目されるのは、リーダーのピール自身、自党のことを「保守党と呼ばれている政党」と述べている点である。これだけで即断するのは禁物だが、この表現を見る限り、ピールが「保守」党ラベルの導入に当初から主体的・積極的だったとは思えない。

一方③一八三四年五月二五日付書簡では、「ホイッグ党政権への一時的勝利という単純な目的で急進派を操ろうとしたり急進派に接近したりするなど、急進派と仲良くすることにはすべて反対する」としている。そのうえで、「仮に組閣まで命じられたら、現政権を支持する比較的穏健で尊敬に値する人たち——引用者註・当時の第一次メルバーン(William Lamb, 2nd Viscount Melbourne)内閣を支えた、やや保守的な政見を持つホイッグ党議員たち——から多くの善意を得たり、彼らの敵愾心を和らげたりせずして、保守党(the Conservative party)はどうやって自らを維持することができようか？」(ibid.: 244)と明言している。

ここからわかるのは、ピールがタムワース宣言公表以前から自党を「保守」党として認識していたという事実である。加えて、「極右派」や「急進派」(左)でなく、「ホイッグ穏健派」(中間)を抱き込むことが不可欠と、ピール自ら考えていたことも読み取れる。つまり「トーリー」の基盤が、右寄り、で狭いのに対し、「保守」のほうは幅広く包括的で、しかもホイッグ穏健派の包摂すら可能と認識されていたことがうかがえるのである(渡邊2023)。

こうしてみると、従来の「トーリー」に加え、「保守」という党ラベルが併用されるようになった経緯と理由も明らかになってくる。それは、ピールに代表される当時のトーリー党議員たち(右派陣営全体)にとって、選挙に勝利

し院内勢力を拡大するための、ひいては政権を維持し急進主義勢力の台頭を阻止するための、きわめて「便利で求心性の高いラベル」が「保守」だったということにほかならない。そしてその結果誕生した第二次ピール内閣は、一八四一年総選挙で三六八議席という、一八三二年大敗北以来初めてとなる安定多数議席に支えられ成立した内閣だった(表1と表2を参照)。この第二次ピール内閣は、通例、イギリス憲政史上初の本格的な「保守」党政権として位置づけられている。

ところが一八四六年、首相ピールは与党「保守」党多数派議員の反対を押し切って「穀物法撤廃」を断行した。既述のとおり、これは保護貿易から自由貿易への大転換であり、商工業立国路線採用を意味していた。それゆえ、ホイッグ党や急進主義者を支持しやすい都市部消費者層の中産階級や労働者階級に有利な内容だったと考えられる。

その結果、ピールやグラッドストーン(William Gladstone)に代表される党内少数派(自由貿易派)は脱党し、以後一八五〇年代末頃まで「ピール派」(the Peelite)と称するようになった。同時に、穀物法撤廃に反対したスタンリーこと第一四代ダービー伯(Edward Geoffrey Stanley, 14th Earl of Derby, 以下ダービー)とベンティンク卿(Lord George Bentinck)——ピール陣営に加わる前は二人ともホイッグ党議員——そしてディズレーリ(Benjamin Disraeli)の三人を中心とする残留組・党内多数派(保護貿易派)は、ピール脱党後の党再建を余儀なくされた。このような経緯により、一八四六年に首相ピールが原因となって従来のトリー党(旧保守党)が二分され、それに伴いピールと訣別した新保守党(現在に至る保守党)が誕生することになったのである。

これまでの経緯を振り返ると、以下の事実が浮かび上がってくる。

① 通説どおり「保守」党ラベルは、一八三〇年代前半以降、トーリー党政政治家の間で徐々に浸透していった。その意味で一八三二年の第一次選挙法改正と同年の総選挙大敗北が「保守」党ラベルの導入に何らかのインパクトを与えたことは否定できない。とはいえ、その政治的意味での初出は一八三二年よりも前であり、タムワース宣言も基本的には保守党「党首」の立場で発信されたマニフェストではなかった。しかし、少なくともピール自身は、一八三五年以前から自党を「保守」党と認識していた。

② 「保守」党ラベルの初導入ないし併用は、少なくともリーダー（ピール）主体による「上から」のものではなかった。むしろ逆で、院内政党の「外側や下から」の動きであり、換言すれば「必要に応じての自然な流れに基づく」動きだった可能性が高い。

③ 一八三〇年代という、「保守」党ラベル初導入期に院内政党を指導し、近代保守主義のあり方も示したピール自身が、その党を分裂させ自らも脱党した（一八四六年）。このことから、以後「保守」党ラベルを存続するか、それとも放棄するかは、その残留組の後継指導者たち（ダービーら）に委ねられた。そのため、一八四六年から五〇年代初頭にかけての政界や党内事情にも言及する必要がある。

だとすれば、なぜ「保守」党ラベルは、党内多数派残留組の反ピール派（保護貿易派）によって再導入されたのか。このことは、彼ら残留組——現在に至る保守党の出発点であり、直接の源流でもある——保護貿易派（Protectionists）にとつていかなる意味があったのか。これらの点は、わが国はもちろん、イギリスにおいても十分理解されているとは言いがたい。

そこで、さらに解明すべき課題③について、もう少し深く掘り下げていくことにしよう。

(2) 党内分裂後における「保守」党ラベル再導入の経緯と意義

穀物法撤廃をめぐる党内分裂後の状況について、ブレークは次のように描写している。

一八四六年には、この新党は新指導者を選び（下院にペンティンク、上院にスタンリー）、独自の党組織を作り、独自の院内幹事を選任し、独自の党資金を獲得しなければならなかった。ピールは党首としての地位を正式に辞任したような又は、正式に解任されたようなふしがない。（中略）一方反ピール派の者は、しばらくの間、保守党員（Conservatives）という呼び名を使うことすら嫌がり、自らを「保護貿易主義者」（Protectionists）と呼ぶようなくだらないことをしていたが、とどのつまりは、戦術的理由のために、もとの名に戻ったのである。（Blake 1988 : 58 早川訳1979 : 75 ただし、訳文を一部改めた）（下線引用者）

この記述を見る限り、ピールが保守党内から「党首」として認識されていた、あるいは「党首」という自覚を持っていた可能性は割と低かった可能性が読み取れる。さらに興味深いのは、「保守」党ラベルがピールを連想させるので当初保護貿易派（反ピール派の議員たち）から忌み嫌われていた点に加え、「戦術的理由」のため「保守」党ラベルが復活し再導入されるようになったという点である。これは一体何を意味しているのであろうか。

そこで、前述のホーキンスが著した最新のダービー（スタンリー）伝に基づき、その辺の事情を時系列的に検討し

てみることにしよう。

政府提出のアイルランド威圧法案 (Irish Coercion Bill) 否決に伴い、それが事実上内閣不信任決議の可決となったことから、一八四六年六月二十七日、第二次ピール内閣は総辞職した。その結果、野党・ホイッグ党のラッセル (John Russell) が後継首班となり、脱党したピール派の支援を受けて一八五二年二月二日まで政権を担当することになった (表1)。一八四六年七月八日に開かれた保護貿易派上下両院議員夕食会の席上、ベンティンク (下院議員) が貴族院 (以下、上院) 議員のダービーを自分たちのリーダーに推薦し、満場一致で了承された。これは、ダービーを党首とする保護貿易派「新党」の事実上の旗揚げといつてよい (Hawkins 2007 : 313-314)。同時に、「保守」党ラベルの存続はダービーの考え方次第ということになった。

「ピールのトーリー党 (旧保守党) 分裂↓ピール派脱党」の一因は、ほかならぬダービーその人だった。にもかかわらず、当の本人はピール派との和解、すなわち保守党の再建・再統一を望んでいたとホーキンスは述べている。当時 (一八四六年七月〜一八四七年一月頃) ダービーの党再建・再統一構想は、「次期 (一八四七年) 総選挙が実施されるまで現状を維持する↓その結果 (保護貿易は都市部有権者層に評判が悪いので) 予想どおり総選挙に敗北する↓その後、野党の立場でピール派と和解する」という内容 (ibid. : 314) だったとされる。

しかしダービーら保護貿易派とピールら自由貿易派との和解は、事実上困難を極めたという。その要因として、ラッセル政権が提出した法案をピール派が支持したことや、保護貿易派による反カトリシズムへの極端な固執、麦芽税 (malt tax) 廃止をめぐる党内対立などが挙げられる。こうした経緯に伴い、同じ保護貿易派でも上院議員側はダービーのリーダーシップのおかげで比較的統一が保たれていたのに対し、下院議員側は、ベンティンクの力量不足も

あつて、その党内凝集性 (party cohesion) は弱かつた (ibid. : 314-328) とされることが多い。

ダービーが予想したとおり、一八四七年総選挙 (表2を参照) で保護貿易派は大幅に議席を減らした。しかしそれ (二八四七年秋) 以降、ダービーはピール派との和解による党再建・再統一をほぼ諦めざるを得なくなっていた。その結果、今度はピール同様「穏健な (割と保守的な見解を持つ) ホイッグ党議員」 (moderate Whigs) との合同を優先するようになったのである。

一方ピール派下院議員の間でも、無役の一般議員の一部には和解・再統一を望む声が見られた。しかし、ピールをはじめグラハム (James Graham) など著名な幹部議員は、和解・再統一を拒む方針を堅持していた。それゆえ一八四八年以後のダービーは、ピール派との和解・融合ではなく、「割と保守的なホイッグ党議員 (ホイッグ穏健派)」との協調やその包摂を新「保守」党再建・再統一の基本路線にしていた (ibid. : 330-331) と考えられる。

このように保護貿易派「新党」は難題続きであったものの、その実質的「新党首」ダービーが、ピール派ないしホイッグ穏健派の「包摂」に伴う自党の院内基盤強化を考えていた点は、もっと注目されてよい。そしてその帰結として一八四七年総選挙終了 (敗北) 後、党ラベル (党名) をどうするかという新たな問題が必然的に生じるようになった。

この点についてブレイクは、一八四七年総選挙で当選した残留組の大多数が「保護貿易派」という肩書を使用していたと述べている。同時に、「保守党」という名称はピールを連想させ嫌悪感すら抱かれたので、一八世紀のノスタルジアから「地方党」 (Country Party) という党名の採用も検討されたという (Blake 1988 : 78-79 早川訳1979 : 100 ただし、訳文を一部改めた)。

今日まで存続している「保守」党ラベルがダービーによって、新たに、再導入された経緯は、ブレークによれば以下のとおりとなる。

一八四六年当時、党内の「反ピール派・保護貿易派議員」組織化を支援したベリスフオード (William Beresford) という極右派トリー主義者が、同僚議員向け回覧状の件でスタンリーに書簡を送った。その追伸でベリスフオードはこのように記している。すなわち『保守党』は、われわれに参加を希望する者にも、『保護貿易派』や『地方党』を敬遠する者にも、すべて門戸を開放しているので、『保守党』と記載するのが最善の方策と考えました。(Blake 1988: 80 早川訳1979: 100-101 ただし、訳文を一部改めた) (下線引用者)

このことから、保守党ラベル再導入の直接的経緯として、核となるトリー党はもちろん院内基盤拡大のため、「ピール派」や「ホイッグ穏健派」という「中間派ないし中道右派」議員をできるだけ「包摂」する必要性と、それに対する期待があつたことを指摘せねばならない。振り返ってみれば一八三〇年代前半のピール時代にも、基本的にはこれとほぼ同じ理由で、「保守」党ラベルが初導入され、併用されていくこととなった。そのことを明らかにしてくれる史料を、ここでもう一つ挙げておくことにしよう。

それは、第一次ピール内閣が倒れる原因となった一八三五年総選挙敗北(表2を参照)後、総辞職を明言したピールに触発され、匿名で書かれた論文 *Hints to the conservatives, in a letter addressed to Sir Robert Peel, Bart., M. P.* (London: 1835) である。この匿名論文は、「保守」という党ラベルの相対的目新しさをよく考えるよう同僚議員に進

言した内容 (Gaunt 2023 : 71) となっている。本稿のテーマと直接関係ある部分は以下のとおりとなる。

閣下、……党名として導入された「保守」(‘Conservative’) という新しい言い方を今や多くの人が歓迎するのは、単に当事者がその新しい言い方をするだけで、トリーというほとんど廃れた、とても不快なニックネームから完全に切り離されるからだけではありません。むしろそれより本質的に重要なのは、少なくともさしあたり、この党名には不快な響きがないので、結果として、最もリベラルな意見の持ち主をイライラさせることも、そしてまた、最も頑固で頭の固い人たちが不満に思ったりすることも、ほとんどなくなると思われる点です。この新しい党名は、これまでほとんど獲得できなかった精神的自主性をもたらし、さらには、イギリス人が大切に支え続けるようになった統治上のプリンシプルにもなるし、立ち止まって考えるための空間と休息時間をも万人に与えてくれるのです。……われわれはホイッグやトリーという言い方を過去のものとして見るようになりましたので、今後ホイッグやトリーという二つの言い方への厳格な定義づけは一切必要なくなるでありましょうし、両党それぞれ伝えている印象を、少なくとも、より一般的な定義で、しかも素直な心と探究心に合わせて描こうとするようになるかもしれません。……トリー主義は、一貫した惰性と、あらゆる変化への抵抗を表わすとともに、わが祖先が作りあげた諸制度への無限かつ狂信的ともいえる崇敬の念を意味する言葉と考えられています。それとは逆にホイッグ主義は、知性の進歩に伴い、いつか到達すると思われる想像上の完成形を常に目指していますが、それも今や、過去のこととはいえない状況になってきました。それゆえ、あらゆる濫用の責任を彼らに取らせ、彼らが企てる改良計画を一切重視しなくて済むようになるという理由から、この保守党という名称にはトリー党という名称以上のアドバンテージがあるのです。

(Gaunt 2023 : 91) (下線引用者)

一八四六年以降割と敬遠されがちだったにもかかわらず、なぜ「保守」党ラベルは、結局、残留組(保護貿易派)によって再導入されたのだろうか。このことは、ダービーら反ピール派——繰り返しになるが、現在に至る保守党の出発点であり直接の源流となる議員集団——すなわち、保護貿易派の議員たちにとっていかなる意味を持っていたのか。

上記の言及から、「今やネガティブで何のメリットもない『トーリー』」と、「リベラルな人も頑固な人も同時に満足できる『保守』」との、意味上・ニュアンス上の違いが明らかとなった。それはすなわち、「保守」であればトーリーの「コア」を敵に回すことなく、その「周辺」の比較的リベラルで穏健な保守の人たちまで同時に一括して包摂できる可能性が高いということである。つまり「保守」を用いることによって、急進主義勢力や革命勢力の圧力に対抗できる幅広い「中道・右派連合」、すなわち「保守系院内基盤」の拡大・構築が中長期的に実現できる可能性があった(渡邊2023 : 22)と考えてよい。

ここまでの検討結果から、新旧院内保守党(一八三〇〜四〇年代)における「保守」党ラベル導入の必要性とそれへの期待ということで新党ラベル導入・再導入の直接的な経緯が明らかとなった。ホーキンスによればダービーのとした態度こそ、「トーリー」あるいは「保護貿易派」という従来の呼称 (designations) の停止、すなわち「保守」党ラベルの再導入(復活)だった。そうすることでダービーは、この新党が従来のトーリー的な「反カトリック、反ユダヤ主義の残党」(an anti-Catholic and anti-Jewish rump)に成り下がってしまうのを防いだとされる。したがってここか

らも、「保守」が「下院各党派（とりわけ中道・右派陣営）を横断し、広く参加を呼びかけ」る（Hawkins 2007 : 340）うえで比較的好都合な党ラベルだったことは明白である。

また、「一八四六年以降保護貿易派の怒りとプロテスタント志向によって煽り立てられてきた保守党議員たちは、思慮分別ある熟考とは無縁の激しい憤りを見せつけてきた」ので、ダービーとしては、「背信の罪に後悔を禁じ得ないピール派と、まごついていたホイッグ党に門戸を開放しつつ、憤りを見せていた保護貿易派議員や反カトリック派議員たちの怒りもやわらげようとした」（*ibid.* : 354）と見ることができよう。

そうだとすると、一八四〇～五〇年代当時のイギリスでは、「保守」という言葉にある程度「中道的で進歩的な」意味合いも込められていたことがわかってくる。だからこそ、「保守」党ラベルの導入と再導入によって、「現状維持」プラス「包摂」という二重効果も期待されたのではないかと推察できるのである。

とはいえ、今回（二度目）の「保守」党ラベル（再）導入は、事実上の「党首」と呼ぶに相応しいダービーによって決定された。その点でピール時代とは異なり、ある程度「上から」によるものと考えてよい。そうした意味では、通説と異なり、ピールでなくダービーこそ実質的な真の「初代保守党党首」と見ることも可能ではないかと思われる。では、ピール時代とダービー時代において新しい「保守」党ラベル導入に至らしめた、もつと構造的で奥深い政治的背景はいかなるものだったのであろうか。次章では、こうした点について、さらに考察を進めていくことにしたい。

三、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入の政治的背景

ここでは、上記の問に可能な限り答えるため、当該分野に隣接する代表的な先行研究成果を下敷きに、以下二つの観点からアプローチを試みたい。「一、はじめに」でも触れたとおり、一つ目は「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序」、二つ目は「当時の有権者による分割投票傾向の変化」である。

(1) 当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序と「保守」党ラベル

① 内閣の制度化と機能強化に伴う党内規律化・党内凝集性の増大

一九世紀イギリス下院議員の党派意識 (*partisanship*) や党内造反について調査した政治学者ベリントン (Hugh Berrington) によれば、「一九世紀前半・後半を問わず、党の中心部で生じた党内造反は、ほとんどの院内採決において当時の政府与党を強化し、野党側を無力化する効果をもたらした」という。それは「野党のほうが政府与党以上に党派横断的で、しかも無党派的な投票を行っていたからである」。そのうえでベリントンは、「政府与党は、自党からの脱党を怖れるケース以上に、野党内不和のせいで与党支持が増えることが期待できるケースをより多く経験していた」(Berrington 1968: 359) としている。

これは、かつて国王がその「大権」という形で独占してきた官職任免権や議会解散権を今や(首相と大蔵省を中心とする)政府与党が独占するようになった結果、必然的に「野党」よりも「与党」側で党内凝集性が増大していったことを意味している。それゆえ、与党限定とはいえ、この時期に党内凝集性や党派意識が相対的に高まったとするなら、

それは行政権の主体である「内閣」が一九世紀を通じて公式に制度化された結果であると同時に、内閣機能の強化に基づくものと見ることもできよう。ピールが首相として発信したタムワース宣言が、のちに「近代保守主義・近代保守党の創設文書」扱いされるようになったのも、この辺の事情をよく表している。

また、周知のようにバジヨット (Walter Bagehot) も、政党指導者たちは「どんな誘惑よりもはるかに強力な強迫で〔議員たちを〕押さえつけることができる。政党指導者たちは、議会を解散できるのである。これこそが、政党を一つにまとめる秘訣である」(バジヨット 遠山訳2023: 215) と述べている。そうだとすれば、新たな「○○」党ラベル導入の政治的背景としては、「内閣、そして首相⇨党首など幹部議員の制度化」に伴う党内規律化のほうが大きな意味を持っていたということになるのかもしれない。

② 主要政治争点の続出に伴うパーティ・ラインの明確化

他にも、一九世紀の下院活動を分析した政治学者マクレーン (Tain McLean) は、一八三二年以降の党内凝集性増大に関する——相互に関連し合う——三つの解釈(説)を紹介している。①両党とも党内規律の手段を初めて身につけたから (organizational)、②議員や議員候補者が再選・当選を確実に果たすには、どちらかの政党に所属したほうが都合だと自ら考えるようになったから (electoral)、③選挙の圧力とは別に、議員が党独自のイデオロギーを最終的に理解したから (ideological)、という二つがそれである。そのうえでマクレーンは、これら三つのうち、オストロゴルスキー (Moisey Ostrogorsky) 以来最も注目されてきた「①党組織化説」は、意外と説得力に乏しい (McLean 1992: 499—500) と主張している。

さらにマクレーンは、一九世紀当時の下院活動がいわゆる 'government days' と 'private member's day' とに区別さ

れ、前者の増加⇨後者の減少という傾向を示したうえで、一八三二年から一八八五年の間に無所属議員の影響力は確実に衰退していったと指摘している (ibid. : 500)。

いずれにせよ、これらの先行研究成果を踏まえると、党内凝集性の増大などに代表される、「保守」党ラベル導入の政治的背景を考察するには、保守党や自由党の「パーティ・ライン」(party line) という観点からアプローチしていく必要があるといえよう。

そこで、新党ラベル導入の政治的背景について、今度は「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序」という観点から考察してみることにしたい。

前述のベリントンは、一九世紀に「イギリス各党の党内団結 (unity) を築き上げたものは、階級戦争によって生じた焦熱地獄ではなく、ナショナルリテイと宗教をめぐって大昔から続いてきた闘争心」(Berrington 1968 : 369) だとした。確かに一九世紀後半のアイルランド自治問題 (Irish Home Rule) などはその典型であろう。だとすれば、本稿が対象とする一九世紀前半における新党ラベル導入の政治的背景は、そうした主要政治「争点」(issues) や対立軸の存在、それに伴うパーティ・ラインの整序と何らかの関係があるのではないだろうか。

さらにベリントンは、当時の院内採決で見られた「自由党議員と保守党議員の党内団結——換言すれば以前よりも党内造反が生じなくなった——理由の違い」について次のような見方をしている。

自由党の議員たちが院内採決で党幹部に逆らわなくなったのは、自由党幹部議員の主義主張 (causes) が彼らと一体化していたからである。そしてそれ以上に保守党議員たちが自分の所属政党に大きな忠誠を示したのは、党への忠

誠心 (party loyalty) こそ急進派の政治的挑戦に対抗できる唯一のバリアだったからである (ibid. : 372)。

これまでの考察を踏まえると、保守党に関しては確かにそのとおりであろう。ベリントンの指摘に従うと、古くて狭量なイメージがつきまとう「Tory」を用いるより、新しく幅広く、包容力もありそうな「Conservative」を用いたほうが「仲間を増やしやすく、防波堤効果も大きくなる」ことは間違いない。

そこで今度は、第二次ピール内閣期の主要政治争点と、それらをめぐる院内採決結果を分析したアイデロツテ (William O. Aydelotte) の研究成果を手がかりに、さらに検討してみることにしよう。

政党間論争において政治争点の果たす役割は、これまで研究者から過小評価されることが多かった (Aydelotte 1966 : 95)。アイデロツテも指摘するように、確かに主要政治争点をめぐって、当時は両党とも党内不一致が常態化していた (ibid. : 107-108) といわざるを得ない。とはいえ、すべてではないが、表3で示されたある一定の政治争点——**②** 所得税導入 (政府提出の一八四二年度予算案)、**③** 自由貿易化、**④****⑤** アイルランド問題——に関しては、ほぼパーティ・ボータイング (パーティ・ラインの整序) が確認できるのである。

そこで、表3に掲げた八つの主要政治争点をもう少し細かく分析してみよう。

まず**①**チャーティストの請願 (労働者階級への参政権付与など議会民主化の要求) に保守党が断固拒絶の態度を示したのに対し、自由党の意見は賛否両論に割れていた。一九世紀後半にいわゆる「リブ||ラブ主義」(Lib-Lab. ism)——自由党議員を当選させることによって労働者階級の意見や利益を国政に反映させようとする考え方・運動——が展開された遠因も、ここに垣間見ることができるといえる。次に**⑧**カトリック教徒の救済という、当時としては「リベラル」な政

【表3】 第二次ピール内閣期（1841～46年）の主要政治争点をめぐる院内採決の傾向（%）

	「自由党系 (Liberals)」		「保守党系 (Conservatives)」	
	<賛成>	<反対>	<賛成>	<反対>
① チャーティストの請願 (1842年5月3日)	43	57	0	100
② 所得税導入に対する異議申立て (1842年4月18日)	96	4	1	99
③ 砂糖関税の引下げ (1842年6月3日)	99	1	1	99
④ アイルランド問題検討委員会設置 動議 (1844年2月23日)	99	1	0	100
⑤ アイルランド国教会収入検討委員 会設置動議 (1844年6月12日)	99	1	1	99
⑥ 農業不況に関するコブデン提出 動議 (1845年3月13日)	98	2	2	98
⑦ 大学改革 (1845年4月10日)	98	2	0	100
⑧ ローマ・カトリック教徒救済法案 (1847年2月24日)	100	0	12	88

出典 Aydelotte 1966: 107の表3に基づき、党派色の違いが明白な主なものだけを抜粋して筆者作成。

治争点に関しては、自由党は完全に賛成していたことがわかる。同時に、当時の保守党が従来のトリー党的伝統そのままに「反カトリック的」だったことも読み取れる。

それに対し②から⑦までの六つは、いずれも党内不一致や造反率が一〇%未満の、つまり主要政治争点に対する「両党の意見の違い」「党としての姿勢」、すなわちパーティ・ラインの整序と明確化に大きく貢献した政治争点ないし対立軸といえることができる。

②は、要するに、ピール内閣が提出した一八四二年度予算案に対する是非である。戦時ならともか

く、平時にもかかわらず一八一六年（一連の対仏戦争終結後）以来およそ四半世紀ぶりに所得税を導入する提案だったため、地方農村部の地主貴族やジェントリ層（保守党支持基盤）の負担も当然重くなるはずである。⁹ なのに、所得税導入への反対論は保守党内でさえ一%しかなく、この時点では政府与党内の意見がそれなりにまとまっていたことを示している。また、^③自由貿易化をめぐる論争は、既述のとおり一八四六年にピークを迎えることになる。

そして、当時の最重要政治争点とされるのが一連の^④^⑤アイルランド問題であった。当時のアイルランド問題は「国教会」「教育」「土地」という三つの問題に区分できるが、これらを突き詰めれば、どれもアイルランド「自治」の問題に行きつく（Blake 1988 : 50-53 早川訳1979 : 64-67）。自治を含むアイルランド問題をそれなりに改善したほうが現状維持につながる——これが、ホイッグ党を中心とする「非保守（トリー）党すなわち、のちの自由党系」議員の基本的な考えであった。

これに対し、アイルランドの現状に少しでも「メス」を入れれば君主制や国教制はもちろん連合王国全体の崩壊につながると思え、これを断固拒否してきたのが「保守（トリー）党系」議員だった。たとえば一八三五年以降ダービーが四〇人ほどの仲間を引き連れてホイッグ陣営からトリー陣営に鞍替えしたのも、グレー内閣が推進してきた「アイルランド国教会余剰収入民間流用」政策に断固反対の姿勢を貫いたからである。¹⁰

このように当時のアイルランドをめぐる諸問題は、一八三二年から一八三七年頃にかけては、その議員が「トリー」か「ホイッグ」かを識別できる「リトマス試験紙」的な政治争点となっていた。

したがって、一八四〇年代初頭におけるトリー（保守）党のパーティ・ラインは、ホイッグ（自由）党のそれとは真逆の「保護貿易維持（自由貿易化反対）・アイルランド国教会維持（プロテスタントイズム支持）・非国教徒の入学を

認める寛容な大学改革への異議申立て」という図式で、ほぼ定着していたことがわかる。そして既述のように、大半の政治争点をめぐって常に党内不和を経験し、党内不一致が常態化していた両党（とりわけトリー陣営）からすれば、目新しく、穏健勢力から守旧勢力に至るまで「右派陣営」を幅広く包摂できる「保守」党ラベル導入が、一部とはいえ、こうした主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの整序（二大政党化）と完全に無関係だったと考えるのは難しいといわざるを得ない。

(2) 当時の有権者による分割投票傾向の変化と「保守」党ラベル

制度は政治アクターの合理的選好によってつくられるとしながらも、イデオロギーの果たす役割を完全否定しない——このような新制度主義の立場に基づき、比較的研究成果の乏しい「候補者個人よりも政党に投票する有権者に強く見られる特徴」を明らかにしようとしたのが政治学者のコックス (Gary W. Cox) である。

コックスによると、院内政党に対する（第一次選挙法改正など）選挙権拡大の影響は間接的なものであり、選挙権拡大に伴う有権者増大で強化されたのは、むしろ「党ラベルに対する依存度」だったとされる。党ラベルは、新しく増えた有権者とのコミュニケーション手段の一つとなり得たからだ。

その結果、たとえば「党内規律が強いから党綱領の政策も実現可能」といった具合に、党に対して有権者が抱く「評判・名声・信望」(reputation) というものが党関係者全体に効果をおよぼすようになった。とりわけ大規模バラ（都市選挙区）の候補者個人は、増大した有権者へのコミュニケーション (PR) 手段として「新聞」と「党ラベル」に依拠せざるを得なかったからである (Cox 1987: 128-129)。

それゆえコックスは、選挙権拡大Ⅱ有権者増大の影響は、「院内政党」に対してというより、「有権者の政党評価」のほうで大きかった (Ibid.: 129) とする。このように「パーティ・ボートイングの増大」と「有権者数の増大」との間には関連がありそうである。特に一八三二年以後の議員や議員候補者の立場からすれば、党ラベルを有効活用しない限り、自分に関する情報を有権者に十分伝えられなくなったとしても不思議ではない。

しかしそうだとすれば、自身の当選と再選（落選防止）を最優先すると予想される議員や議員候補者、そしてその所属先である「院内政党」も、従来以上に党ラベルを気にする（重視する）ようになるのではなからうか。政治への関心が高い有権者は、投票の際候補者個人に対する評価選択基準として、当該候補者が所属する院内政党の凝集性の強さなども当然意識すると考えられるからである。

それに加え、前述したように、この時期に見られた「内閣の制度化や機能強化」も無関係とはいえないであろう。この点についてはバジヨットも一八六五年の時点で「おそらく議員の大半は、特定の内閣に賛成するはずだという理由から選ばれるのであって、純粋な立法上の理由からではない」（バジヨット 遠山訳2023: 47）と指摘している。第一次選挙法改正が実現して以来、有権者が次第に‘executive-oriented’になってきたという事実があるとするれば、その帰結として議員や議員候補者たちもどちらか一方の政党に、言い換えれば「内閣」という組織を着実にコントロールできそうな「院内政党のどちらか一方」に自分を結びつけるようになるであろう。

したがって、「有権者の増大」と「内閣の強化」という一九世紀イギリスの共通プロセスと「新党ラベル導入・定着」には関連性があると考えられる。しかもそれは「上から」の完全な押しつけや強制ではなく、逆に議員や議員候補者側の個々の事情、つまり「下から」生じた流れによる変化だった可能性が高い。

【表4】 イングランド2人区における非党派的投票の割合 (1832~65年) (%)

	スプリッター	プランパー	合計
〈総選挙年〉			
1832	15.6	6.4	22.0
1835	18.8	8.8	27.6
1837	10.6	5.0	15.6
1841	7.3	3.1	10.4
1847	22.9	15.4	38.3
1852	16.3	9.0	25.3
1857	19.0	13.7	32.7
1859	11.6	5.3	16.9
1865	8.5	4.8	13.3

出典 Cox 1987 : 103 表9.4と108 表9.5に基づき、本稿論究対象期間のデータのみ抜粋して筆者作成。

いずれにしても、こうした理由を背景に、各党の評判や名声を単純かつ抽象的に標示する集合的シンボルとして、党ラベルそのものが一九世紀を通じて有意性をもつようになった (ibid. : 130, 144) ことはおそらく否定できまい。保守党における「保守」党ラベル導入は、共有可能なアイデンティティの必要性とその形成という文脈で理解していく必要があるといえよう。

ところでコックスは、'Conservative' & 'Liberal' といった用語がいずれも一八三〇年代から共通して使用されるようになり、そうした用語が時間とともにオープンな形で用いられる機会が増えていった点にも注目している (ibid. : 129-130)。そして、一九世紀イングランドの二人選挙区 (double-member districts)、すなわち有権者が一人二票投じることの可能な選挙区) における有権者の分割投票など「非党派的投票の割合」の傾向と変化をまとめた (表4を参照)。

具体的には、ストレートにパーティ・ボートイングしない有権者は、「スプリッター／分割投票者 (Splitters)」、すなわち連記投票で持ち分の二票をそれぞれ異なる政党の候補者に投じた有権

者」と、「プランパー (Plumbers)、もつともこのでいうプランパーは、全票丸ごと一人の候補者に投じるのではなく、逆に自分の支持政党から候補者が二人立候補しているのに、連記投票で持ち分二票のうち一票しか投じなかった、非党派的な有権者」という二種類に区分されている。秘密投票法成立(一八七二年)前の段階だったので、有権者が雇用主や大家から圧力を受けて投票していた可能性も高い。その結果、前者のように分割投票する有権者も当然多かったと思われるが、もちろんこれらが必ずしも本人の意思に基づく投票だったというわけではない。

とはいえ、これらが当時の有権者の投票行動を示す貴重な資料であることは間違いない。そこで表4を見てみると、「保守」党ラベルが導入されるようになったと見られる一八三五年総選挙以降、スプリッターもプランパーもその割合は明らかに減少している。そして、総選挙で圧勝し初の本格的な保守党政権とされる第二次ピール内閣を生み出した一八四一年総選挙の時点で、スプリッター(七・三%)もプランパー(三・一%)もその割合が最少——つまりパーティ・ボートイングが相対的に最多——となっていることがわかる。

ところが一八四六年の穀物法撤廃をめぐるトリー党(旧保守党)分裂以降、両者とも再び著しく増加し始めた。これは明らかに、旧保守党の分裂と混乱に伴う一時的な離合集散の帰結といえよう。

しかしながらダービーによって「保守」党ラベルが再導入されてからは(一八四七年総選挙以降)、両者とも再び減少傾向を見せている。これは、パーティ・ボートイングが再び増加傾向に転じたことを意味している。さらに自由党も、グラッドストンの影響でそのパーティ・ラインがより明確となった一八六五年総選挙では、一八四一年当時はおよばないものの、有権者の非党派的な投票は減少傾向にあったことがわかる。

ここから読み取れるのは、一九世紀という百年間で徐々に増加していった有権者が「選挙区の候補者」を通じて、

候補者「個人」にではなく、「政党」という政治集団(とその党ラベル)に投票するようになっていったという周知の事実であろう。さらに、少なくとも総選挙の次元においては、一八三〇〜四〇年代、そして再び一八五〇年代後半以降、パーティ・ボートイングが徐々に確立していったのも明らかといえる。

ちなみにコックスは、一九世紀前半の総選挙で当時の新聞タイムズ(*the Times*)に掲載された党ラベルの特徴や変化についても言及している。それによると、一八三七年、一八四一年、一八四七年の各総選挙では、タイムズ記載の党派ラベルは複数存在していたとされる。

たとえば‘Peelites’(ピール派)や‘Liberal Conservatives’に加え、保守党に分類可能なラベルあるいはレッテルとして‘Tories’& ‘Protectionists’、自由党として括ることが可能なものとしては‘Whigs’& ‘Reformers’、そして‘Radicals’などがあつたとされる。

また、あるホイッグ系候補者が一八三七年総選挙で立候補した際には、当時ホイッグ党が政府与党だったため‘Ministerialist’(政府与党議員)というラベルがタイムズに掲載されていた。これが一八四一年総選挙になると‘Conservatives’& ‘Whigs’、そして‘Radicals’といったラベル表示も紙面で確認されるようになり、さらに一八四七年総選挙では‘Liberals’が登場している(*ibid.*: 107-108)という。

このように、「新聞」という当時の主要政治コミュニケーション・ツール(院内政党の外側)もまた、総選挙時における有権者の判断材料の一つとして、「保守」党ラベルの導入や定着を後押ししていたといえるであろう。

以上から、「当時の主要政治争点をめぐるパーティ・ラインの一部明確化」、加えて「当時の有権者による分割投票の一定期間における減少(パーティ・ボートイングの一時的増大)」という事実を踏まえると、「保守」という新しい党ラ

ベルが導入されるようになった政治的背景を——直接的・具体的な関連性やインパクトが完全にあつたとは断言できないが——ここに見出すことも一応可能となる。また、周知のように、一九世紀後半の「ディズレーリ対グラッドストーン」という二大政党対決時代になると、「保守」「自由」両党ラベルはさらに浸透した。その結果、両党のパーティ・ラインもより明確化していくことになる。

それゆえ、短期的に見た場合、「保守」党ラベル導入の政治的背景については、その評価もケース・バイ・ケースであろうし、普遍的とはいえないかもしれない。

しかしながらスチュアートも指摘しているように、「二〇世紀の政府与党は総選挙でつくられたり壊れたりする。一八世紀の政府与党は、下院でつくられたりつくられなかったりした。一八三二年から一八六七年にかけての政府与党は二〇世紀型に向かつていたが、一八世紀と二〇世紀両慣行の間を行ったり来たりしていた」(Stewart 1978: 108)。それゆえ中長期的に見れば、「保守」党ラベル導入の政治的背景として、議員(議員候補者)同士の、あるいは対有権者という面での何らかのアイデンティティ構築と共有、加えてその必要性は、やはり否定されるべきでないと思われるのである。

四、おわりに

「保守」党ラベルは、通説のように一八三二年以降突然つくりだされたのではなく、一八二〇年代末期の諸問題をきつかけに、既に政治的な意味を持つ名称ないし用語として登場していた。それゆえカトリック教徒解放という「争

点」と政争から生じた可能性が高い。とはいえ「保守」党ラベル導入の流れは、とりわけ第一次選挙法改正（議会の民主化）をめぐる攻防と改正反対派側（トーリー党）の混乱・敗北を経て一気に加速するようになった。

その結果一八三〇年代のピール時代に「保守」党ラベルが導入された経緯として、院内基盤拡大のため、ネガティブなイメージを「一新」し、ホイッグ穏健派などを「包摂」する必要性や期待（さらにその根底には一定の危機感）があった可能性を指摘することができる。

一八四六年以降のダービー時代も基本的には同様であり、脱党したピール派との「和解」やホイッグ穏健派への「接近」に基づき、分裂後の党再建・再統一の意志があったことはほぼ間違いない。そのためには、右派のコアをなるべく「離反させず」、ウィングを右から左（中間）へさらに「拡大する」ことが不可欠であり急務であった。その意味で当時の右派陣営からすれば、「保守」党ラベル導入は、共通の利害関係で結ばれた議員集団としての生き残りをかけた対急進主義「戦略」を支える重要な「戦術」の一つだった。つまり「保守」党ラベルには、従来の「トーリー」ではもはや実現不可能となった、きわめて有効な役割と効果が備わっていたのである。

一方、「保守」党ラベル導入に関するより奥深い政治的背景については、上述した先行研究成果を見る限り、主として一九世紀後半に見られた一定の主要政治争点をめぐるパーティ・ライン整序（二大政党化の流れ）とまったく無関係だったと断じることができない。「保守」党ラベル導入と当時の有権者のパーティ・ボートイング化傾向との間にも、何らかの関連性を見出すことは可能であった。

いずれにしても、一九世紀前半における「保守」党ラベル導入は、これまで右派陣営を構成してきた従来型で保守的な‘factions’連合（いわゆるトーリー党）が、政治争点の続出や選挙民の増大といった一九世紀前半特有の変化に、危

機感と必要性」の両面で試行錯誤しながら対応した——就中保守党では院内マイノリティ常態化脱却も含めた——試みとその帰結ということができる。

したがって、右派陣営の「院内政党としての凝集化」、ひいては「二大政党の二翼化」も、「保守」党ラベル導入を通じて、ある程度促進されたと見てよいであろう。

今回の考察では対象を保守党に限定したため、自由党側の動向を深く考察することができなかった。保守党を研究対象とする限り、一九世紀当時の保守党が「対峙」せざるを得なかった自由党のケースについても言及すべきであることはいうまでもない。

加えて、ピールやディズレーリ以上に先行研究が少ないダービーの党内リーダーシップやイデオロギー（政治思想的基盤）、そしてそれらが一八四六年以降の近代（現）保守党の形成・発展に果たした役割についてより綿密に検討する必要性も生じてきたので、今後の研究課題としていく所存である。

(1) 当時の国王チャールズ二世 (Charles II) の王位継承有力候補者で実弟のヨーク公爵、のちのジェームズ二世 (James II) がカトリック (旧) 教徒であったことから、彼を王位継承候補から排除するため、一六七九年に「王位継承排除法案」(Exclusion Bill) が議会に提出された。

同法案を提出し、これに賛成した議員たちは初期の商業ブルジョアや非国教徒 (清教徒など) から支持された。しかし賛成派の議員たちはいわば反国王派でもあったため、今日でいう野党的な「地方党」(country party)、一方ジェントリ層や国教徒たちの支持を集めた反対派議員は国王派ということもできるので与党的な「宮廷党」(court party) とも称されていた。

実は両派とも、過去の経験から、反動的で「血生臭い」専制君主のイメージがつきまとう旧教徒国王の登場には、程度の差

こそあれ概ね否定的な立場をとっていた。しかし宮廷党は、王位継承という国王大権事項への臣下（議会）の介入に反発する「国王大権尊重派」でもあったため、一部を除けば、消極的に王弟を支持したにすぎなかったと見られている。

こうした状況下で国王は解散総選挙を断行し、この問題を有権者（世論）に訴えたが、世論は地方党に味方した。この結果に不満のチャールズ二世は、国王大権を武器に総選挙後の新議会を開催しなかった。総選挙に勝利を収めた地方党議員は新議会開催を国王に「請願」したので「請願者」(Petitioners)と呼ばれ、これに反発した宮廷党議員は、それは国王大権への干渉行為であり「嫌悪」すると主張したので「嫌悪者」(Abhorers)と呼ばれるようになった。

そしてその後、請願者側は嫌悪者側を「トリー」、嫌悪者側は請願者側を「ホイッグ」と呼んで、互いに罵倒し合うことになったのである（渡邊2022：144-145）。

ちなみに「トリー」とは無法者や強盗という意味のアイランド語‘foraidhe’に由来し、「ホイッグ」は、スコットランドの言葉で牛追いを意味する‘whiggamore’の短縮形で、転じて感激反乱分子を意味する言葉になった（松村・富田編2000：749, 812-813）とされている。

(2) これに対し、自由党 (the Liberals) の場合、「ホイッグ (Whig) イコール自由党」ではない。

一九世紀後半にイギリス二大政党の一翼を担うことになった自由党とは、ホイッグ貴族の集団「ホイッグ党」を中核として、ホイッグ流穏健改革を支持する「自由主義者」(Liberals)‘より急進的な改革を求める「急進主義者」(Radicals)‘、そしてアイランドにおけるトリー国的国教主義 (Anglicanism) の強要などに反発していた「アイランド民族主義者」(Irish Nationalists) などの集合体と、一八四六年のトリー陣営分裂後脱党した「ピール派」が新たに合流して誕生した「反保守党」陣営といえることができる。

また、いわゆる自由党の成立は、一般的に一八五九年六月六日とされることが多い。これは、フランスでクーデタを起こしたルイ・ナポレオン (Charles Louis Napoléon Bonaparte) への対応をめぐるホイッグ党内で対立していた進歩的なラッセルと、保守的なパーマストン (Henry John Temple, 3rd Viscount Palmerston) が和解したことに伴い、ダービー保守党からの政権奪還を目標に上述の反保守党系諸派が合流した帰結でもあった。

ちなみに、この「反保守党陣営」が「自由党」と呼ばれるようになった時期についても諸説ある。

たとえばジェニングスによると、一八三九年六月にホイッグ党指導者の一人ラッセルがヴィクトリア女王 (Victoria) に宛てた二通の書簡で、the Whig party の類義語 (synonym) として 'Liberal party' を用いたとされる。一八五二年の時点では 'Whig' と 'Liberal' が併用されていたが、一八五五年になると 'Liberal' が一般的となった。そして一八五九年の段階では、悪口を除き 'Whig' は一切用いられなくなったので、一八五二年から一八五九年を、「自由党」の呼称が定着した時期としてジェニングスは捉えている (Jennings 1961 : 75-77)。

(3) 一八一五年に穀物法が制定された背景の一つに、トーリー党を支持する地主貴族や農業関係者の圧力があつたとされている。

フランス革命 (一七八九〜九九九) に伴う対仏戦争・ナポレオン戦争の影響で、イギリスでは、大陸産穀物の輸入困難に伴う穀物不足から穀物価格が急騰し、「生産者」側の地主貴族や農業関係者がかなり潤った。ところが戦争の終結とともに安価な外国産穀物が輸入されるようになると、穀物価格が下がる恐れも生じてきた。そのため、彼らがトーリー党議員に働きかけて成立せしめたのがこの穀物法だったのである。

同法は予想以上の効果をあげなかったため、のちに穀物価格の上下に応じて輸入関税を増減させるスライド制が導入された。その結果、穀物価格が高額のまま据え置かれ、パンの値段も下がらなかったことから、都市部の商工業者や労働者など「消費者」層の不満は大きかった。

そこで、一八三九年には、産業資本家層を中心に自由貿易論者で政治家のコブデン (Richard Cobden) や実業家のブライト (John Bright) がマンチェスターで穀物法反対同盟 (Anti-Corn Law League) を結成し、穀物法撤廃運動を展開する運びとなった (松村・富田編2000 : 170)。

このように一八一五年穀物法をめぐる論争は、地方の地主貴族や農業関係者を主体とする国内生産者側 (主にトーリー) と、都市部の商工業者や労働者を中心とする国内消費者側 (主にホイッグ) との地域・階級間の利害対立であった。加えて、経済的争点をめぐる党派的对立の様相も呈していたといえる。

(4) 中世以来初となるこの本格的な議会改革によって、都市部の産業資本家など中産階級の上層部にまで選挙権が与えられた。加えて、それ以後の一連の選挙権拡大(民主化)の第一歩にもなったことから、この改正は後年「第一次」選挙法改正と呼ばれるようになった。

しかしながら、この改革によっても有権者はそれまでの一六万人から九五万人程度まで増大したにすぎず、記名投票や財産資格制限も残されていたので、本格的な民主化というにはほど遠い内容であった。

(5) タムワース宣言(一八三四年)は、総選挙実施直前に第一次ピール内閣で公認され、「首相」の立場でピールが行った全有権者向け所信表明演説である。一般的には、総選挙マニフェスト(manifesto)の嚆矢とされている。それに加え、本論でも触れたように、「トーリー主義」から「近代」保守主義へ脱皮ないし転換させるきっかけをつくった文書として、イギリス保守主義・保守党史上きわめて高く評価される場合が多い。

タムワース宣言の分析や政治史的意義については、さしあたって、渡辺容一郎『現代ヨーロッパの政治』北樹出版、二〇〇七年、一八一―二〇二頁を参照されたい。

(6) セシルのこの指摘を引用したマンハイム(Karl Mannheim)は、その論文「保守主義的思考―ドイツにおける政治的・歴史的思考の生成についての社会学的考察」(マンハイム 森博訳1974: 85)で、次のように言及している。

「この「保守主義という」語にはじめて特殊な刻印を与えたのはシャトブリアンであって、彼が政治的・教会的王政復古の理念を奉ずるその機関紙を「Le Conservateur」と名づけたときにはじまる。ドイツにおいてこの言葉は一八三〇年代にはじめて土着した。イギリスにおいては一八三五年にはじめて受け入れられた」。(下線引用者)

ちなみにシャトブリアン(François René de Chateaubriand)は、一八一四年のフランス王政復古で誕生したブルボン復古王朝(政府)に大臣として仕えた。ウィーン体制の基本原則である正統主義(legitimism)を重視した保守的な王党派政治家で、ロマン主義文学の先駆者としても知られる。

(7) タムワース宣言本文については、Robert Peel, *Memoirs*, Biblio Life, n.d. 版の pp. 58-67 をテキストとして使用した。

(8) 極右派トーリー主義者は、他の自由主義的トーリー主義者(liberal Tories)や急進的トーリー主義者(radical Tories)

に比べ、地主層の従来の利益のみ重視する伝統的なトーリー党政政治家といつてよい。国王と国教会体制の維持に執着する地主貴族やジェントリ層を主な支持基盤としており、「地方農業利益重視・現状の保護貿易維持・プロテスタントイイズム支持」カトリック教徒解放反対」がその基本的立場であった。旧来の有権者であるきわめて保守的な地主層の利益・感情に最も合致していたが、選挙の文脈では支持基盤が狭すぎて第一次選挙法改正後の新しい政治状況（中産階級有権者の一定数増加）に対応することができなかった。

彼らの多くは、少人数ながらも総じて変革を拒絶することが多く、そのためピールなどに代表される自由主義的傾向のトーリー党政政治家は、「中産階級を支持基盤とする穏健な院内勢力との合同」↓「支持基盤拡大」を戦略上常に考えざるを得なかったともいえる。

(9) 平時にもかかわらずピールが所得税を再導入しようとした背景には、当時深刻化していた飢饉とそれに伴う社会不穏を防止する狙いがあった。そうした狙いに基づく一八四二年度予算案を通じて、製造業の一層の保護とそれに伴う賃金上昇策に加え、食料品を含めた消費者物価抑制による貧困層への課税負担軽減策までピールは考えていた。また、均衡予算をつくりだすうえでも、所得税導入が必要だとピールは確信していた (Stewart 1978: 181) とされる。

(10) 当時の政界では、ホイッグであれトーリーであれ、アイルランドで国教会を維持しようという点ではほぼ一致していた。しかし、それを維持するためには、教会税を不承不承納めているアイルランド住民多数派・カトリック教徒の不満を為政者として聞き入れるべき——具体的には、国教会余剰収入の一部を民間事項（教育目的など）に流用するのを認めるべき——というのがホイッグ側の主張である。

それに対して、そういうことを少しでも認めると、アイルランドにおけるプロテスタント（イギリス）支配が弱まり、ひいては帝国の弱体化にもつながるとというのが、民間流用に反対するトーリー側の基本的立場であった (渡辺2010: 86)。

主要参考文献

- Aydolotte, William O. 1966. "Parties and Issues in Early Victorian England" *Journal of British Studies*, 5-2.
- Bale, Tim. 2016 (second edition). *The Conservative Party from Thatcher to Cameron*, Cambridge: Polity Press.
- Berrington, Hugh. 1968. "Partisanship and Dissidence in the Nineteenth-Century House of Commons" *Parliamentary Affairs*, 21-4.
- Birch, Nigel. n.d. *The Conservative Party*, London: Collins.
- Blake, Robert. 1988 (second impression). *The Conservative Party from Peel to Thatcher*, London: Fontana Press.
- Cecil, Hugh. 1912. *Conservatism*, London: Williams and Norgate.
- Cook, Chris and Brendan Keith. 1984 (rep.). *British Historical Facts 1830-1900*, London and Basingstoke: Macmillan.
- Cox, Gary W. 1987. *The Efficient Select—The Cabinet and the Development of Political Parties in Victorian England*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Disraeli, Benjamin. 1969 (London: Colburn 1852). *Lord George Bentinck: A Political Biography*, second edition, Farnborough: Gregg International.
- Gaunt, Richard A. 2015. "Chapter4 Sir Robert Peel", in Clarke, Charles, Charles, Toby S. James, Tim Bale and Patrick Diamond (eds.), *British Conservative Leaders*, London: Biteback Publishing.
- Gaunt, Richard A. 2023. *Sir Robert Peel—Contemporary Perspectives, vol. II The New Conservatism, 1830-1945*, Abingdon: Routledge.
- Garnett, Mark. 2023. *Conservatism*, Newcastle upon Tyne: Agenda publishing.
- Hawkins, Angus. 2007. *The Forgotten Prime Minister—The 14th Earl of Derby, volume I Ascent: 1799-1851*, Oxford: Oxford University Press.
- Hawkins, Angus. 2015. *Victorian Political Culture—Habits of Heart and Mind*, Oxford: Oxford University Press.

- Jennings, Ivor. 1961. *Party Politics, vol. II The Growth of Parties*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Jones, Emily. 2017. *Edmund Burke and the Invention of Modern Conservatism, 1830-1914*
——— *An Intellectual History*, Oxford: Oxford University.
- Leach, Robert. 2015 (third edition). *Political Ideology in Britain*, London: Palgrave.
- Memoirs by The Right Honourable Sir Robert Peel*,
published by the Trustees of his papers, Lord Mahon (now Earl Stanhope) and The Right
Hon. Edward Cardwell, M. P., Part II.———The New Government; 1834-5
(London: John Murray) 1858, in *Robert Peel, Memoirs*, Biblio Life.
- McLean, Iain. 1992. “Rational Choice and the Victorian Voter” *Political Studies*, 40-3.
- Norton, Philip. 2008. “The Future of the Conservatism” *The Political Quarterly*, 79-3.
- Peel, Robert. n.d., *Memoirs*, (Biblio Life).
- Sir Robert Peel from his private papers*,
edited for his trustees by Charles Stuart Parker with a chapter on his life and character by his grandson, the Hon. G. Peel
vol. II, vol. III (New York: Kraus Reprint) 1970. Originally published: London: J. Murray 1899.
- Stuart, Robert. 1978. *The Foundation of the Conservative Party 1830-1867*, London: Longman.
- The Quarterly Review*, vol. XLII, published in January and March, 1830, London: Palala Press.
- 中村英勝・1986『イギリス議会史〔新版〕』有斐閣・
- 松村赴・富田虎男編著・2000『英米史辞典』研究社・
- 渡辺容一郎・2007『現代ヨーロッパの政治』北樹出版・
- 渡辺容一郎・2010『オポジションとヨーロッパ政治』北樹出版・

渡邊容一郎：2022. 『西洋政治史』 晃洋書房.

渡邊容一郎：2023. 「トリー党と保守党―近代イギリス保守党史の一考察―」 『政経研究』 第六〇巻第二・四号、日本大学法学会所収.

ウォルター・バジヨット (遠山隆淑訳)：2023. 『イギリス国制論(上)』 岩波書店.

カール・マンハイム (森博訳)：1974. 「保守主義的思考―ドイツにおける政治的・歴史的思考の生成についての社会学的考察」

『歴史主義・保守主義』 恒星社厚生閣所収.

ヒュー・セシル (栄田卓弘訳)：1979. 『保守主義とは何か』 早稲田大学出版部.

ロバート・ブレーク (早川崇訳)：1979. 『英国保守党史』 労働法令協会.

〔付記〕 本稿は、名古屋大学で開催された二〇二四年度日本政治学会研究大会報告論文(未定稿)に一部加筆し、修正を加えた内容である。学会当日は討論者をはじめ会員諸氏から多くの貴重なコメントや情報をいただいた。記して感謝の意を表したい。

二〇二四年欧州議会選挙と右派政党

——何が統一会派を妨げるのか——

山 本 直

はじめに

二〇二四年六月に実施された第一〇回欧州議会選挙（以下「二〇二四年選挙」）では、右派から極右に位置づけられる政党がEU各国で伸張した。^① イタリアのジョルジャ・メローニ首相が率いる「イタリアの同胞（FDI）」の一八増をはじめ、マリーヌ・ルペンのフランス「国民連合（RN）」も七増であった。その他、オランダ「自由党（PVV）」と「ドイツのための選択肢（AfD）」が各々六増、四増となっている。右派に位置するすべての主要政党が議席を増やしたわけではない。それでも、全体としては左派やリベラルの系統にある諸政党が各国で苦戦したことと対照的な

結果となった。⁽²⁾

EU各国における右派政党の大半は、移民とりわけ不法移民と難民の国外退去を求めている。イスラム教や外国人への嫌悪感を隠さない政党もある。これらの政党はまた、EUの中央集権的、官僚的もしくはエリート主義的な組織のあり方、ならびに脱炭素を促すEUの環境政策を批判する傾向にある。⁽³⁾ このように共通項の多い右派政党であるが、欧州議会で統一会派が結成されないのは何故であろうか。

これまで欧州議会では、右派政党からなる少なくとも二つの会派が並存する状態が続いた。その状態は、二〇二四年選挙でも解消しないばかりか、右派政党からなる第三の会派がさらに結成されるところとなった。⁽⁴⁾ たしかに欧州議会の『手続規則』にしたがえば、少なくとも七つの加盟国から二三名の議員が集まれば独立した一つの会派を結成できる。⁽⁵⁾ これにより、欧州議会の予算で会派の専属スタッフを雇い、専用の事務所を開設することも可能となるのである。⁽⁶⁾ とはいえ、政治的な影響力を考慮すれば、会派は大きいほど享受できるメリットも増すであろう。すなわち、院内委員会の委員長ポストの獲得、EUの立法と予算政策への関与、さらには欧州委員会委員の人事といった局面で強い存在感を発揮しうる。そのようなメリットがあるにもかかわらず、統一会派の結成に至らない要因を明らかにすることを本稿は試みる。

このような本稿の試みは、一見したところ相似する欧州の右派政党間に横たわる隔たりを理解することにも寄与しうる。右派というイデオロギーの中にさまざまな思考と態度があることは、J-Y・カミュとN・ルブルが二〇一五年の著書『ヨーロッパの極右』で描いたとおりである。⁽⁷⁾ そのような雑多性の一端が、二〇二〇年代半ばのEUにどのように表徴されているかを本稿は探究することになる。

以下では、まず、欧州議会における右派政党の会派の歩みを振り返る（Ⅰ）。次いで、二〇二四年選挙をめぐる右派政党の離合集散を概観した後（Ⅱ）、同選挙で離合集散が起きた諸要因について考察する（Ⅲ）。最後に、会派の内部における政党間の結束状況を俎上に載せることにする（Ⅳ）。なお、本稿で言及される会派の名称と人物の肩書は、原則として二〇二四年選挙が実施された二〇二四年六月時点のものである。

I 欧州議会における右派会派の経緯

欧州議会における右派会派の先駆けとなる会派は、「欧州右派（ER）」であろう。一九八四年の第二回欧州議会選挙を機にフランス「国民戦線（FN）」（のち国民連合RNに改称）や「イタリア社会運動（MSI）」等が結成したERは、当時においてこそ四三四議席中一七議席と泡沫的な存在であった。しかしその後、ERの後継会派を含む右派会派は着実に存在感を強めていく。

右派会派が並存する状態が生まれ、かつ定着するのは、中・東欧諸国がEUに加盟した二〇〇〇年代半ばのことであるといえる。二〇〇四年の第六回欧州議会選挙後には、「独立・民主主義（IND／DEM）」および「諸民族の欧州のための連合（UEN）」の二会派が組織された。前者のIND／DEMの顔ぶれは、イギリス独立党（UKIP）（二一議席）、「ポーランド家族同盟（LPR）」（二〇議席）、イタリア「北部同盟（LN）」（四議席、後に同盟Lega）等であった。当時の全七三三議席のうち、最大で三七議席を占めている。後者のUENは最大で二七議席であり、イタリア「国民同盟（AN）」（九議席）、ポーランド「法と正義（PiS）」（七議席）、アイルランド「フィアナ・フォイル

― 共和党 (F E) 〔四議席〕等の参加があった。

興味深いのは、これら二つの会派が、後年にマクドネルとワーナーが「偉ぶる (Proud) 右派」および「お上品な (respectable) 右派」と表現した分類に適合しうることである。⁽⁸⁾ 偉ぶる右派とは、E P Pをはじめとする主流の会派と協力や協調を行う余地を見せず、これらの会派から常に距離をおこうとする勢力である。他方でお上品な右派は、偉ぶる右派よりも穏健であり、E P Pなどと協力または協調する可能性を排除しない。I N D / D E M と U E N はそれぞれ偉ぶる右派、お上品な右派として対比することができるであろう。このような二つの会派が合計で六〇を超える議席数を得て、欧州議会である程度の存在感を示すようになる。

二〇〇〇年代後半から二〇一〇年代にかけて、各国の右派政党はさらに伸張するものの、そこには二つの変化が見られる。第一に挙げられるのは、欧州保守改革党 (E C R) が新たに結成されたことである。その始まりは、欧州議会の最大会派である欧州人民党 (E P P) とイギリス保守党が提携を解消したことにあった。イギリス保守党は E P P との提携から、欧州統合のさらなる深化に懐疑的な他国の有志との連携に切り替えたのである。⁽⁹⁾ E C R はしばらくの間、イギリス保守党とポーランド P i S の双頭体制の外観を呈していた。その後、イギリスの E U 脱退が、したがって保守党の E C R からの離脱が決定的となった時期に、E C R はオランダ「民主主義フォーラム (F v D)」、イタリア F D I およびスウェーデン民主党 (S D) といった政党を積極的に受け入れることになった。その結果、二〇一九年の第九回欧州議会選挙では、イギリス保守党が大幅に議席を減らすものの、これら「新顔」の存在によって E C R は安定した議席を保つことになった。

マリーヌ・ルペンという、従来の右派指導者のイメージにそぐわない人物が登場したことが第二の変化を特徴づけ

ている。マリーヌは、父ジャン＝マリーからFN党首の座を継いだ後、党のいわゆる脱悪魔化を進めた。党名をFNから国民連合(RN)に改称したのも、党に対する有権者のイメージを向上させるためであった。¹⁰⁾ それとともにマリーヌ・ルペン、オランダPVV、ベルギー「フラームス・ベランフ(VB)」ならびにオーストリア自由党(FPO)等が参加する会派「民族と自由の欧州(ENF、フランス語ではENL)」を結成した。これが、後年(二〇一九年)の欧州議会選挙を機に「アイデンティティと民主主義(ID)」となる会派である。マリーヌは二〇二一年九年にRN党首職をジョルダン・バルデラに譲るものの、RNでの指導的な立場は維持していた。

II 二〇二四年欧州議会選挙と離合集散

欧州議会の議員は、EU条約にしたがい五年に一度の直接普通選挙で選出される¹¹⁾。これまでのところ、その議席は加盟国の人口規模に応じて各国に割当てられており、選挙も加盟国毎に実施される¹²⁾。そのようにして二〇一九年と二〇二四年に実施された結果を会派毎に集計したのが表1である。最大会派のEPPは二〇〇〇年代以降退潮傾向にあったが、二〇二四年選挙ではやや持ち直した。他方において、中道から左派に位置する四会派のうち、欧州統一左翼・北欧緑左翼(GUE/NGL)を除く三会派、すなわち刷新欧州(RE、中道リベラル)、社会民主進歩連合(S&D、中道左派)および緑・欧州自由連合(Greens/EFA、環境)がいずれも議席減となった。

こうした中で右派会派であるECRとIDは、いずれも議席を増やした。ECRの議席増は、イタリアFDIの躍進によるところが大きい。それに対して、IDの伸張は、フランスRN、オランダPVVあるいはオーストリア

表 1 会派所属議員の推移 (人)

	欧州統一左翼・北欧緑左翼 (GUE/NGL)	社会民主進歩連合 (S&D)	緑・欧州自由連合 (Greens/EFA)	刷新欧州 (RE)	欧州人民党 (キリスト教民主) (EPP)	欧州保守改革党 (ECR)	アイデンティティと民主主義 (ID) ※1	主権的国民の欧州 (ESN)	無所属	合計
2019年	41	154	74	108	182	62	73	—※2	57	751
2024年	46	136	53	77	188	78	84	25	33	720
増減	5	△18	△21	△31	6	16	9	25	△24	△31

※1 2024年選挙後に「欧州の愛国者 (PfE)」に合流。

※2 2024年選挙後に結成のため、2019年選挙では未結成。

(出典：欧州議会ウェブサイトより筆者作成)

FPÖといった政党の各々の議席増が集積されたものである(以上、表2参照)。さらには、二五議席をもつ「主権的国民の欧州 (ESN)」が新たに結成されている。

ECR、IDおよびESNの三会派は、そもそもいかなる経緯から並存することになったのか。その発端は、二〇二四年選挙の直前の二〇二四年五月に、IDがドイツAfDを除名したことにあった。先に触れたように、IDは、前出のENFを後継するかたちで二〇一九年選挙を機に発足した会派であった。AfDは、二〇一四年にECRに参加した後、フランスRNやイタリアLega等とともに、二〇一九年発足のIDの下に合流した。しかし、マリーヌ・ルペンをはじめとするフランスRNやデンマーク人民党 (DF) の意向を受けて、AfDは二〇二四年選挙を目前に除名されたのである。除名されたAfDを中心に新たに結成されたのが、ESNであった。AfDが除名された理由については次章で触れることにしたい。

次いで、二〇二四年選挙の終了後に「欧州の愛国者

表 2 2024年欧州議会選挙における右派政党の獲得議席（※1）

政党名	加盟国	党首、指導者	獲得議席	増減 (2019年比)	同国への 議席配分	議席占有率 (%)	選挙時の 所属※2	選挙後の 所属
国民連合 (RN)	フランス	マルドレー、ルベーン	30	+7	81	37.0	ID	PfE
イタリヤの同胞 (FDI)	イタリヤ	メローニ	24	+18	76	31.6	ECR	ECR
法と正義 (PiS)	ポーランド	カチンスキ	20	-7	53	37.7	ECR	ECR
ドイツのための選択 (AfD)	ドイツ	クルパ、バイデル	15	+4	96	15.6	ID	ESN
フイデス	ハンガリー	オルバン	11	-2	21	52.4	無所属 ※3	PfE
同盟 (Lega)	イタリヤ	サルビーニ	8	-21	76	10.5	ID	PfE
ANO2011	チェコ	ハビシュ	7	+1	21	33.3	RE	PfE
自由党 (PVV)	オランダ	ウイルダース	6	+6	31	19.4	ID	PfE
オーストリア自由党 (FPÖ)	オーストリア	キクル	6	+3	20	30.0	ID	PfE
VOX	スペイン	アバスカル	6	+2	61	9.8	ECR	PfE
ルーマニア統一同盟 (AUR)	ルーマニア	シモン	6	—※4	33	18.2	—	ECR

※1 獲得議席の多い順に掲載した。6議席以上を獲得した政党に限定した。

※2 選挙前の所属を含む。

※3 2020年まで欧州人民党 (EPP)。

※4 2019年当時は未選出。

(出典：各種ウェブサイトより筆者作成)

〔P f E〕が結成された。A f Dを除名したI Dの諸政党が、このP f Eの下に合流することになる。その結果、I Dへの参加を継続する政党が急減し、I Dは五年の短命に終わることになった。

P f E結成を率先したのは、フィデス党首でハンガリー首相のオルバン・ビクトルであった。オルバンは、二〇二四年六月三〇日にオーストリアの首都ウィーンで、チェコのANO二〇一一党首であるアンドレイ・バビシュ元首相、ならびにオーストリアFPÖ党首のヘルベルト・キクル元内相らとともにP f Eの結成を宣言した。

二〇二〇年にE P Pから脱退したフィデスは、欧州議会で無所属の状態にあった。¹³ ANO二〇一一は、二〇一四年の欧州議会選挙で議席を得て以降、中道リベラルのRE (当時は欧州自由民主連合ALDE)に参加していた。バビシュは、P f Eの結成のために、REから脱退する旨を前週に表明していた。オーストリアFPÖは、ENFからI Dへと続く右派会派に継続的に参加する政党であった。

そのP f Eに多くの政党が合流するのである。皮切りとなったのは、スペイン「VOX」であった。同党は、E C Rを脱退した上で、二〇二四年選挙から約一か月後の七月五日に参加を表明した。これに、前述のようにI Dの諸政党が続いた。このような動きが呼び水となり、「ラトビア・ファースト(L P V)」やギリシャ「理性の声(F L)」さらにはチェコ「自身のためのドライバー(A U T O)」といったI Dに未参加であった小規模政党もP f Eに合流した。¹⁴

七月八日には、一二カ国から八四名の議員が集まることが明らかとなった。前スロベニア首相のヤネス・ヤンシヤやスロバキア首相現職のロベルト・フィツォら、オルバンと政策的に近いとされるにもかかわらず参加を差し控える指導者もあった。¹⁵ しかし、会派として認められるために必要な条件は十分に達成された。

以上のように、P f Eが結成される一方で、I Dから除名されたドイツA f DがE S Nを結成することになる。結成時に二五名を数えたE S N議員であるが、その半数以上（二四名）がA f Dによって占められた。E S Nに参加した政党には、さらにポーランド「新たな希望（N N）」、ブルガリア「復興」、チェコ「自由と直接民主主義」およびフランス「再征服」等があった。

P f EとE S Nは、こうして別個の会派として欧州議会に登場した。他方であまり変化を見なかったのがE C Rである。たしかにE C Rは、イギリスのEU脱退の影響を直截に受けた。二〇二四年選挙の後には、先述のようにスペインV O Xを失いもした。とはいえE C Rの運営は、二〇二〇年四月にイタリアF D Iのメローニ党首が代表に就いて以降は、概して安定したものであった。

Ⅲ 離合集散の要因

欧州議会で三つの右派会派が並存する状態は、前章で概観したように、各国の右派政党の離合集散によるものであった。それでは、このような離合集散は、右派政党のいかなる動機に基づいているのだろうか。

E C R、P f EおよびE S Nは各々にウェブサイトを開設している。それらのウェブサイトでは政治綱領が公開されているものの、互いにかなり重複する内容である。例えば移民について、これらの会派のいずれもが、欧州の対外国境を保護する必要性に言及しつつ、「亡命が認定されなかった人々の出身国への送還」（E C R）、「不法移民の抑止」（P f E）、「移民の統制ならびに受容できる水準への縮小」（E S N）をうったえている。国家主権、伝統、ならびに

欧州の文化を重視していること、ならびにEUの過度に強い権限に異を唱えていることも共通する。ECRのウェブサイトには次の表現がある。「(EUは)あまりに中央集権的であり、あまりに野心的であり、一般市民の現状についてあまりに理解不足である」¹⁶⁾。P f EとESNのウェブサイトにも、各々に以下の文言がある。「EUは、我々欧州の郷土である国家、地域および小共同体の意思に背いている」、「EUの強まる集権化、肥大する官僚制、透明性の欠如、赤字の財政同盟建設を(我々は)拒否する」¹⁷⁾。用いる表現のニュアンスと程度には差異があるものの、主張される方向性は、三党派ともに類似している。

このように、政治綱領に違いが見当たらないとすれば、何が各国の右派政党を離合集散させるのか。偉ぶる右派およびお上品な右派という、先述したマクドネルとワーナーの分類ははまだ適用可能であると考えられる。この分類に則れば、P f Eは前者、ECRは後者として位置づけることができる。しかし各種の報道を見るかぎり、この分類からは推察しがたい要因もある。そのような要因として、以下の要因を挙げることができる。

(a) A f Dにおけるナチス認識

ルペンらの意向に基づいて、IDがドイツA f Dを除名したことを前章で触れた。その背景には、A f Dの上層部に見られたナチスに寛容な姿勢が懸念されたことがある。

除名への伏線となるのが、ドイツの極右運動家らが二〇二三年一月に開いた会合である。ベルリン近郊のポツダムで秘密裏に開かれたこの会合では、ドイツに同化しようとしないう移民および市民を国外に多数退去させる計画が示されたという。会合が開催された事実、ならびに五名のA f D党員が出席していたことが翌二〇二四年一月に露呈した際、ルペンは、このような計画には賛同できないと表明した。A f Dの共同党首の一人であるアリス・バイデルは

弁明したものの、ルペンは来たる二〇二四年の欧州議会選挙に向けてA f Dと共闘できるのか自問する一幕があった。¹⁸

ルペンの堪忍袋の緒は、選挙を目前に控える五月に切れるところとなった。その直接の引き金になったのが、ドイツの選挙区におけるA f D候補者リストの筆頭に挙がっていたマクシミリアン・クラール候補の発言である。イタリヤ・レプブリカ紙との五月一八日付インタビューでクラールは、「SSの制服を着た者たちがみな犯罪者であったとまではいえない」と述べた。SSとはナチス親衛隊のことである。クラールは、九〇万人に上るとされるSS隊員の多くは犯罪に手を染めたが、すべての隊員がそうしたわけではないといった旨の発言を行った。この発言をめぐり、ルペンは五月二二日、自国フランスのラジオ放送で「A f Dは挑発ばかりしている。そうした動きと明確に袂を分かたつ時が来た」と明かした。ルペンはまた、「すぐにでも防疫線を張りたい」とも述べている。¹⁹ここでいう防疫線とは、極端な思想をもつ勢力との協力を完全に遮断することを意味する。フランス国内でこの言葉は、中道から左派にかけて、あるいはリベラルに位置する政治家によって、彼女との協力を拒否する際に好んで用いられていた。その言葉を今後はルペンが用いたのである。

ルペンは自身ならびに自党の脱悪魔化を進めていた。二〇二七年に実施が予定されるフランス大統領選挙で初当選するために、また同年までに実施される総選挙でさらに躍進するために、国内の穏健層からの支持を射程に入れる必要があった。そのような彼女にとって、ドイツA f Dの親ナチス体質は頭痛の種であっただろう。広く知られているように、第二次世界大戦時にSSは、ナチスの片腕としてフランス支配と残虐な行為に加担していた。そのSSを擁護するのときA f Dとの関係を維持することは、フランス国内でルペンとRNへの支持が伸び悩みリスクとなり

えた。⁽²⁰⁾

さらにいえば、IDによるAfDの除名は、AfDと他の参加政党との間に見られる対EU政策の相違にも起因した可能性がある。IDに参加する政党の多くは、本来、「問題の絶えないEU」から自国を脱退させることを標榜していた。しかし、ルペンやオランダPVVのウィルダースらは次第に、EUの「改革」を通じた自国の安全および繁栄へと主張を転換していた。⁽²¹⁾ 自国を脱退させることなく、加盟国に留まりながらEUを作り替えていく立場の方が、自党への支持を集めやすいと判断したのであろう。このような主張の転換が、一貫して脱退の選択肢を排除しないAfDとの距離を生んでいた。⁽²²⁾

IDがAfDの除名を決めた際、フランスRNのバルデラ党首は「新たな連携組織」を築く用意があると言及していた。⁽²³⁾ 彼のいうこの組織こそが、二〇二四年選挙後に結成されたPfeであった。

(b) 「権力者のペア」の不成立：オルバンとメローニ

二〇二四年欧州議会選挙の実施後にオルバン、バビシユおよびキクルらが結成を宣言したのがPfeであった。彼らが率いるハンガリーのフィデス、チェコANO二〇一一およびオーストリアFPÖに加えて、宣言後にはフランスRN等、IDに参加していた多く政党がこれに合流した。

Pfeの結成が注目されたのは、欧州議会で中道右派(EPF)と中道左派(S&D)に次ぐ第三の勢力に台頭したからであったものの、それだけではない。今や欧州における右派の顔となった面々、すなわちルペンやオルバン、さらにはウィルダース、マッテオ・サルビーニらの政党が名を連ねたからでもあった。しかしながら、結党を率先したオルバンから見れば、このようなPfe結成でさえも最良の成果とまではいえなかったであろう。なぜならオルバン

は、E C RとI Dの諸政党にフィデスが加わるという一大会派を構想していたからである。⁽²⁴⁾

フィデスは、二〇〇四年にE P Pに参加した中・東欧の政党の一つであった。二〇〇四年といえば、多くの中・東欧の国がE Uに加盟した年である。これらの国々で活動する政党は、それと時機を合わせるかたちで、自らの信条に合う会派に参加していた。フィデスはその後、二〇一〇年にハンガリーの国会選挙で大勝し、オルバンが八年ぶり二度目の首相就任となった。その後フィデスは、ハンガリーの民主体制を後退させたかどで批判するE P Pから二〇二〇年に脱退した。脱退後のフィデスは、P f Eが結成されるまでは、欧州議会で無所属の地位に甘んじていた。

このような経緯を想起すれば、オルバンが二〇二四年の欧州議会選挙を機に一大会派の中核に躍り出ることを願っていたと考えるのも不思議ではない。E C RとI Dの諸政党にフィデスが加わる会派が成立すれば、それは第二勢力のS & Dはむろん、E P Pさえ脅かす勢力となる。E C R、I Dおよびフィデスの合流が難しいようであれば、次善策としてフィデスがE C Rに参加するかたちでもよい。オルバンは、このように考えていたようである。⁽²⁵⁾

しかし、このような野心のいずれも、二〇二四年の間に実現することはなかった。その理由はいくつか考えられるが、主な理由は、E C Rのメローニがオルバンとの合流に乗り気でなかったことである。

オルバンとメローニは、いずれも加盟国首脳の状態にあった。それに加えて、反移民、欧州懐疑、反・性的少数者の権利等の点において一致する。そのため両名は、E U政治に影響を及ぼす「権力者のペア (power couple)」(E U Observer 紙) になる潜在的な条件を備えていた。とはいえ、メローニには、イタリア首相として優先的に取り組むべき課題があった。すなわち、悪化していた自国財政の健全化、ならびにコロナ危機からの経済的復興がそうである。これらの課題の解決に向けては、欧州委員会のウルズラ・フォンデアライエン委員長やマリオ・ドラギ前イタリ

ア首相と良好な関係を保つ必要があった。そのようなメローニにとって、とりわけフォンデアライエンと深刻な対立関係にあったオルバンと組むことは自身の政治的リスクになりえた。⁽²⁶⁾

(c) ロシア・ウクライナ戦争

ロシア・ウクライナ戦争への姿勢が異なることも、E C Rの諸政党とフィデスの距離を縮めるうえで障害となった。二〇二二年二月にロシアが隣国ウクライナを侵攻して以降、EUと大半の加盟国はロシアを非難し、経済、金融および外交分野を中心にロシアに複数回の制裁を発動した。それとともにウクライナに各種の支援を提供するのであるが、このような姿勢にE C Rの諸政党も賛同的であった。

真逆ともいえる立場を示したのがオルバンであった。オルバンは、N A T OとEUにとって第三国となる両国の戦争に関与すべきではないと主張し、中立的な姿勢を見せた。とはいえ実際は、ロシアのウラジミール・プーチン大統領とは良好な関係を保った。その一方で、ハンガリー系住民の処遇をめぐり軋轢のあったウクライナには、冷淡な態度を取り続けた。

二〇二四年二月に開かれた欧州理事会でメローニは、EUによる対ウクライナ支援の強化を拒否しないようにオルバンに要請した。それとともに、メローニは、フィデスのハンガリー施政への糾弾を控えるように他の加盟国首脳に求めたという。⁽²⁷⁾ ロシア・ウクライナ戦争への対応に限らずメローニは、欧州理事会の合意に向けて仲介役を期待されることがあった。そのようなメローニであるからこそ、オルバンに一方的に肩入れするわけにいかなかった。

E C Rには、ポーランドP i Sも参加していた。同じ中・東欧に位置する右派政党としてフィデスと盟友関係にあったP i Sの内部には、E C Rから脱退してまでもフィデスと連携すべしとする声があった。⁽²⁸⁾ それでもオルバンと

の連携に踏み切らなかったのは、ポーランドにおいてロシアを警戒する傾向が本来的に高かったからである。プーチンとの良好な関係を誇示するオルバンと合流すれば、ポーランド国内でのP i Sの支持が低下しかねなかったのである。⁽²⁹⁾

(d) ルペンとメローニの隔たり

オルバンのフィデスのみならず、ルペンのRNもまた、メローニ率いるFDIと同じ会派の下で共存できる状況にはなかった。

繰り返しとなるが、メローニは現職の国家首脳として、国内およびEU双方の政治に現実的に取組む立場にあった。ロシア・ウクライナ戦争に際しても、政治信条が一致しないであろうドイツのオラフ・ショルツ首相やフランスのエマニュエル・マクロン大統領、さらにはアメリカのジョー・バイデン大統領らと協調することが求められた。一方で、ルペンは、国家やEUで要職の地位にあつたわけではなく、むしろその潜在的な候補者として将来を語るべき立場にあつた。そしてそのルペンは、フランス国民を前に、プーチンと密接な関係にあつた過去を釈明することで手一杯あつた。⁽³⁰⁾

メローニとルペンの隔たりは、ロシア・ウクライナ戦争以外の領域でも垣間見える。例えば、人工妊娠中絶の是非をめぐり、ルペンは是とするが、メローニは否定的である。⁽³¹⁾ 反移民についても、少なくともその掲げ方に相違がある。フランスのルモンド紙のアラン・カバル氏は次のように指摘する。「(ルペンの) 国民連合が喧伝する移民の概念は、国民の不安を煽るためのものであり、イスラム教徒のテロ、郊外の暴動、社会的な偽善および犯罪といったものを、そして(イスラム組織ハマスがイスラエルを襲撃した) 二〇二三年一〇月七日以降の反ユダヤ抗議活動もまた、架空

の移民像へと結びつけている。実際のところ国民連合の言説は、少数者、とりわけムスリムである市民を標的にしている。そのうえでカバル氏は、メローニの言説にはこのような含みがなく、近隣国との外交的解決がここでは重視されていると分析する³²。一言で反移民とはいえ、強調される視点によってその意味合いは異なる。国内における社会統合の様式、旧植民地との関係、あるいは自国の地理的な位置等に依じて、政党の問題認識も変わってこよう。

メローニとルペンの連携は、イタリア Lega のサルビーニの存在ゆえに困難であったかもしれない。すなわちルペンは、長らくサルビーニと近い関係にあった。サルビーニとルペンは、欧州議会でも ENF から ID、さらには P f E へと常に同じ会派に属してきた。一方において、ともにイタリア人であるメローニとサルビーニは、たしかにイタリア国内で連立政権を組んでいるものの、そうであるがゆえの対抗意識も互いにあるだろう³³。このような状況が、ルペンとメローニを間接的に遠ざけた可能性がある。

以上において、右派政党間で見られた離合集散の要因を考察した。あらためて要約すると、政党関係者の歴史認識 (ドイツ AfD におけるナチス)、近隣の第二国間で起きた戦争への姿勢 (ロシア・ウクライナ戦争)、国家首脳としての対 EU 関係 (オルバンとメローニ)、社会的課題に対する認識 (移民や人工妊娠中絶)、一国内での連立関係と脱国境的連携の交錯 (ルペン・メローニ・サルビーニ) といったさまざまな要因が、右派政党の離合集散を生むとともに、統一会派の結成を阻害したと捉えられる。

IV 未完の統一会派 ― 右派政党間の不一致 ―

前章では、二〇二四年六月の欧州議会選挙で右派政党の離合集散を生んだ要因を考察した。このような考察は、これらの要因が除去される暁には右派政党の離合集散が解消しようという議論に結びつきがちである。そのような議論はまた、オルバンが構想した類の右派による統一会派の実現可能性にまで広がりを見せるだろう。

このような議論にも一理ある。ドイツAfDの内部でナチス的思考が退潮したり、イタリアの財政問題が解決したり、あるいはロシア・ウクライナ間で恒久的な停戦が成立したりすれば、ECR、PfEおよびESNの間に横たわる溝は埋まっていくかもしれない。とはいえ、これらの要因の少なくとも一部は、実際は除去されることが容易ではない。右派政党を隔てる別の要因が今後新たに生まれることも考えられる。

右派政党間の結束は、そもそも脆弱さを含みもつ。これらの右派政党は、保守主義、民族主義もしくは差別主義といった信条に依拠するため、民族、言語および宗教等を異にする国外政党との協力に通常は消極的である。反移民と欧州懐疑、さらには反気候変動や反多様性といった共通項の下では結集しようもの、他の政治課題および外交課題をめぐる姿勢は同じ会派内でもしばしば異なる。

さらには、これら右派政党の多くがポピュリスト政党であることも考慮に入れる必要があるだろう。ポピュリストは、自国での支持を得る術に長ける一方で、他国の集団や指導者と協調関係を保つことは不得手であるように思われる。

以上の状況を、PfEを例に見ておこう。ロシア・ウクライナ戦争への姿勢の違いが離合集散の一因であったこと

は、すでに前章で論じた。しかしこの戦争については、P f Eの内部でも一致があったわけではない。オルバン、キクルおよびサルビーニらがロシアを擁護する姿勢を示したものの、ルペンのように、自らの政治キャリアを考慮してロシアと距離をおいた指導者もある⁽³⁴⁾。ウィルダースやスペインのアバスカルは、ロシアと相対するウクライナへの積極的な支援を表明している⁽³⁵⁾。

P f Eに参加する政党間では、二〇二三年一〇月以降に激しくなったイスラエルとハマスの戦闘をめぐっても相違があった。多くのメンバーがイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ政権の対応を支持したものの、キクル等、不支持の立場を表明した者もいた。通商産業分野でも、国内市場へのアクセスを制限したい西欧の指導者と輸出志向の中・東欧の政党の間で潜在的な亀裂があった⁽³⁶⁾。

性的少数者の権利保護や人工妊娠中絶といった争点でも姿勢は異なりうる。オルバンら中・東欧の指導者は、これらを認めることに概して否定的であった。その一方で、ルペンやウィルダースら西欧の指導者は肯定的な姿勢を示している⁽³⁷⁾。西欧の指導者が肯定的である動機については、議論の余地がある。というのも、それが性的少数者や女性の権利保護を促すべきという信条によるのか、あるいはこれらの権利を許容しないであろうイスラムを批判する手段として利用しているのか不明だからである⁽³⁸⁾。ともあれ、同じP f Eという会派に属しながらも、少なくとも領域において姿勢の相異が見られることは否定できない。

政治学者のマクドネルとワーナーは、二〇一〇年代の欧州議会議員の投票行動を分析した。そこで明らかとなったのは、当時の右派会派に所属する議員の結束が、他の諸会派と比べて弱いことであった⁽³⁹⁾。このような結束の弱さが、近い将来に急速に解消に向かうとは思えない。たとえ近い将来に統一会派か、あるいはそれに近い規模の会派が結成

されたとしても、長期的な持続を想像することは難しいであろう。

おわりに

本稿では、EU各国の右派政党が統一会派を形成しない要因について、二〇二四年に実施された欧州議会選挙を手がかりに概観した。各国の右派政党は、いずれも反移民、ならびに中央集権的なEUの弱体化を自国の有権者にうたえている。そうすることで支持を広げながらも、一部の政党の党員によるナチスへの傾倒、ロシア・ウクライナ戦争に対する姿勢、EUとの実際的な協力関係、さらには社会問題認識等から一大勢力を形成するには至らなかったのである。

同じ会派に所属する右派政党の間でも、相互の結束には疑念が残った。このような状況である限り、統一会派の誕生は奇跡的にありえたとしても、その定着を展望することは難しいであろう。

右派政党の統一会派を欠くとはいえ、欧州議会における右派会派の所属議員は増えた。この変化を警戒する他会派は、右派会派の排除を試みた⁴⁰。フォンデアライエン欧州委員会委員長の再任に向けた協議に加え、欧州理事会の常任議長やEU外務上級代表の人選作業でも、他会派は右派三会派を慎重に排除した⁴¹。しかし他方では、右派会派の一部がEPPとともに、欧州議会でも多数派を形成する局面も見られる⁴²。むしろ、EPP議員が右派との多数派形成を求めなくとも、右派の議員らが賛同することもあるだろう⁴³。

EUに加盟する諸国では、右派政党が急速に政権運営に進出しつつある。ニュースメディアの『ポリティコ』は欧

州議会選挙前に、二七カ国のうち六カ国で極右 (Hard-right) の政党が政権参加していると報じた。この六カ国とはすなわちイタリア、フィンランド、スロバキア、ハンガリー、クロアチアおよびチェコである。同メディアはさらに、スウェーデン政府が民族主義政党の協力の下で存続していると⁽⁴⁴⁾した。このような加盟国がさらに増えれば、欧州議会のみならず理事会と欧州理事会、さらには欧州委員会といったEUの他機関でも右派の影響力が強まることになる。

(1) 現代の欧州政治では、右派政党と極右政党を区別することは容易ではない。これらの政党の多くは、いわゆるポピュリストであり、国民の間に分断をもたらすことを躊躇しない。こうした政党は、しばしばネオ・ファシスト、ネオナチ、急進右派、排外主義 (ネイティブリスト)、レイシスト、反移民、反外国人、反エスタブリッシュメント、欧州懐疑などの主張を含みもつ (e.g., Murat Aktas, "The rise of populist radical right parties in Europe", *International Sociology*, vol.39, no.6, 2024, pp.595-596)。本稿では、掲げられるイデオロギーの詳細に関わらず、右派から極右に至る連続線上に位置すると考えられるすべての国内政党を右派政党として言及する。

(2) ただしドイツの「ザーラ・ワーゲンクネヒト同盟 (BSW)」等、躍進した左派政党もある。Cynthia Kroet, "European elections: Far left lost, yet unexpectedly gained in the north", *Euronews*, 10 June 2024.

(3) 近年の研究は、欧州議会において左右双方の議員と党派が、各々において単一の次元の下に連携しつつあることを明らかにしている。右派の議員と党派は、経済市場の自由化および保守的な社会・文化政策に賛同しつつ、EU統合を支持しないという方向性を以前にも増して共有している。Simon Hix, Richard Whitaker and Galina Zapryanova, "The political space in the European parliament: Measuring MEPs' preferences amid the rise of Euroscepticism", *European Journal of Political Research*, vol. 63, 2024, pp.153-171.

(4) ここでは二つの党派とは、欧州保守改革党 (ECR)、「アイデンティティと民主主義」(ID) および「主権的国民

の欧州」(ESEN) のことである。これらについては本文で後述する。

- (5) European Parliament, RULES OF PROCEDURE, 10th parliamentary term, July 2024, Rule 33.2.
- (6) European Parliament, “What are political groups and how are they formed?” <https://www.europarl.europa.eu/news/en/faq/14/what-are-political-groups-and-how-are-they-formed>. Accessed: 26 December 2024.
- (7) Jean-Yves Camus et Nicolas Lebourg, *Les Droites extrêmes en Europe*, Éditions du Seuil, 2015 (ジャン＝イヴ・カミュ、ニコラ・ルブール、南祐三監訳、木村高子訳)『ヨーロッパの極右』みすず書房、二〇一三年)。
- (8) Duncan McDonnell and Annika Werner, “Respectable radicals: why some radical right parties in the European Parliament forsake policy congruence”, *Journal of European Public Policy*, 2017, pp.1-17; Duncan McDonnell and Annika Werner, *International Populism: The Radical Right in the European Parliament*, Oxford University Press, 2019.
- (9) Corbett, Richard, Francis Jacobs and Darren Neville, *The European Parliament*, 9th edition, John Harper, 2016, pp.105-109.
- (10) ただし国民連合の名称自体は、FNが初めてフランス国民議会に進出した一九八〇年代後半に「国民戦線—国民連合」として用いられていた。渡邊啓貴『ルペンと極右ポピュリズムの時代』白水社、二〇二五年、二〇九—二一〇頁。マリヌ・ルペンの下での党の脱悪魔化については、同上、第七、VIIIおよびIX章参照。
- (11) EU条約第一四条三項。
- (12) ただし、その実施は欧州議会直接普通選挙法に基づく。EU運営条約二二三条参照。
- (13) フィデスの脱退については、山本直『オルバンのハンガリー』法律文化社、二〇二三年、第四章参照。
- (14) See, Piet Ruig, “Orbán’s Patriots become third-largest group in European Parliament”, *EUobserver*, 9 July 2024.
- (15) Natália Silenská, “Fico’s Smer will not join new Patriots for Europe group, cites ideological divide”, *Porta24*, 12 July 2024; Ana Koren, “SDS ostaja del EPP, mnenja znotraj stranke so različna”, *Porta24*, 7 septembra 2024. https://portal24.si/sds-ostaja-del-epp-mnenja-znotraj-stranke-so-razlicna/#google_vignette. Accessed: 26 December 2024.

- (16) Cited in ECR Group, “Visions for Europe”, https://ecrgroup.eu/vision/safeguarding_citizens_borders. Accessed: 26 December 2024.
- (17) Cited in PATRIOTS.EU, “Our Political Programme -manifesto”, <https://patriots.eu/manifesto>; ESN Party, “Political Program”, <https://esn-party.eu/political-program>. Accessed: 26 December 2024.
- (18) “French far-right National Rally splits with Germany’s AfD”, *Deutsche Welle*, 22 May 2024; Jess Parker and Ido Vock, “German far-right AfD in disarray after Nazi remark”, *BBC News*, 22 May 2024.
- (19) John Henley, “Europe’s far right in disarray as Germany’s AfD candidate resigns”, *The Guardian*, 22 May 2024; Parker and Vock, *op.cit.*
- (20) Victor Goury-Laffont, Eddy Wax and Sarah Pailou, “France’s National Rally won’t sit with Alternative for Germany in EU Parliament”, *Politico*, 21 May 2024; Pauline von Pezold, Eddy Wax and Nicholas Vincour, “Far-right ID group expels Alternative for Germany”, *Politico*, 23 May 2024; Eddy Wax, “Europe’s far right is splintering”, *Politico*, 23 May 2024; Henley, *op.cit.* ルペンはその後二〇二五年二月に公金横領で有罪判決を受けた。そのため大統領選挙への出馬は不透明となった。
- (21) See, Cagan Koc, “Wilders Drops Pledge to Leave EU Ahead of European Elections”, *Bloomberg*, 5 April 2024; Philippe Bernard, “Législatives 2024 : « Le désastre des années Brexit au Royaume-Uni préfigure, en mode atténué, ce qui pourrait attendre les Français après le 7 juillet »”, *Le Monde*, 30 juin 2024.
- (22) 『フライングシヤル・タイムズ』との二〇二四年一月のインタビューにおいて、AfDのバイデルは、イギリスのEU脱退を「大いに正しいもの」と評価した。自国で政権に就いた際には、EU脱退の是非を問う国民投票を実施する意欲も見せた。
- (23) Guy Chazan, “German far-right leader hails Brexit as ‘model for Germany’”, *Financial Times*, 22 January 2024.
- (24) Róbert László and Richárd Demény, “Hungary’s domestic politics turned upside down, but this is not the end of the Orbán

- regime”, Heinrich-Böll-Stiftung (cz.boell.org), 1 July 2024.
- (25) Ruig, *op.cit.*
- (26) Carlo Martuscelli and Jacopo Barigazzi, “Veni, vidi, veto: Giorgia Meloni’s march on Brussels”, *Politico*, 22 September 2022; Eleonora Vasques, “Von der Leyen and Orbán seek EU allies, both courting Meloni”, *Euroobserver*, 24 May 2024. 第八期の欧州議会（二〇一四―二〇一九年）における野党議員の活動を分析したブラックとベームによる「ソフトな欧州懐疑主義」であるECR所属議員とGUE/NGL所属議員は、「ハードな欧州懐疑主義」であるENF所属議員よりも欧州議会の立法活動に積極的に関わっている (Nathalie Brack and Anne-Sophie Behm, “How Do Eurosceptics Wage Opposition in the European Parliament? Patterns of Behaviour in the 8th Legislature” in Petra Ahrens, Anna Elomäki and Johanna Kantola, eds., *European Parliament’s Political Groups in Turbulent Times*, Palgrave Macmillan, 2022, pp.147-172)。ENFを実質的に後継し、かつフェイスも参加するPEFの所属議員とECR議員とは、欧州議会の立法活動に向けた参加の程度が異なる」と推論していることがわかる。
- (27) Andrew Rettman, “Meloni-Orbán: the new EU ‘power couple’ but for how long?” *Euroobserver*, 3 February 2024.
- (28) Eddy Wax, “Poland’s Law and Justice ‘50/50’ about leaving Giorgia Meloni and joining forces with Viktor Orbán”, *Politico*, 27 June 2024.
- (29) Vincenzo Genovese and Jorge Liboreiro, “Poland’s Law and Justice says no to Orbán’s Patriots and stays with Meloni’s group in EU Parliament”, *Euronews*, 3 July 2024.
- (30) Victor Goury-Laffont, “French far right calls out ‘cabal’ after new report on Russian interference”, *Politico*, 3 January 2024; Nicholas Vinocur, “French election: Nazi attire and racist comments dog Le Pen’s campaign”, *Politico*, 7 July 2024.
- (31) Martuscelli and Barigazzi, *op.cit.*; Angela Giuffrida and Ashifa Kassam, “Italy accused of scrapping safe abortion guarantee from G7 declaration”, *The Guardian*, 13 June 2024; Clément Guillou, “In a shift in views, Marine Le Pen supports constitutional protection for abortion access”, *Le Monde*, 24 November 2024.

- (32) Allan Kaval, “Giorgia Meloni and Marine Le Pen have different immigration strategies”, *Le Monde*, 7 September 2024, updated on 8 September 8, 2024.
- (33) E.g., Alessia Peretti, Sarantis Michalopoulos and Simone Cantarini, “EU, US elections widen Italy’s Meloni-Salvini ideological rift”, *EURACTIV*, 12 March 2024.
- (34) See, “Selenskyj dankt in Rede Österreich”, Österreichischer Rundfunk (ORF), 30 März 2023, <https://orf.at/stories/3310757/>; “Italy: Parliamentary Elections”, Center for Strategic & International Studies (CSIS), September 25, 2022, <https://www.csis.org/programs/europe-russia-and-eurasia-program/projects/european-election-watch/italy>. Accessed: 7 January 2025. 山本 前掲書 第八章。
- (35) Hugo Marcos-Marne, “The Spanish Radical Right under the shadow of the invasion of Ukraine”, in Gilles Ivaldi and Emilia Zankina, eds., *The Impacts of the Russian Invasion of Ukraine on Right-wing Populism in Europe*, European Center for Populism Studies (ECPs), 8 March, 2023; Chris Nijhuis, Bertjan Verbeek and Andrej Zaslove, “Disagreement among populists in the Netherlands: The diverging rhetorical and policy positions of Dutch populist Radical Right parties following Russia’s invasion of Ukraine”, in Ivaldi and Zankina. *ibid.* See also, Julia Kaiser, “Orbán’s far-right Patriots for Europe sidelined over committees, blocking its influence”, *The Parliament*, 23 July 2024.
- (36) Matthew Karnitschnig, “How Hitler’s homeland became Israel’s European BFF”, *Politico*, 15 November 2023; Andrzej Sadecki, “Patriots for Europe: Orbán’s attempt to unite the radical right”, Centre for Eastern Studies (OSW), 23 July 2024, <https://www.osw.waw.pl/en/publikacje/analyses/2024-07-23/patriots-europe-orbans-attempt-to-unite-radical-right>. Accessed: 26 December 2024.
- (37) 畑山敏夫「マリヌ・ルペンとフランスの右翼ポピュリズム：変容するフランス政治と「国民戦線（FN）」について考える」(四) 『佐賀大学経済論集』第五一卷第二号、二〇一八年、五一―五五頁；Abel Mestre and Clément Guillou, “Rupture sur la forme mais continuité sur le fond : comment le Front national est devenu le Rassemblement national”, *Le Monde*, 05

- octobre 2022; Andrew Retman, “Drainpipe of shame: How Orbán hypocrisy became a gay icon in Brussels”, *EJObserver*, 24 September 2024.
- (38) Geert Wilders, *Marked for Death: Islam's War Against the West and Me*, Regnery Publishing, 2011, pp.209-211.
- (39) McDonnell and Werner, *op.cit.*, pp.164-167.
- (40) See, “Platform Cooperation statement between EPP, S&D, and Renew Europe”, <https://www.socialistsanddemocrats.eu/sites/default/files/2024-11/platform-cooperation-statement-between-epp-sd-and-renew-europe-en-241120.pdf>, Accessed: 6 April 2025.
- (41) Elena Sánchez Nicolás, “Leaders approve von der Leyen, Kallas, Costa for EU top jobs”, *EJObserver*, 28 June 2024; Barbara Moens, Eddy Wax and Max Griera, “Ursula von der Leyen wins second term as European Commission president”, *Politico*, 18 July 2024.
- (42) ‘シネズエラ大統領選挙についての決議’ならびに欧州森林破壊防止規則の修正案をめぐり、EURECおよびPFI議員がEPP議員と多数派を形成した。Mared Gwyn Jones with Vincenzo Genovese, “Right-wing MEPs unite to recognise González as Venezuelan president, weakening cordon sanitaire”, *Euronews*, 9 September 2024; Louise Guillot, “EPP accused of allying with far right to weaken deforestation rules”, *Politico*, 11 November 2024.
- (43) Johanna Kantola and Cherry Miller, “Party Politics and Radical Right Populism in the European Parliament: Analysing Political Groups as Democratic Actors”, *Journal of Common Market Studies*, vol.59, no.4, 2021, pp.790-791.
- (44) See, Giovanna Coi, “Mapped: Europe’s rapidly rising right”, *Politico*, 24 May 2024.

資料

サン＝シモンのキュヴィエ宛て自筆書簡
とアンファンタンのメダル

川 又 祐

- 1 はじめに
- 2 サン＝シモンのキュヴィエ宛て自筆書簡
 - (1) 宛名
 - (2) 本文
 - (3) 嘆願と挿入文
 - (4) 書簡の背景
- 3 アンファンタンのメダル
- 4 おわりに

1 はじめに

本稿において社会思想家サン＝シモン (Claude Henri de Rouvroy, Comte de Saint-Simon. 1760-1825) のキュヴィエ (Georges Léopold Chrétien Frédéric Dagobert Cuvier. 1769-1832) 宛て自筆書簡と、その弟子サン・シモニアンのアンファンタン (Barthélemy-Prosper Enfantin. 1796-1864) を象ったメダルを紹介する。筆者はサン＝シモンの自筆書簡や彼の手稿について、これまでも紹介をしてきた (川又、2020、2023、2024)。今回紹介するキュヴィエ宛て自筆書簡は、2024年、日本大学図書館法学部分館のサン＝シモン・コレクション⁽¹⁾に追加されたものである。そして同コ

レクションにはサン・シモニアンに関連する資料も多数所蔵されている。これらの資料は別の機会に紹介したい。ここで今回紹介するアンファンタンのメダルは、筆者が個人的に入手したものである。

サン＝シモンの没後200年を記念するシンポジウムが、2025年5月16日、17日の2日間にわたってパリで開催された。サン＝シモンそしてサン・シモニアンに対する学界の関心は依然として非常に大きい。今後の研究の進展が期待される。

2 サン＝シモンのキュヴィエ宛て自筆書簡

本書簡は2024年に法学部分館がフランスの Traces ecrites 社から入手し、サン＝シモン・コレクションに追加された。まず法学部分館が作成した書誌⁽²⁾を参考に本書簡を紹介する(表1)。

表1 サン＝シモンのキュヴィエ宛て自筆書簡 (S-S 469. 資料番号: B0000640108U)

Title	[Letter, 1813 December 12, to] Georges Cuvier / S[ain]t. Simon
Author/Contributor	Saint-Simon
Created/Published	[s. l.]
Year	1813 December 12.
Medium	1 sheet ([4] p.; 26 × 21 cm)
Notes	Holograph signed Letter begins: Monsieur, ce que vous m'avez ...

本書簡は、1813年12月12日付で、キュヴィエに宛てられている。用紙が2つ折りにされており、書誌では4ページ構成とされている。すなわち、[p.1]に本文、[p.2]は空白、[p.3]に斜線が引かれた嘆願と挿入文、[p.4]が宛名となっている。

書簡は図1のようにして折られている。①真ん中で山折り(2つ折り)にする。用紙の右側([p.1])に本文を書く。②その後、上下2か所を谷折り(2つ折り)にする。③さらに左右から谷折りにする。④合わせ部分を蠟で封じる。そして⑤裏返して宛名を書く。

こうして書簡は、宛名と本文、斜線が引かれた嘆願と挿入文から構成されている。それぞれを翻刻する。翻刻に当たっては、ミュソ先生からの助言、そして『サン＝シモン書簡集』に採録された同書簡を参考にした (Musso, pp.300-301)⁽³⁾。なお本文の右上には判然としないが、「Auteur d'un ouvrage par l'industrie」と読める、サン＝シモンとは異なる筆跡による鉛筆の書き込みがある。

(1) 宛名

図2、図3の画像から宛名 [p.4] は次のように翻刻できる。

A Monsieur
M le Chevalier Cuvier,
Maitre des Requêtes
Rue de Seine, Jardin des Plantes

騎士 キュヴィエ、調査官様
セーヌ通り、植物園

宛名のキュヴィエは、フランス革命期からナポレオン時代における博物学者、動物学者として有名な人物である。彼は学界のみならず、官界においても活躍した。1813年、キュヴィエは「調査官」(Maitre des Requêtes) という役職に任命され、1814年には国務院委員 (conseiller d'État)、そして1819年には内務委員会委員長 (la présidence du comité de l'intérieur) に就いていた (Laurillard, p. 594)。この「調査官」は非常に重要な役職であった。その名称からも嘆願を審査する役割を担っていたと思われる。キュヴィエは植物園 (Jardin des Plantes) の教授を務めていたので、宛名住所は植物園とされた。現在の植物園の住所はパリ第5区で、キュヴィエ通り57番 (57 Rue Cuvier, 75005 Paris) である。植物園はセーヌ川沿いのサン・ベルナル通り (Quai Saint-Bernard)、キュヴィエ通り (Rue Cuvier)、ジョフロア・サン・ティレール通り

(Rue Geoffroy-Saint-Hilaire)、そしてビュフォン通り (Rue Buffon) に囲まれている。キュヴィエ通りとりネ通り (Rue Linné) が交わる一角 (2 Rue Linné) にキュヴィエを記念するキュヴィエの噴水 (La fontaine Cuvier) がある。キュヴィエは、パリ市内の通りや記念碑に名前を残しており、彼の業績・功績をしのぶことができる。なお、現在のセーヌ通りは、パリ 6 区、サン・ジェルマン・デ・プレ地区を南北に通っている。

(2) 本文

まず、本文 [p.4] を確認する。本文右上に鉛筆による書き込みがある (図 4 参照)。

Autour d'un ouvrage par l'industrie

「産業論による著作の著者」

これはサン = シモンの筆跡とは思えない。次に本文である (図 5 参照)。

本文翻刻

Monsieur

Ce que vous m'avez mandé a eu pour moi le charme qui accompagne toujours les pensées à la formation desquelles le Coeur et l'esprit ont également concouru. Je

suis profondément reconnaissant de l'intérêt que vous voulez bien prendre à ma position. Je ne vous ai point exagéré le malheur de ma situation pécuniaire. Il est à la lettre vrai que je souffre sous le rapport des premiers besoins.

Le Prince archi-chancelier m'a envoyé chercher hier et m'a conseillé d'adresser directement une Pétition à l'Empereur ; il m'a dit qu'il pensait que S. M. le consulterait à cet égard. Voici, Monsieur, la copie de cette pétition. Mon sort, comme vous voyez, est dans vos mains. Je réclame vos bontés dont je crois m'être rendu digne

par mes travaux. Un quart d'heure de conversation, si vous me l'accordez, finira de vous en convaincre.

Je vous prie d'agréer l'assurance de la haute considération
avec laquelle j'ai l'honneur d'être
Monsieur,

Votre très humblele[sic] et
très obéissant serviteur.

S^t Simon

12 Xbre 1813 Pétition à Sa Majesté

内容

1813年12月12日、サン＝シモンは冒頭、キュヴィエがサン＝シモンに対して魅力ある言葉を伝えてくれたこと、またサン＝シモンに関心を持ってくれていることに感謝している。ここでサン＝シモンは自分が経済的困窮にあることを包み隠さずキュヴィエに申し述べている。そしてサン＝シモンは昨日（12月11日）、大法務官（Prince archi-chancelier）から召喚され、皇帝（ナポレオン）に嘆願（Pétition）を提出するよう助言を受けた。大法務官がこの件について皇帝（S.M. = Sa Majesté）と相談すると伝えられている。そこでサン＝シモンはキュヴィエに嘆願の写しを書き送り、キュヴィエとの15分ほどの面談（Un quart d'heure de conversation）を願い出ている。サン＝シモンは、ナポレオンへの嘆願に関しての高配をキュヴィエに期待した書簡となっている。最後の「Pétition à Sa Majesté」は活字体で書かれている。

(3) 嘆願と挿入文

図6の通り、嘆願 [p.3] は4行、挿入文は2行で構成されている。

嘆願と挿入文翻刻

Sire,

Je suis le Cousin du Duc de St Simon, auteur des mémoires sur la Régence + . J'étais Colonel du Régiment d' aquitaine au moment de la révolution. Je travaille de puis 15 ans à un ouvrage qui serait bientôt terminé.

+

maintenant je
meurs de faim.

「陛下

私は、摂政時代の回想録の著者サン＝シモン公爵のいところであります
+。私は革命当時、アキテーヌ連隊の大佐でありました。私は15年間、ある著作に取り組んでおり、それは間もなく完成いたします。

+

今や私は飢えに苦しんでおります。』

内容

「+」の記号で2行の挿入文の位置を示している。挿入文の下の、破れて欠落した部分にも文字があったのかは分からない。この嘆願の写しは、皇帝に対するものにしてはあまりに杜撰な印象を受ける。また図6のように、左上から右下に斜線が3本引かれている。サン＝シモン、キュヴィエ、あるいは他の第三者にせよ、誰がどのような理由で斜線を引いたのかは不明である。

(4) 書簡の背景

サン＝シモンは、嘆願の中で、サン＝シモン公爵 (Louis de Rouvroy, duc de Saint-Simon. 1675-1755)、すなわちルイ14世時代の著名な貴族で、摂政時代についての詳細な回顧録 (*Mémoires*) を残した人物のいところであることを名乗ることで、自分の高貴な身分を強調している。そしてフランス革命当時、大佐として重要な役割を果たしたことを述べることもナポレオンの関心を引こうとしたのである。

1812年春サン＝シモンは、事業協力者レーデルン (Redern, Jean-Frédéric-Sigismond-Ehrenreich, Comte de. 1761-1841) との土地投資の利益配分をめぐる金銭問題を進展させるべく、アランソン (Alençon/ Aleçon) に出向いた。この間サン＝シモンとレーデルンは書簡を往復させている⁽⁴⁾。サン＝シモンが追加的な利益配分をレーデルンに要求したものの、それはレーデルンには到底受け入れられるものではなかった。サン＝シモンは1812年秋、ペロンヌ (Péronne, Somme) に帰っていく。そして病に倒れるのである。1813年を迎えても、サン＝シモンの病状はすぐれなかった。サン＝シモンは1813年12月8日から15日まで、後述の贈呈者名簿に挙がっているパリのビュルダン (Jean Burdin. 1765-1835) の自宅に留まり診察を受けている (森、第2巻、p.396)。ゆえに本書簡の発信地はパリである。この1813年は、サン＝シモンにとって非常に重要な年である。当時サン＝シモンは、『人間科学に関する覚書』 (*Mémoire sur la Science de l'Homme*. 以下『覚書』と略記する) の完成・公刊に向け準備していた。しかしサン＝シモンは深刻な困窮状態に陥っていた。レーデルン、そして身内からの資金援助が期待できなかった彼は、ナポレオンに助けを求めたのである。森の記述によると、サン＝シモンは『覚書』の配布用写本を1813年10月には完成したようである。そしてサン＝シモンはそれをフランス国内の科学者や高官、外国の学者に贈呈している⁽⁵⁾。ここで、前稿において紹介した法学部分館所蔵 S-S 363、『覚書』贈呈者名簿⁽⁶⁾を一部訂正の上、あらためてその翻刻を行う (川又、2024、pp. 98-99)。

S-S 363 翻刻

[Sheet recto]

Mémoire

Sur

La Science de l'homme.

Envoyé par l'auteur.

A Messieurs Bougon⁽⁷⁾, Lenoir
et Dubois⁽⁸⁾A. MM. de la 1^{ere} classe de l'Institut, nominativem^t. [sic. nominativement]
à MM. Portal et Pelletan.A MM. les Professeurs du Musée d'histoire
naturelle, nommativement à M. Cuvier.A MM. les Professeurs de l'Université
impériale, nominativement à M. Geoffroy S^t. hilaireA MM. les Professeurs de l'Ecole de médecine
de Paris nominativement M. Hallé.A MM. les Professeurs du Collège de
france, nominativeme^t. à M. Blainville, comme y ayant
Supplée m. Cuvier.A MM les médecins des hôpitaux de
paris, nominativement à M DupuytrinA MM les Médecins Les armees,
nominativement à M Burden.A MM. Les médecins pour les maladies
causées par vice d'organisation nominativement M ItarA MM. les auteurs des ouvrages
physiologiques, nominativement à M. PinelA MM. les médecins de la famille Impériale
nominativement M. Corvisart.サン
||
シ
モン
の
キュ
ヴェ
イ
宛
て
自
筆
書
簡
と
アン
フ
アン
タン
の
メ
ダル
(川
又)八
三
(八
三)

[Sheet verso]

A MM les Professeurs de l'athénée de
Paris, nominativement M. Pariset.

A MM les Professeurs du Collège
d'Alfort, nominativement a M. Girard.

A MM les Professeurs de la Faculté de
médecine de Montpellier, nominativement MM Lordat,
Prunelle et Candolle.

A MM. le Prince de Bénévent, de
Choiseul Gouffier, de Segur, de Jaucourt et de
Narbonne.

A MM. les Physiologistes et Philosophes
allemands, nominativement MM Soemmering
Autenrieth et Gall, Oelsner et ancillon.

A MM. les Physiologistes Italiens,
nominativement à M Scarpa.

A MM. le Physiologistes anglais,
nominativement^t. à M. Evrard.

森が訳出している次の贈呈者名簿は、アルスナル図書館所蔵『人間科学に関する覚書』のテキストの第2頁（表裏）である（Fonds Enfantin M.S. 7799.132/5. 森、第2巻、pp.2-3, p.382. Saint-Simon, *Œuvres Choiesies*. vol.2. p.6)⁽⁹⁾。

A MM. les Professeurs de l'Athénée de Paris, nominativement à M.

PARISET;

MM. de la première classe de l'Institut, nominativement à MM. PORTAL

et PELLETAN;

MM. les Professeurs du Musée d'histoire naturelle, nominativement à M.

CUVIER;

MM. les Professeurs de l'Université impériale, nominativement à M.

GEOFFROY ST-HILAIRE;

MM. les Professeurs de l'École de médecine de Paris, nominativement à

M. HALLÉ;

MM. les Professeurs du Collège de France, nominativement à M.

BLAINVILLE, comme y ayant suppléé M. CUVIER;

MM. les Médecins des Hôpitaux de Paris, nominativement à M.

CHAUSSIER;

MM. les Chirurgiens des Hôpitaux de Paris, nominativement à M.

DUPUYTREN;

MM. les Médecins des armées, nominativement à M. BURDIN;

MM. les Médecins pour les maladies causées par vices d'organisation,

nominativement à M. ITARD;

MM. les Auteurs des ouvrages physiologiques, nominativement à M.

PINEL;

MM. les Médecins de la famille impériale, nominativement à M.

CORVISART;

MM. les Professeurs du Collège d'Alfort, nominativement à M. GIRARD;

MM. les Professeurs de la Faculté de médecine de Montpellier,

nominativement à MM. LORDAT, PRUNELLE et CANDOLLE;

MM. le prince DE BÉNÉVENT, DE CHOISEUL-GOUFFIER, DE SÉGUR, DE JAUCOURT et

DE NARBONNE;

MM. les Physiologistes et Philosophes allemands, nominativement à

MM. SOEMMERING, AUTENRICHT et GALL, OELSNER et ANCILLON;

MM. les Physiologistes italiens, nominativement à M. SCARPA;

MM. les Physiologistes anglais, nominativement à M. EVERARD-HOME.

S-S 363とアルスナル図書館テキストを比較したものが表2である。

表2 贈呈者名簿の比較 (原文)

配列順	S-S 363 用紙表裏両面に記載	配列順	アルスナル図書館テキストの第2ページ (表裏)に記載
	[Sheet verso]		
1	A Messieurs Bougon, Lenoir et Dubois	1	A MM. les Professeurs de l'Athénée de Paris, nominativement à M. PARISET ;
2	A. MM. de la 1 ^{ère} classe de l'Institut, nominativem ^t . [sic. nominativement] à MM. Portal et Pelletan.	[12] 2	MM. de la première classe de l'Institut, nominativement à MM. PORTAL et PELLETAN ;
3	A MM. les Professeurs du Musée d'histoire naturelle, nommativement à M. Cuvier.	3	MM. les Professeurs du Musée d'histoire naturelle, nominativement à M. CUVIER ;
4	A MM. les Professeurs de l'Université impériale, nominativement à M. Geoffroy S ^t . hilaire	4	MM. les Professeurs de l'Université impériale, nominativement à M. GEOFFROY ST-HILAIRE ;
5	A MM. les Professeurs de l'Ecole de médecine de Paris nominativement M. Hallé.	5	MM. les Professeurs de l'École de médecine de Paris, nominativement à M. HALLÉ ;
6	A MM. les Professeurs du Collège de france, nominativem ^t . à M. Blainville, comme y ayant Supplée m. Cuvier.	6	MM. les Professeurs du Collège de France, nominativement à M. BLAINVILLE , comme y ayant suppléé M. CUVIER ;
		7	MM. les Médecins des Hôpitaux de Paris, nominativement à M. CHAUSSIER ;
7	A MM les médecins des hôpitaux de paris, nominativement à M Dupuytrin	8	MM. les Chirurgiens des Hôpitaux de Paris, nominativement à M. DUPUYTREN ;
8	A MM les Médecins Les armees, nominativement à M Burden.	9	MM. les Médecins des armées, nominativement à M. BURDIN ;
9	A MM. Les médecins pour les maladies causées par vice d'organisation nominativement M Itar	10	MM. les Médecins pour les maladies causées par vices d'organisation, nominativement à M. ITARD ;
10	A MM. les auteurs des ouvrages physiologiques, nominativement à M. Pinel	11	MM. les Auteurs des ouvrages physiologiques, nominativement à M. PINEL ;
11	A MM. les médecins de la famille Impériale nominativement M. Corvisart.	12	MM. les Médecins de la famille impériale, nominativement à M. CORVISART ;
	[Sheet verso]		
12	A MM les Professeurs de l'athénée de Paris, nominativement M. Pariset.		
13	A MM les Professeurs du Collège d'Alfort, nominativement a M. Girard.	13	MM. les Professeurs du Collège d'Alfort, nominativement à M. GIRARD ;

14	A MM les Professeurs dela Faculté de médecine de montpellier, nominativement MM Lordat, Prunelle et Candolle.	14	MM. les Professeurs de la Faculté de Médecine de montpellier, nominativement à MM. LORDAT, PRUNELLE et CANDOLLE;
15	A MM. le Prince de Bénévent, de Choiseul Gouffier, de Segur, de Jaucourt et de Narbonne.	15	MM. le prince DE BÉNÉVENT, DE CHOISEUL-GOUFFIER, DE SÉGUR, DE JAUCOURT et DE NARBONNE;
16	A MM. les Physiologistes et Philosophes allemands, nominativement MM Soemmering Autenrieth et Gall, Oelsner et ancillon.	16	MM. les Physiologistes et Philosophes allemands, nominativement à MM. SOEMMERING, AUTENRICHT et GALL, OELSNER et ANCILLON;
17	A MM. les Physiologistes Italiens, nominativement à M Scarpa.	17	MM. les Physiologistes italiens, nominativement à M. SCARPA;
18	A MM. le Physiologistes anglais, nominativem ^t . à M. Evrard.	18	MM. les Physiologistes anglais, nominativement à M. EVERARD-HOME.

*表中の着色部分は両者の相違部分を示している。また、配列順の番号は原典にはなく、筆者が便宜的につけたものである。

S-S 363（個人名31人）とアルスナル図書館テキスト（個人名29人）には配列順と人名、そして人名の綴りに違いがある。人名の綴りに違いがあっても同一人物と思われるものは、表3の通りである。

表3 綴りに相違があるものの同一人物と思われる6人

S-S 363	アルスナル図書館テキスト
Dupuytrin (誤)	DUPUYTREN (正、Guillaume Dupuytren. 1777-1835)
Burden (誤)	BURDIN (正、Jean Burdin. 1765-1835)
Itar (誤)	ITARD (正、Jean Marc Gaspard Itard. 1774-1838)
le Prince de Segur (誤)	le Prince de SÉGUR (正、Louis-Philippe, comte de Ségur. 1753-1830)
Autenrieth (正、Johann Heinrich Ferdinand von Autenrieth. 1772-1835)	AUTENRICHT (誤)
Evrard (誤)	EVERARD-HOME (正、Everard Home. 1756-1832)

S-S 363にあって、アルスナル図書館テキストにない名前は、ブーゴン、レノア、デュポアの3人である。逆に S-S 363になく、アルスナル図書館テキストにある名前は、ショシェ (François Chaussier. 1746-1828) の1人である。宛名の職名に違いがあるのは S-S 363の7番目「医師 (les médecins)」とアルスナル図書館テキスト8番目「外科医 (les

Chirurgiens)」である⁽¹⁰⁾。

森によると配布用写本の準備が整った10月から2か月後の1813年12月、サン＝シモンは『覚書』の第二分冊を完成させる（森、第2巻、p.399）。この第二分冊のうち『万有引力に関する研究』(*Travail sur la gravitation universelle*)を彼はナポレオンに献呈している。この献呈本にはナポレオンに宛てたサン＝シモンの書状が添えられていて、彼の窮状を救うことを願い出ている。この書状にはキュヴィエと、贈呈者名簿にも記載されているアレ（Jean Noël Hallé. 1754-1822）そして大法務官パルマ公〔カンバセレス〕の名が次のように登場する。

「陛下、

私は『摂政時代の回想録』の著者サン＝シモン公爵のいところであります。私は、革命が勃発した時、アキテーヌ連隊の大佐でした。私は餓死に瀕しています。政治的諸事件が私を破産させ、科学への情熱が私を貧困におとし入れたのです。私は十五年間一つの著作に取り組んでいますが、この著作はもし私に生活の資が得られれば間もなく完成するであります。

受勲者キュヴィエ氏とアレ氏は私の仕事を最初からご承知で、彼らは私の仕事が重要な新しい考えを含んでいると認めております。私は陛下に私をお助け下さるよう懇願申し上げます。陛下の御恩恵に直接おすがりする自信を私に吹き込んでくれましたのは、大法務官パルマ公〔カンバセレス〕であります。」（森、第2巻、pp.401-402）

筆者はこの書状の原典を見てはいない。この書状の冒頭部分は、S-S469のキュヴィエ宛て書簡の嘆願と同じ文面である。この書状から、サン＝シモンが本書簡S-S469で記述している大法務官は、カンバセレス（Jean-Jacques Régis de Cambacérès. Duc de Parme. 1753-1824）と考えられる。サン＝シモンは、大法務官カンバセレスを介して、キュヴィエに嘆願への協力を求め、そして彼との面談を取り付けようとした。サン＝シ

モンの本書簡 S-S 469は、ナポレオンへの橋渡しとして一応は奏功したと思われる。しかしながら、肝心のナポレオンからの援助は実現しなかった。ナポレオンは翌1814年4月、エルバ島へ追放されるのである。

3 アンファンタンのメダル

サン=シモニアンのリトグラフを法学部分館は所蔵・公開している⁽¹¹⁾。このうち、サン=シモニアン指導者として有名なアンファンタンが描かれているリトグラフは S-S 427、S-S 429、S-S 430、S-S 432、S-S 434、S-S 436、S-S 438の7点である。アンファンタンを象ったメダル、彫刻はいくつか作られたようであるが、その数は非常に少ないと思われる⁽¹²⁾。その彫刻の一つをリヨン美術館が所蔵している (Roubaud François Félix - Le Père Enfantin - Médaille)⁽¹³⁾。

今回紹介するメダルの作者、制作時期などは不明である。表4はメダルの情報である。

表4 アンファンタンのメダル

Title	Medal of Le Pere Enfantin
Author/Contributor	anonym.
Created/Published	s.l.
Year	sine dato
Medium	Bronze
Dimensions	Diameter 68mm Thickness 12mm Weight 246g. Axis 12:00
Notes	Vous etes un voyant de la vie universelle. V. Hugo.

ここではアンファンタンの胸像が描かれている面を表面、彼の立像が描かれている面を裏面とする。このメダルの作りは全体的に粗削りな印象を与えている。制作方法としては、銅の円盤を両面から浮き彫りにする技法が用いられている。あるいは、別々に制作された胸像と立

像部分とを円盤に貼り付けてメダルが作られているようにも見える。その証拠として、胸像と立像の端がいずれも円盤の外周・外縁と一致していない。円盤の外周・外縁の方が微妙にはみ出しているのである（図7、図8参照）。

(1) 大きさ

メダルの直径は68mm、厚さは12mm、重さは246gである。軸（メダルの表面裏面の上下位置）は12:00に設定されている。これは、メダルの上下の向きを変えずに、上下の軸（12時と6時をつなぐ縦軸）をそのままに回転させて裏返した場合、上下位置が反転せず、表面に描かれるアンファンタンの胸像と裏面に描かれる彼の立像が正しい構図で向き合っていることを意味する。

(2) 表面 (obverse) : アンファンタンの胸像

アンファンタンが45度ほど左に顔を向けている。S-S434と同じ、いつもの服装で、顔は髭を蓄えている。顔の左側に LE PERE (父)、右側に ENFANTIN、上着の下に着ている服の胸元に同じく LE PERE の文字が見える（図7参照）。

(3) 裏面 (reverse) : アンファンタンの立像

やはり S-S434と同様、アンファンタンはいつもの服装で、45度ほど左に体を向けている（図8参照）。アンファンタンはサン＝シモニアンの代表者であり、彼はスエズ運河を構想したり、パリの鉄道敷設を推進したり、さらには預言者としても活動した。彼の多面的な経歴を表すように、立像の右側に

SAINT-SIMONIEN (サン＝シモニアン)

SOCIOLOGUE (社会学者)

PROPHETE de L'ALGERIE (アルジェリアの預言者)

CHEMINS de FER (鉄道)

CANAL de SUEZ (スエズ運河)

1796-1864 (生年-没年)

が刻まれている。そして立像の外周には

“VOUS ETES UN VOYANT DE LA VIE UNIVERSELLE.” V. HUGO.

(あなたは普遍的な生命の予見者である。V. ユゴー)

というヴィクトル・ユゴー (Victor Hugo. 1802-1885) に因んだ文章が取り囲んでいる。アンファンタンとユゴーは親交があった。この文章は、ユゴーがアンファンタンに宛てた書簡 (ガンジー島発信、1856年6月7日付け) の一節「Vous êtes un des voyants de la vie universelle」から採られたものである (Hugo, p.249. À Enfantin, Guernesey, 7 juin 1856.)。

(4) 側面

側面には数字 (1972、年号?)、フランス造幣局の刻印と思われる豊穡の角 (cornucopia)、そして材質 (BRONZE、青銅) が刻まれている (図9参照)。

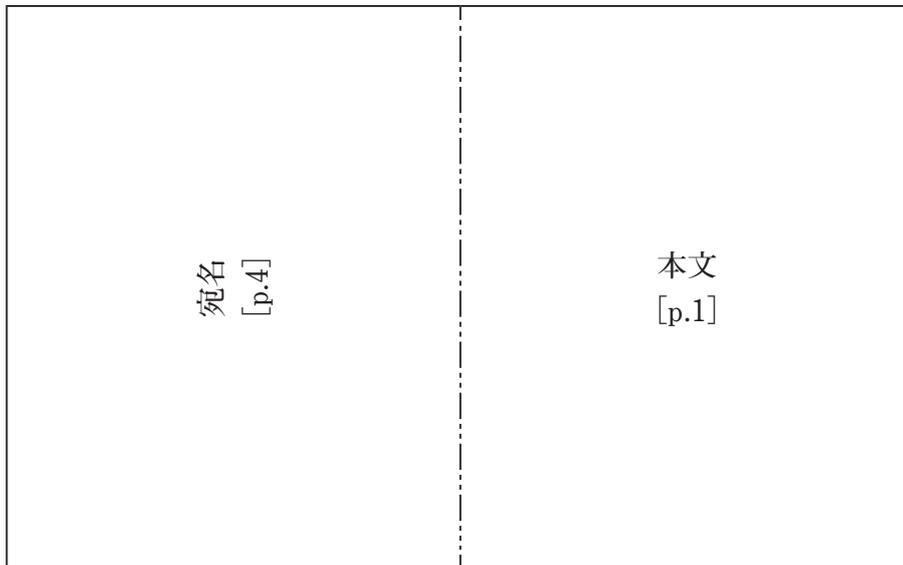
4 おわりに

サン＝シモンのキュヴィエ宛て書簡 S-S 469は、いくつかの事実を明らかにしてくれる。キュヴィエは『覚書』の中で言及されており、サン＝シモンが『覚書』を贈呈した相手方の1人としても名前が挙がっている (Saint-Simon, *Œuvres complètes*. vol.2. p.1100. 森、第2巻、p.2, p.42)。本書簡は、サン＝シモン、キュヴィエそしてカンバセレスが連携しながら、嘆願によってナポレオンにサン＝シモンの経済的困窮への支援を取り付けようとしたことが分かる。サン＝シモンとキュヴィエの面談が実現したのかは不明である。これら2人以外にも様々な人物に相談していたようである。

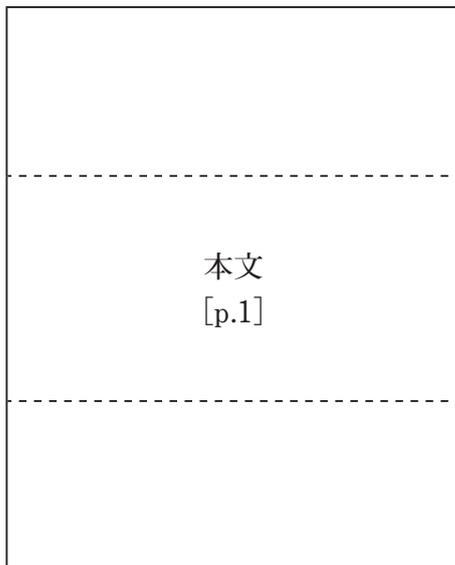
アンファンタンのメダルは非常に珍しい。アンファンタンおよびサン＝シモニアンの行動、影響を物語る資料として貴重である。

図1 書簡の折り

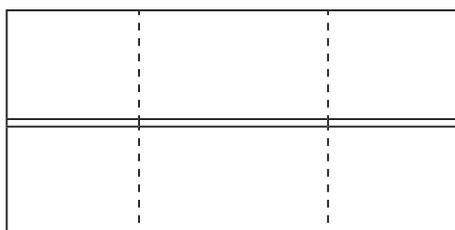
①真ん中、破線で山折り 本文を書く



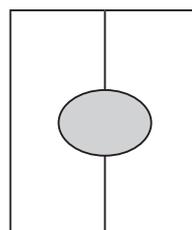
②上下点線2か所で谷折り



③左右点線2か所で谷折り



④蠟で封じる



⑤裏返して宛名を書く

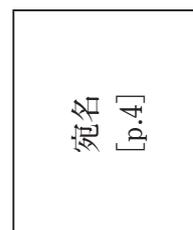
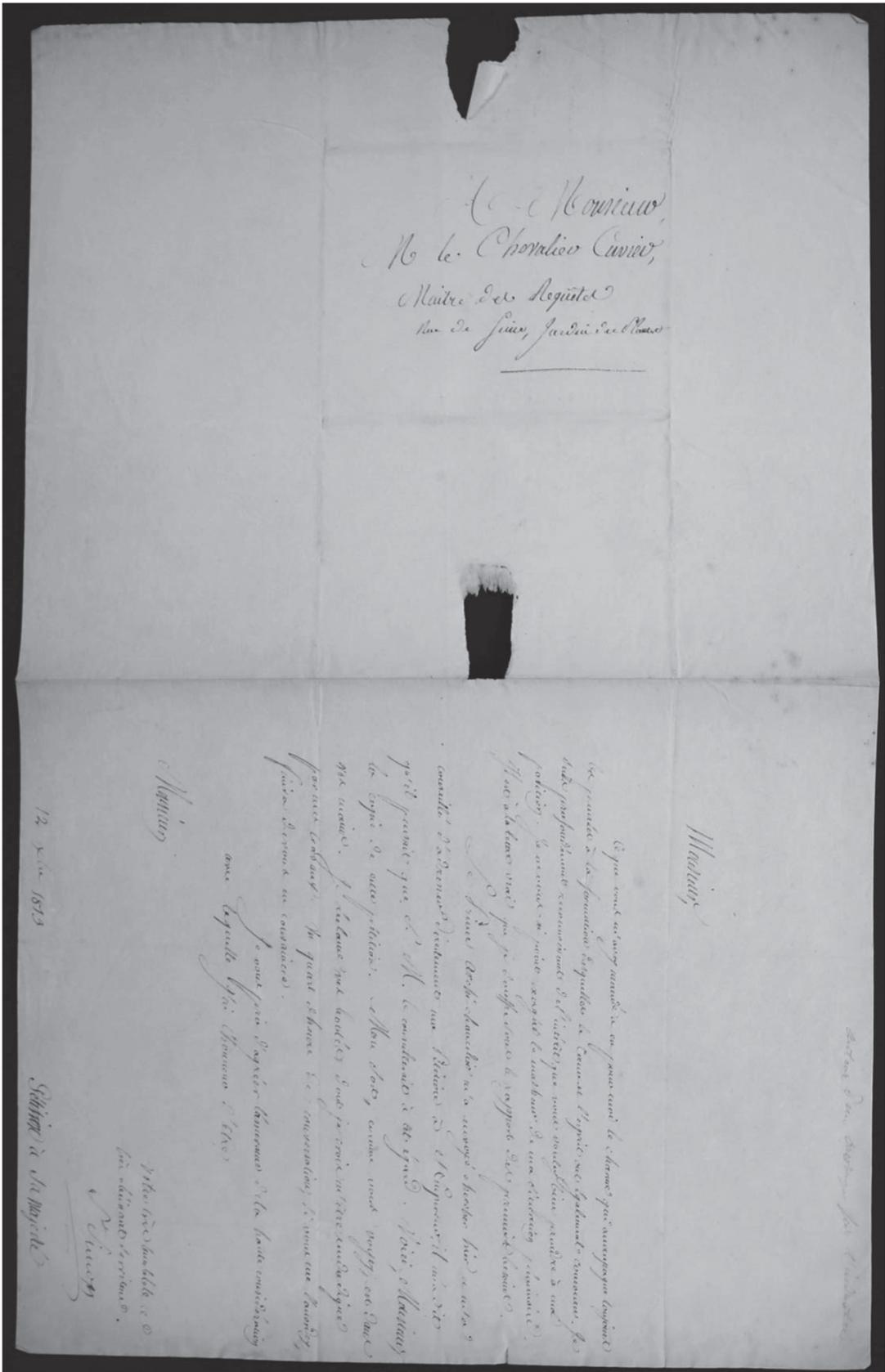


図2 書簡宛名 [p.4] と本文 [p.1]



サン＝シモンのキュヴェイ宛て自筆書簡とアンファンタンのメダル (川又)

七三(七三)

図3 書簡宛名拡大図

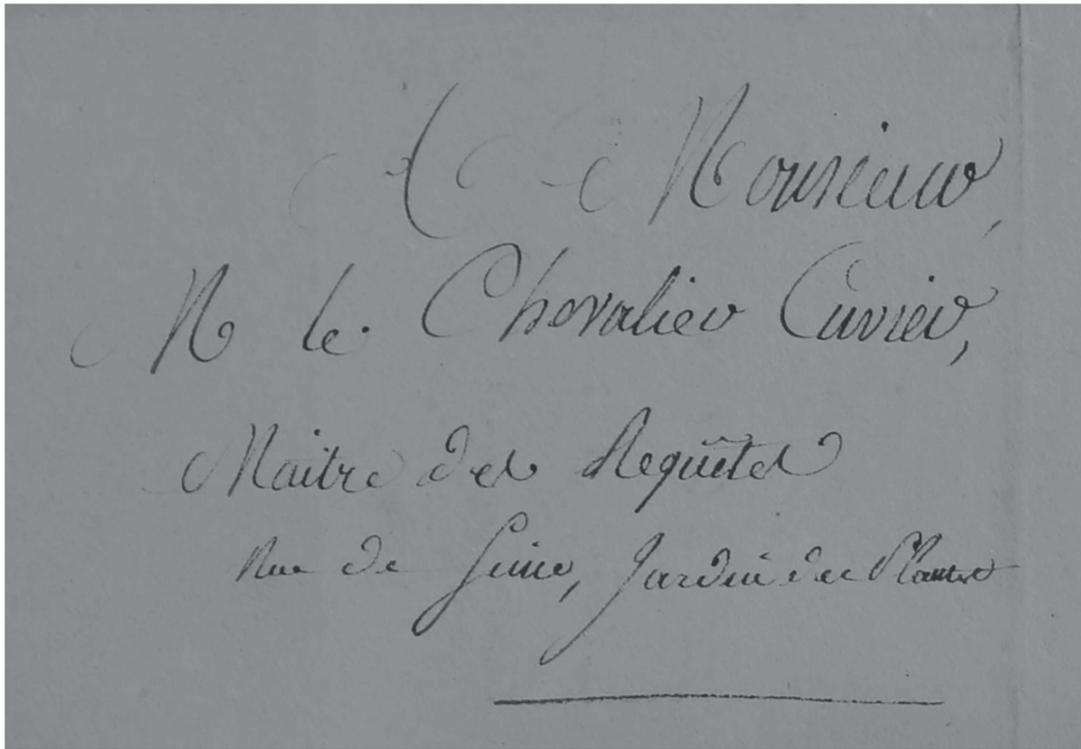


図4 書簡本文の右上、鉛筆による書き込み部分 [p.1]

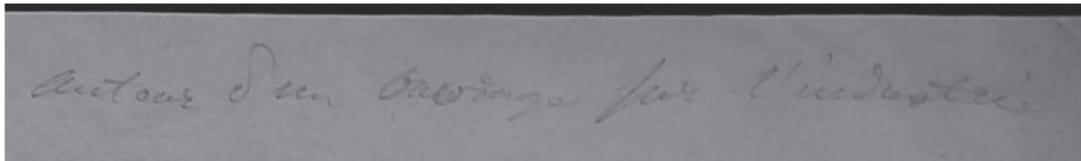


図5 書簡本文拡大図

サン＝シモンのキュヴェイ宛て自筆書簡とアンファンタンのメダル (川又)

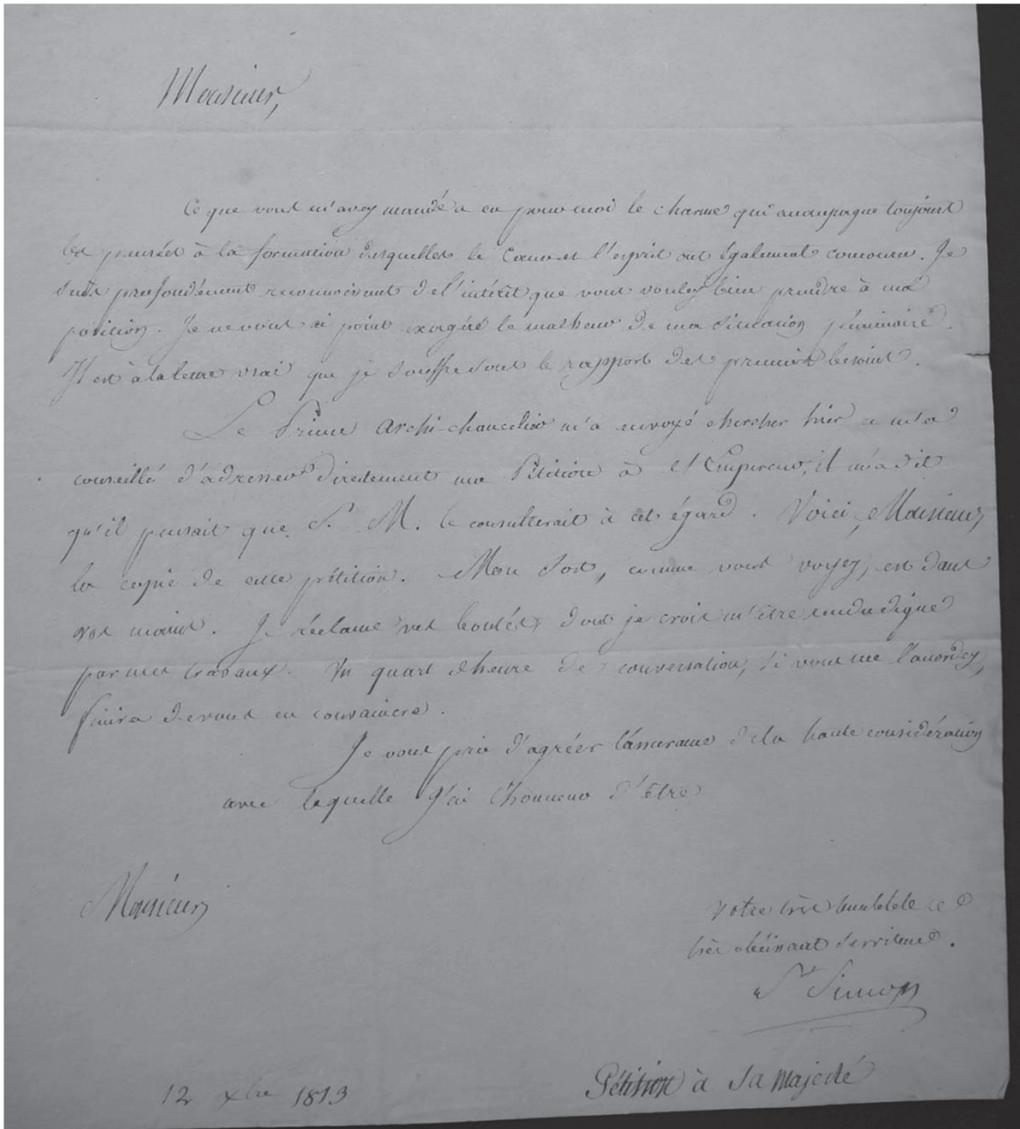
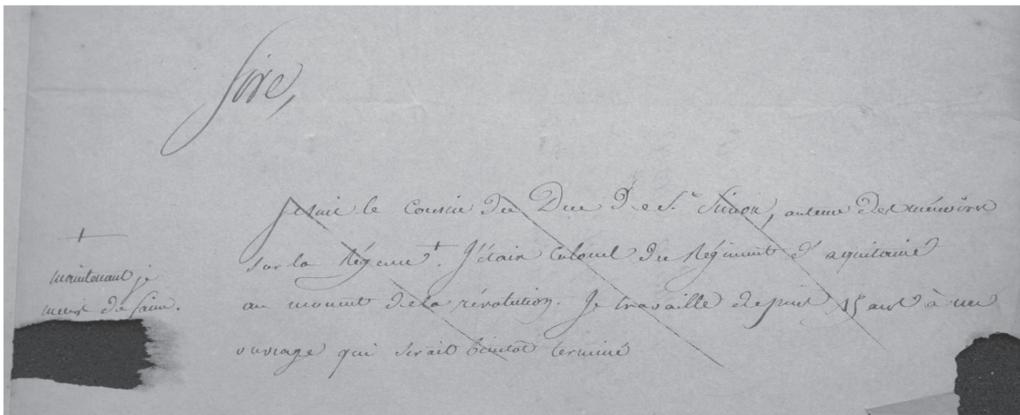


図6 書簡裏側本文拡大図 [p.3]

七一 (七一)



※ 3本の斜線が引かれている。

図7 アンファンタンのメダル表面



⇒ 下地の円盤がはみ出している。

図8 アンファンタンのメダル裏面



⇒ 下地の円盤がはみ出している

図9 アンファンタンのメダル側面



注

- (1) 法学部分館では、サン＝シモン・コレクションを公開している。
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collection/>
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/index.html>
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collection/11170>
- (2) S-S 469の書誌は次を参照せよ。S-S は、Saint-Simon の頭文字の略で、法学部分館がサン＝シモン・コレクションの整理記号として用いている。
https://lawlib.nihon-u.ac.jp/opac/opac_details/?reqCode=fromlist&lang=0&mode=11&bibid=1000297980&opkey=B173595516774261&start=1&totalnum=3&listnum=2&place=&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=000
- (3) この『サン＝シモン書簡集』には本学が所蔵するサン＝シモンの書簡が採録されている (Musso, p.409)。
- (4) サン＝シモンのレーデルン宛て書簡は S-S 22、S-S 23を参照せよ。
https://lawlib.nihon-u.ac.jp/opac/opac_details/?reqCode=fromlist&lang=0&mode=11&bibid=1000189250&opkey=B173638671860466&start=1&totalnum=1&listnum=0&place=&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=0
- (5) この写本の贈呈に関してサン＝シモンは次のように述べている。「人間科学に関する私の覚書の第一篇はすでにでき上がっている。私は片面を余白にしたこの写本を若干部作らせ、この種の著作を最もよく判断できる人たちに送るつもりである。私はこれらの人たちに、余白に所見を記して、助言で私を助けてくるように頼むであらう」(森、第2巻、p.9. Saint-Simon, *Œuvres complètes*. vol.2. p.1073)。後述のナルボンヌ公は1813年11月17日に亡くなっているため、『覚書』の贈呈は遅くとも同年11月までに行われたと思われる。
- (6) S-S 363の書誌は次を参照せよ。
https://lawlib.nihon-u.ac.jp/opac/opac_details/?reqCode=fromlist&lang=0&mode=11&bibid=1000189640&opkey=B173638340517987&start=1&totalnum=6&listnum=5&place=&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=000000
- (7) ブーゴン (Charles Bougon. 1779-1851) については、S-S 362を参照せよ。
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/01.html>
- (8) デュボア (Louis Dubois) については、S-S 346を参照せよ。
<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/collectionpack/saint-simon/02.html>
- (9) 森の記載によると、S-S 363とアルスナル図書館テキストのほかに、次のような贈呈者名簿のメモが存在するという (森、第2巻、p. 382. Saint-Simon, *Œuvres de Saint-Simon*. Réimpression, XV^e volume, p.140)。「CAMBACÈRES, LEBRUN, le Ministre de l'intérieur, le Ministre des relations extérieures, le Ministre de la justice, LACÉPÈDE,, le baron DEGERANDO, conseiller d'État.」
- (10) 森によるアルスナル図書館テキストの16番ドイツ人に関する翻訳部分で、

- 「心理学者」は「生理学者」に訂正されなければならない（森、第2巻、p.3）。
- (11) 注(1)を参照せよ。
- (12) 法学部分館は、コーノア (François Augustin Caunois. 1787-1859) が作成したアンファンタンのメダルをもとにしたリトグラフを所蔵している (川又、『法学紀要』、p.97)。S-S 429 「Le Père Enfantin」を参照せよ。
https://lawlib.nihon-u.ac.jp/opac/opac_details/?reqCode=fromlist&lang=0&mode=11&bibid=1000200348&opkey=B173707777183925&start=1&totalnum=1&listnum=0&place=&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=0
 Cf., <https://archivesetmanuscripts.bnf.fr/ark:/12148/cc891857/cd0e4911>
- (13) 彫刻の作者はルボー (François Félix Roubaud. 1824-1876) である。
 Musée des Beaux-Arts de Lyon.
<https://collections.mba-lyon.fr/fr/notice/h-2015-le-pere-enfantin-ba3861f8-1d37-4715-b475-647c4982f326>

参考文献

- 川又祐「サン＝シモンのペルゴー宛てとりウエ宛て自筆書簡」『日本法学』85(4)、2020。
- 川又祐「資料 サン＝シモンの自筆書簡3通」『政経研究』59(3・4)、2023。
- 川又祐「資料 日本大学図書館法学部分館サン＝シモン・コレクション——リトグラフ——」『法学紀要』65、2024。
- 川又祐「資料 サン＝シモンの自筆文書2通」『政経研究』61(1・2)、2024。
- 川又祐「資料 日本大学図書館法学部分館サン＝シモン・コレクション——手稿類——」『政経研究』61(1・2)、2024。
- 森博編・訳『サン＝シモン著作集』恒星社厚生閣、全5巻、1987-1988。
- Hugo, Vitor. *Œuvres Complètes de Victor Hugo. Correspondance. (ANNÉES 1849-1866)*. Paris. Albin Michel. Imprimé par L'imprimerie nationale. Edité par la Librairie Ollendorf. Tome II. 1950.
<https://archive.org/details/oeuvrescomplte42hugouoft/page/n5/mode/2up>
- Laurillard, “Cuvier” in : J. Fr. Michaud. *Biographie Universelle Ancienne et Moderne*. IX. p. 594. 1855. Nouvelle Édition. Akademische Druck- u. Verlagsanstalt. Graz. Austria. 1966.
- Musso, Pierre. *Henri Saint-Simon Correspondance (1782-1825)*. Édition établie, annotée et préfacée par Pierre Musso. Paris. Édition Manucius. 2025.
- Saint-Simon, Henri. *Œuvres complètes*. Édition critique présentée; établie et annoté par Juliette Grange, Pierre Musso, Philippe Régnier et Franck Yonnet. Presses Universitaires de France. 2012. 4 vols.
- Saint-Simon, Réponse de M. de Saint-Simon à M. de Redern. Première

lettre. [Signé : S. Simon, 12 août 1812.]

Saint-Simon, Réponse de M. de Saint-Simon à M. de Redern. Seconde lettre. [Alençon, 18 août 1812.]

https://lawlib.nihon-u.ac.jp/opac/opac_details/?reqCode=fromlist&lang=0&amode=11&bibid=1000189250&opkey=B173638671860466&start=1&totalnum=1&listnum=0&place=&list_disp=20&list_sort=0&cmode=0&chk_st=0&check=0

Saint-Simon, Henri. *Œuvres Choies de C.-H. de Saint-Simon* précédées d'un essai sur sa doctrine. [par C. Lemonnier]. Bruxelles. Fr. van Meenen et Cie, imprimeurs. Rue de la putterie, 33. 1859. 3 vols.

Saint-Simon, Henri. *Œuvres de Saint-Simon*. Publiées par les membres du conseil Institué par Infantin pour l'exécution de ses dernières volontés. *Œuvres de Saint-Simon* & d'Infantin. Précédées de deux notices historiques. XV^e volume. Réimpression photomécanique de l'édition 1865-78. Aalen. Otto Zeller. 1964.

※本稿は2025年1月に脱稿したものである。また本稿で示されたURLは2025年4月現在のものである。

Saint-Simon's Autograph Letter to Cuvier and
the Medal of Le Père Infantin.

KAWAMATA Hiroshi

Saint-Simon's letter to Georges Léopold Chrétien Frédéric Dagobert Cuvier (1769-1832) is dated "12 Xbre 1813." At that time, Saint-Simon was struggling with poverty while preparing for the publication of *Mémoire sur la science de l'homme*. He appealed to Napoleon for financial assistance, with Cuvier and Jean-Jacques Régis de Cambacérès, Duc de Parme (1753-1824) acting as intermediaries. This letter is a valuable document that reveals the close relationship between Saint-Simon, Cuvier, and Cambacérès.

Barthélemy-Prosper Infantin (1796-1864) was the leader of the Saint-Simonian movement. The medal depicting Infantin is of unknown maker and date of creation.

行政学と徳倫理学

——予備的考察と応用研究の意義の検討——

鏡 圭 佑

1. はじめに

本稿の目的は、日本の行政学において徳倫理学 (virtue ethics) の応用研究を進める意義を明確にすることである。2025年3月に公表された拙稿では、行政責任論におけるレスポンスビリティ研究の展開に対する徳倫理学の有用さを検討した (鏡 2025)。本稿では、拙稿の成果を参照しつつ、徳倫理学および行政倫理研究の内容および先行研究についてより詳細に検討したうえで、日本における行政の研究および実務に対して徳倫理学の応用研究がもたらす意義をより包括的に提示したい。

徳倫理学とは、徳 (virtue) を中心とした倫理理論の構築を試みる倫理学の研究領域である。倫理理論とは対象の性質の道徳的な善し悪しおよび行為の正しさと不正さを判断するための体系的かつ一貫した規準である。徳倫理学の理論では、徳および実践知 (practical wisdom) が中心的な概念となる。徳とは行為者の性格上の善い特性を意味する。たとえば、慈善、勇敢さ、公正さおよび誠実さがある。実践知とは、行為者が個別の状況における道徳的な特徴を識別したうえで、必要な諸徳を発揮し、適切な行為を実現するために必要となる知識の総称である。

徳倫理学の歴史は古く、アリストテレス (Aristotle) が『ニコマコス倫理学』において示した理論が原型となっている。近代倫理学では功

利主義 (utilitarianism) および義務論 (deontology) が主流の倫理理論となり、徳倫理学の研究は停滞していた。しかし、1950年代以降に、その意義が再注目された結果、現在では徳倫理学は二つの倫理理論と並ぶ主要な理論として評価されるようになった。

徳倫理学者は、理論を洗練させるだけでなく、それを現実の問題にも応用してきた。たとえば、医療、企業および環境等の領域で生じる倫理的な問題を検討する際に、徳倫理学の理論が参照されている。さらに、アメリカ行政学においても徳の概念を用いて公務員の倫理を考察した先行研究が存在する (鏡 2025: 35-36)。そこでは、公務員が徳を涵養する必要性の主張、および公務員に求められる徳目の考察を中心に公務員のあるべき姿が研究されてきた。

これらの研究に着目して、筆者は行政責任論においてレスポンシビリティの研究を展開するにあたって徳倫理学に基づく行政研究が有用であることを指摘した (鏡 2025)。しかし、拙稿にはいくつかの課題が残されている。そのなかでも、本稿では徳倫理学の全体像をより詳細に示したうえで、行政責任論も含めた行政学全体および行政実務に対して、徳倫理学の応用研究がもたらす意義をより包括的に検討するという課題に取り組む⁽¹⁾。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、徳倫理学の理論、主要概念および研究の進展を概括的に整理する。第3節では、アメリカおよび日本の行政学を対象に行政倫理に関する研究の到達点を確認する。第4節では、徳倫理学の応用研究が日本における行政の研究および実務に対して有する意義を包括的に検討する。

(1) こうした経緯から、本稿と拙稿には概念の定義および主張等に関していくつかの重複が存在する。自己剽窃を避けるために、各節の冒頭において本稿と拙稿とのアプローチの違いを説明し、引用または註において重複する箇所を示す。

2. 徳倫理学の概観

ここでは、拙稿の記述を発展させる形で、徳倫理学の内容および意義をより詳細に説明する⁽²⁾。具体的には、新たに、第2項で功利主義および義務論との比較を通じた徳倫理学の特徴および意義の明確化に取り組み、第3項で行政学以外の分野で徳倫理学を応用した先行研究の紹介およびそれらの研究が有する意義の検討を行う。

(1) 倫理理論としての徳倫理学

倫理学における一研究領域である規範倫理学では、倫理理論が研究されている。倫理理論とは対象の性質の道徳的な善し悪し、および行為の正しさと不正さを判断するための体系的かつ一貫した規準である。倫理理論には、行為者が人生において直面する倫理的な問いに対して指針を示すことが期待されている。たとえば、人生において追求すべき善い目標とは何か、ある状況においてなすべき正しい行為とは何かを判断したり、過去にある社会で追求されていた価値は善いものだったのか、ある状況においてなされた行為は正しかったのかを評価したりする際の指針となる。

規範倫理学では、さまざまな倫理理論が考案されてきた。代表的な倫理理論として、ベンサム (Jeremy Bentham) およびミル (John S. Mill) が提唱した功利主義を代表とする帰結主義 (consequentialism)、カント (Immanuel Kant) の思想に由来する義務論、ならびにアリストテレスの倫理思想に由来する徳倫理学がある。また、社会契約論 (social contract theory)、ケアの倫理 (care ethics) およびフェミニズム倫理 (feminist ethics) もあげられる (神崎・佐藤・寺本 2023 ; Rachels and Rachels 2015)。

そのなかでも、徳倫理学は古く新しい倫理理論であると言われている

(2) とくに、本節第1項における徳倫理学の学説史の整理ならびに徳および実践知の定義は拙稿を参照しつつ、それに大幅に加筆した内容となっている (鏡 2025: 34-35)。

る。実際に、その原型は紀元前に古代ギリシャの哲学者であるアリストテレスが『ニコマコス倫理学』において主張した思想にさかのぼる (アリストテレス 2014)。近代になると、功利主義および義務論が有力な倫理理論となり、徳倫理学の研究は停滞した。こうした状況のなかで、1958年にアンスコム (Gertrude Elizabeth Margaret Anscombe) がこれらの倫理理論を中心として発展してきた近代倫理学を批判し、アリストテレスの倫理理論の可能性を指摘する論文を公表した (Anscombe 1958)。この論文をきっかけに、アンスコムと同様の問題意識を有する研究者たちによって、徳倫理学が再び精力的に研究されることになる (Foot 1978; MacIntyre 1981)。

現在では、徳倫理学は規範倫理学において帰結主義および義務論と並ぶ主要理論の一つである。たとえば、アリストテレスの倫理理論を現代に継承しようと試みる新アリストテレス主義 (neo-Aristotelianism) 的立場から書かれた教科書の出版によって標準的な見解が共有されるようになった (Hursthouse 1999 ; Annas 2011 ; van Zyl 2019)。また、新アリストテレス主義以外にも、スロート (Michael Slote) を代表とする感情主義 (sentimentalism) およびスワントン (Christine Swanton) を代表とする多元主義 (pluralism) といった異なる学派も確立し、それらの競合がそれぞれの理論の洗練につながり、徳倫理学全体における多様性の充実にも貢献している (Slote 2001 ; Swanton 2003)⁽³⁾。さらに、後述するように、現実の倫理的な問題を検討する際に徳倫理学の理論を応用する研究にも十分な蓄積がある。

徳倫理学の理論の中心には、徳の概念がある⁽⁴⁾。徳とは、行為者の

(3) sentimentalism および pluralism という名称はファン・セイル (Liezl van Zyl) の教科書を参考にしている (van Zyl 2019)。

(4) 本稿では、感情主義および多元主義ではなく、新アリストテレス主義に基づく徳および実践知の説明を採用する。この理由は、徳倫理学のなかでも新アリストテレス主義に基づく教科書、理論研究および応用研究が標準としての地位を有しているためである。新アリストテレス主義と感情主義および多元主義の間にはさまざまな違いがある (van Zyl 2019)。そのな

内面に根付いた性格上の善い特性を意味する。たとえば、慈善、勇敢さ、公正さ、誠実さ、および実践知（賢慮）がある。徳倫理学では、基本的に、徳に基づいて道徳的な判断および評価が行われる。すなわち、徳倫理学者はある行為者を道徳的に評価する際にその行為者がどの程度まで諸徳を涵養し発揮できているのかといった規準を用いる。さらに、彼彼女らは個別の行為が正しいか否かを行為者がその状況において求められる諸徳を適切に発揮したか否かで評価する。すなわち、徳倫理学では、善い人物になるためにも、正しい行為をするためにも徳が必要となる⁽⁵⁾。

徳は感情および理性への作用を通じて、行為者に善い行為を実現させる。感情に作用する徳が、性格に関わる徳である（アリストテレス 2014: 57-61）。上の段落で指摘した慈善、勇敢さ、公正さ、誠実さが該当する。他方で、理性に作用する徳が、思考に関わる徳である（*Ibid.*）。前述の実践知こそが、思考に関わる徳のなかでも性格に関わる徳の発揮に関係する⁽⁶⁾。二つの徳の関係は複雑で多面的であるが、その代表的な例を示すと、個別の状況において性格に関わる徳が行為者に善い価値の実現を動機付け、実践知がその価値を実現するための方法を行為者に発見させることで、行為者は適切に行為できる。以降、徳倫理学の中心概念である性格に関わる徳および実践知の概念を説明するが、性格に関わる徳については単に「徳」と表記する。

かでも、本稿における検討にあたって徳と実践知の関係に関する考え方の違いが重要となる（van Zyl 2019: Chapter 5）。一方で、アリストテレス主義者はすべての徳を発揮する際に実践知が必要不可欠になると主張する。他方で、感情主義では徳の発揮に必要なのは称賛に値する善い感情であり、実践知は必要ないと考える。そして、多元主義者は実践知を要する徳と要しない徳が存在すると考える。

(5) 反対に、冷淡、臆病、不公正および不誠実といった性格上の悪い特性として悪徳（vice）がある。徳倫理学では、悪徳は避けるべき悪い性質であり、悪徳に基づく行為が非難されることとなる。

(6) なお、アリストテレスは実践知以外の理性に関する徳として、技術、学的理解、知恵および知性をあげている（アリストテレス 2014: 233）。

まず、(性格に関わる)徳は行為者を善い価値の実現に動機づける。具体的には、それぞれの徳は特定の善い価値と結びついているため、ある徳を涵養した者はその徳と結びついた価値を望ましいと考え、その価値が争点となる状況に直面した際に、その価値の擁護および促進に強くこだわるようになる(鏡 2025: 34 ; Annas 2011: 100-104 ; van Zyl 2019: 69-70)。たとえば、慈善 (benevolence) という徳は他者の幸福という価値と結びついているため、慈善心のある者は目の前に困窮した他者がいる状況に直面すると、その他者を助けようと試みる。同じように、誠実さ (honesty) は真実という価値と結びついているため、誠実な者は隠ぺい、捏造および改ざんといった対応を嫌悪し、真実を伝えることに強く動機づけられる。

基本的に、徳倫理学者は、さまざまな性格上の特性のなかでどの特性が徳として評価されるのかは時代、文化および地域ごとに相対的であると考えてきた⁽⁷⁾。たとえば、古代ギリシャでは知恵、勇気、節制および正義からなる四枢要徳 (cardinal virtues) が中心的な徳目であった。キリスト教では信仰、希望および愛といった徳目が対神徳となる(宮本 2002: 807-808)。他方で、日本を含めたアジアの文化に広範な影響を与えてきた儒教では仁、義、礼、智および信の五常を中心とする徳目が重視されてきた(土田 2011: 第2章)。さらに、徳倫理学の応用研究を通じて、医者、弁護士、教師および公務員といった専門職ごとに求められる徳目が研究されている。

(7) したがって、本稿における諸徳の説明それ自体も文化相対的である点に留意されたい。具体的には、諸徳を定義するにあたって西洋的な伝統を踏まえた徳倫理学の教科書を参照にしている (Hursthouse 1999 ; Annas 2011 ; van Zyl 2019)。

さらに、徳の相対性を踏まえると、アメリカと日本の行政を取り巻く文化および制度等に違いがある以上、両国の間で公務員に求められる徳目およびそれぞれの徳の内容は異なることが分かる。したがって、第3節で紹介するアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の成果を日本における行政の研究および実務に対して直接導入することには慎重になる必要がある点を指摘しておきたい(鏡 2025 : 38)。

つぎに、実践知とは、個別具体的な状況において諸徳を通じて見出された善い価値をどのように実現すべきかを判断するために必要となる知識の総称である。実践知の概念にはさまざまな形態の知識が含まれているため、その定義は難しい (van Zyl 2019: 78)。しかし、基本的には、アリストテレスが説明するように、「然るべき時に」「然るべき事柄について」「然るべき人に対して」「然るべき目的のために」「然るべき仕方」で徳を発揮し、行為するための知識である (アリストテレス 2014: 80)。すなわち、実践知は個別の状況ごとに異なる「然るべき」の諸要素に対する行為者の判断を助けて、行為者が有する諸徳を正しい行為につなげるための知識といえる。

たとえば、拙稿でも説明したように、慈善という徳を適切に発揮するためには、本当に困っている人を識別し、その人に必要な援助を見極め、状況が解決する程度に、その人の尊厳を尊重する仕方援助を提供しなければならない (鏡 2025: 34)。また、誠実な者は常に無分別に真実を口にする者ではなく、実践知の発揮を通じて、適切なきに、伝えるべき者にのみ、周囲への影響を考慮する仕方、真実を伝えるべきか否かを判断できる者である。さらに、慈善または誠実さを涵養し、それらに基づいて行為するためには、当事者はそれらが求められる状況に直面する前に、あらかじめ、他者の幸福または真実という価値が実現されるべき善い価値であることを正しく理解しておく必要がある。実践知には、そうした事柄を理解するための知識も含まれる (鏡 2025: 35 ; van Zyl 2019: 80-81)。

さらに、実践知は個別の状況において諸徳を調整する働きを有している。たとえば、ある状況において複数の徳またはそれと結びつく諸価値の間でジレンマが発生した場合に、それらを秩序付け、一つの目標へと統合する働きが実践知にはある (鏡 2025: 35)。さらに、ある徳を発揮するためにはその徳以外のほかの諸徳も同時に発揮する必要がある状況において、関連する諸徳を適切な行為に向けて調整するための知識も実践知に含まれている (Russell 2021)。たとえば、ある人が他者

に対して悪い知らせを伝えるとき、誠実さ以外にも、思いやり、勇敢さおよび如才なさといった諸徳が必要となる。ここで思いやりが強すぎたり、如才なさが弱すぎたりすると、誠実な行為に失敗するおそれがあるため、実践知を通じた諸徳の調整が必要となる。

以上、倫理学における徳倫理学の位置を概観し、その理論の中心となる徳および実践知の概念を確認した。上述のように、古代に誕生した徳倫理学は近代以降にその意義を再評価されることとなった。つぎに、そうした再評価が進むきっかけとなった徳倫理学が有する特徴および意義を確認する。

(2) 徳倫理学の特徴および意義

倫理理論としての徳倫理学が有する特徴および意義を理解するためには、ほかの倫理理論との比較が有用となる。倫理学の教科書の多くでは、代表的な倫理理論として、帰結主義、義務論および徳倫理学が取り上げられる。上述のように、徳倫理学はほかの二つの倫理理論の限界を指摘する研究者によって代替的な倫理理論として提示され、注目されてきた。こうした経緯に着目し、帰結主義の代表的な理論である功利主義および義務論との比較を通じて、徳倫理学の特徴および意義を整理したい⁽⁸⁾。

功利主義とは、「最大多数の最大幸福」という有名な言葉が示すように、社会における幸福の総量の増減を道徳的な善し悪しの規準とし、その規準を行為の結果に適用することで、その行為の正しさと不正さを判断する立場である。功利主義では、行為者は行為に先立って、その行為が社会全体にもたらすであろう結果を計算する必要がある。す

(8) 功利主義および義務論を説明するにあたって、赤林朗および児玉聡が編集した教科書の第I部を参考にした(赤林・児玉・編 2018)。ただし、倫理学者ごとにそれぞれの理論の説明の仕方には違いがあり、それぞれの倫理理論の内部にはその理論を洗練させた派生的な理論が数多く存在する。したがって、ここでの説明はあくまでも功利主義および義務論の典型例と徳倫理学との概括的な比較にとどまる点に留意されたい。

なわち、ある行為が社会における幸福の総量を増大させたり不幸の総量を減少させたりするならば、その行為は正しい。反対に、幸福の総量を減少させたり、不幸の総量を増大させたりするならば、その行為は正しくない（不正である）。功利主義者は、行為それ自体の特徴ではなく行為がもたらす結果に焦点を当てて、行為の道徳性を評価する。

他方で、義務論とは、その行為が義務に基づいているか否かで、行為の正しさと不正さを判断する立場である。義務論的な思考において、あらゆる行為は義務論的制約および義務論的特権のいずれかに該当する。義務論的制約とは、正しい行為と不正な行為の特徴が列記されたリストのようなものである。たとえば、無危害の義務、善行の義務、ならびに誠実および忠誠の義務などが典型的な項目となる（奈良 2018: 36）。義務論的制約が及ぶ領域では、行為者はその制約で義務付けられた行為をしなければならず、禁止された行為をしてはならない。他方で、義務論的制約が及ばない範囲は義務論的特権となり、そこでは行為者による自由な選択および行為が許容される。功利主義とは対照的に、義務論者は行為がもたらす結果ではなく、行為それ自体が有する特徴に評価の焦点を当てる。

倫理学の教科書では対照的に説明される功利主義および義務論には、一般主義（generalism）および行為重視といった共通点がある。一般主義とは、適切な道徳的原理があってはじめて道徳的な思考および判断が可能になると考える立場である（Dancy 2004: 7）。功利主義は社会における幸福の総量の増加を目指す功利原理を、義務論は義務論的制約を道徳原理とする一般主義であるといえる。一般主義では、規範倫理学の主な役割は道徳原理の発見および洗練にあると見なされる。つぎに、功利主義および義務論では行為の考察を重視する。すなわち、これらの研究では、ある状況において行為者がなすべき正しい行為とはどのような行為なのかが研究の中心となる。功利主義者および義務論者は自らが採用した道徳原理があらゆる行為の状況に適用可能か否かを確認するためにこうした考察に従事する。その志向の典型として、

いわゆる「トロッコ問題」の検討がある。

以上のような功利主義および義務論と比較した場合に、徳倫理学には四つの特徴がある。すなわち、①行為者の善い性格の重視、②個別具体的な状況の重視、③倫理的成熟と教育の重視および④行為者の人生全体における善の重視である。これらの特徴から、功利主義および義務論と比較した場合の徳倫理学の強みあるいは意義を見出せる。

第一に、徳倫理学では行為よりも行為者とその性格を重視する。上述のように、功利主義者および義務論者は正しい行為をもっぱら検討してきた。他方で、徳倫理学では善い行為者に着目し、彼女らが備える性格上の特性を考察してきた。性格への着目によって、徳倫理学は日常における人びとの道徳的な営みに親和性が高く、直観的に理解しやすい理論となる。なぜならば、形而上学的な道徳的原理とは異なり、性格は人びとのなかに実在し、現に人びとは善い性格を備え発揮する人を称賛し、悪い性格に基づいて行為する人を非難しているからである (van Zyl 2019: 7-8)。ただし、徳倫理学者は、正しい行為とそれを導く道徳的指針の問題を無視しているわけではない。実際に、ハーストハウス (Rosalind Hursthouse) は徳の概念に基づいた行為の指針として、v-rule を考案し、その有用性を検討している (Hursthouse 1999: 35-39)⁽⁹⁾。

第二に、徳倫理学では個別具体的な状況および行為の文脈が重視される。基本的に、功利主義者および義務論者はあらゆる状況に適用できる普遍的な道徳原理の考案を試みる。したがって、原理があらゆる特殊な状況に適用できるように、その普遍性を向上させるための研究が進められてきた。しかし、アリストテレスは自然科学的な事柄につ

(9) v-rule とは、個々の徳および悪徳から生じる行為の指針を意味する (Hursthouse 1999: 35-39)。具体的には、「誠実な行為をせよ」「慈善心のある行為をせよ」「思いやりのある行為をせよ」および「不誠実な行為をするな」「無慈悲な行為をするな」「不親切な行為をするな」といった形で示される規則である (Ibid.: 36)。

いては一般的な法則が成り立つ一方で、人間の選択および行為の領域については「大抵の場合」にのみ成り立つ程度の法則しか示せないと指摘した（アリストテレス 2014: 22）。現在でも多くの徳倫理学者がアリストテレスの見解に同意する。そのため、彼彼女らは一般的な原理ではなく、個別具体の状況における道徳的な特徴を識別し、実現すべき価値および適切な手段を発見するための徳および実践知を重視し、その内容および作用について研究を進めてきた。

第三に、徳倫理学では行為者の成熟を重視する。アリストテレスを含めた徳倫理学者は、行為者が徳および実践知を習得するためには、長期にわたる習慣づけが必要になると考える（アリストテレス 2014: 64-66 ; Annas 2011: 12-15）。この考えの背景には、徳および実践知は、行為者がさまざまな状況において有徳な行為を試みて成功または失敗するといった経験を積み重ねるなかで徐々に行為者の内面に根付いていく性向であるという想定がある。こうした習慣づけにどの程度まで取り組めたのかによって、行為者ごとに徳および実践知の習熟度合いに違いが生じることになる。たとえば、理想的な聖人、十分に有徳な者、ほどほどに有徳な者、または悪徳に染まり切った者が存在する。そのため、徳倫理学者は行為者をより有徳にするための倫理的な教育に関する研究を進めてきた（Carr and Steutel eds. 1999 ; Harrison and Walker eds. 2018）。

第四に、徳倫理学ではその行為者の人生全体にわたる善が重視される。功利主義および義務論では「トロッコ問題」のように、特定の状況における一回限り（one-shot）の場面での行為が主な検討の対象となる。そこでは、その行為者がどのような人物であり、どのような人生を過ごしてきたのか、ある状況においてある行為を選択した場合に、その行為者の今後の人生にどのような影響が及ぶのかは基本的に検討の対象にならない。他方で、アリストテレスは倫理学の目的を善い人生の探求に置き、善い人生における徳の重要性を強調した（アリストテレス 2014: 35-42）。こうした倫理的な探求の中心に善い人生に関する

考察を置く考え方をエウダイモニズム (eudaimonism) と呼ぶ。新アリストテレス主義を中心とする徳倫理学者の多くがエウダイモニズムを採用しており、行為者の徳の涵養および正しい行為を検討する際に、その行為者のそれまでの人生およびこれからの人生における善さを考慮の対象に含める傾向がある (Hursthouse 1999)。

以上が功利主義および義務論と比較した場合の徳倫理学の特徴および意義となる。これらの意義が評価された結果、徳倫理学は応用倫理学においても主流のアプローチとなっていく。

(3) 徳倫理学の応用研究

倫理学には規範倫理学と並ぶ研究領域として、応用倫理学がある。応用倫理学とは、現実において生じている問題を倫理的に考察する研究領域である。主要な分野としては、医療倫理、生命倫理、環境倫理、経営倫理、職業倫理および技術者倫理等がある。応用倫理学における方法のなかでも、功利主義、義務論および徳倫理学といった倫理理論を現実の問題に応用して、問題を考察したり、何らかの提言をしたりする研究が一つの有力なアプローチとなっている。

1960年代における再注目以降、徳倫理学の理論は社会におけるさまざまな問題に応用されてきた。初期の代表的な成果としては、フット (Philippa R. Foot) による安楽死に関する研究およびハーストハウス (Rosalind Hursthouse) による妊娠中絶に関する研究がある (Foot 1977 ; Hursthouse 1991)。徳倫理学には上述した特徴および意義があるため、これらの応用研究はそれ以前から蓄積されていた功利主義および義務論を用いた応用研究とは異なる知見を生み出すことに成功した⁽¹⁰⁾。さらに、安楽死および妊娠中絶以外の社会的な問題に対しても徳倫理学

(10) とくに、オークリーおよびコッキング (Justin Oakley and Dean Cocking) は、専門職倫理における功利主義および義務論の応用研究に対する徳倫理学の応用研究の強みを検討している (Oakley and Cocking 2001)。

の応用研究は進められている。たとえば、近年、環境問題に対する徳倫理学の応用が注目されている (Sandler 2007 ; van Zyl 2019: Chapter 10)。

さらに、徳倫理学を用いた職業倫理の研究も数多く存在する。代表的な研究である *Virtue Ethics and Professional Role* では、医療従事者および法曹が主な検討の対象となっている (Oakley and Cocking 2001)。ほかにも、看護師 (Peterson, Arthur and Varghese 2022)、教師 (Peterson and Arthur 2021) およびソーシャルワーカー (Banks and Gallagher 2009) といった職業に対する応用研究が一例としてあげられる。職業倫理への応用研究では、「当該職業に従事する者に徳が必要となる理由の説明、当該職業に求められる徳目の考察、職務の遂行において有徳に行為するにあたって直面する困難の指摘、そうした困難に対処する方針の考察、および徳を涵養する方法の検討が中心的な課題となる」(鏡 2025: 35)。

近年、日本の社会科学においても徳倫理学の応用研究に対する関心は高まっている。たとえば、『徳と政治—徳倫理と政治思想史の接近—』では、政治思想史および現代の政治理論における徳の議論が紹介され、貧困問題、情報化社会、自然科学、教育、戦争および動物といった広範なテーマにおける徳の応用が検討されている (菊池・有賀・田上・編 2019)。さらに、教育学においても徳に着目する研究は多く、その広範な関心は『徳の教育と哲学—理論から実践、そして応用まで—』にまとめられている (立花・編 2023)。

さらに、経営倫理学においても徳倫理学の応用研究が増加している。たとえば、杉本俊介は、ハーストハウスによる道徳的なジレンマの分析を内部告発の問題に応用した研究、組織体が有する徳に着目して組織不祥事を評価する枠組みを提示した研究、および企業の掲げる経営理念のサーベイから日本企業が重視してきた徳目を検討した研究を公表している (杉本 2017, 2022, 2023)。また、大塚祐一は、ソロモン (Robert C. Solomon) による経営に対する徳の応用研究を紹介したうえで、徳倫理学において重要となるインテグリティの概念を整理した研究お

よび稲盛和夫の経営哲学を徳倫理的に考察する研究を公表している（大塚 2017, 2019, 2022）。

本稿の目的は公務員という職業に対する徳倫理学の応用研究の意義を示すことにあるため、職業倫理の研究において徳倫理学が選択される理由について検討しておきたい。

第一の理由として、端的に、有徳な職業人は望ましい。ほとんどの職業人は顧客、上司、同僚、部下等のさまざまな対人関係のなかで職務を遂行するため、そうした関係の維持発展に資する善い性格の涵養が奨励される。さらに、拙稿で公務員を例に説明したように、徳は職業人が自らの有する情報、知識および技術を善い価値の実現に向けて行使するように動機付け、悪い目的のために用いることを妨げるため、望ましい（鏡 2025: 37）。とくに、高度に専門的な知識および技術を有し、それを行使する特権を認められた専門職、ならびに判断および行為の結果によって人びとの人生を左右したり社会に広範な影響を及ぼしたりする職業人に対して高い水準の徳および実践知が社会的に要請される。

第二の理由として、徳倫理学の応用により、ある職業に固有の文脈を踏まえた上で倫理的な問題を検討できる。それぞれの職業には、特有の歴史、文化、規範、制度および組織等がある。それらの特殊な諸要素が形作る文脈のなかで、職業人は職務を遂行し、倫理的な問題に取り組み、成熟していく。上述のように、功利主義および義務論は一般主義的であるため、そうした文脈を十分に考慮できずに、職業における固有の要素を捨象して倫理的な問題を検討すると批判されてきた⁽¹¹⁾。他方で、上述のように、徳倫理学は一般的な原理よりも個別具体的な状況を重視するため、ある職業に就いた者が行為する状況の特殊性およびそれを生み出し取り巻く職業に固有の文脈も踏まえて倫理的な諸問題を考察できる。

(11) 功利主義および義務論のこうした限界は、オークリーおよびコッキングの著書において複数の章のなかで指摘されている（Oakley and Cocking 2001）。

以上、本節では倫理理論としての徳倫理学を概観し、功利主義および義務論と比較した際の特徴を指摘し、徳倫理学の理論がどのように応用されてきたのかを整理した。次節では、行政学における徳倫理学の応用研究の状況を概観する。

3. 行政学における徳倫理学の応用研究

アメリカ行政学を中心に、徳倫理学を公務員に応用した先行研究は存在する。それらのいくつかは既に紹介した（鏡 2025）。本節では、拙稿を参照にしつつ、より詳細な先行研究の整理を試みる⁽¹²⁾。具体的には、アメリカ行政学における行政倫理研究という研究領域を紹介し、そこで蓄積されてきた徳倫理学の応用研究の成果をより包括的に検討する。そして、日本の行政倫理研究の成果を概観し、徳倫理学を含めた倫理理論の応用研究の不在という課題を指摘する。

(1) アメリカにおける行政倫理研究

行政倫理研究とは、公務員に求められる倫理の内容に関する理論的な考察および公務員による倫理的な行為の実現に資する実践的な検討を積み重ねてきた研究領域である。行政学における一研究領域であると同時に、上述の応用倫理学の一つの分野としても位置付けられうる。行政倫理研究は、世界各国の行政学および国際的な行政学会において広く取り組まれている（De Vries and Kim eds. 2011）。それらのなかでも、本稿はアメリカの行政倫理研究に着目する。その理由は、後述するように、アメリカ行政学において徳倫理学の応用研究も含めた行政倫理研究の成果が数多く蓄積されてきたからである。

クーパー（Terry L. Cooper）の学説史研究によると、アメリカ行政学

(12) そのため、本節第2項でのアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の成果を紹介する記述は、拙稿のそれと一定程度重複している。具体的には、リラの論文、ハートおよびフレデリクソンの論文、ならびにクーパーおよびライトによる編著の紹介が該当する（鏡 2025: 35-36）。

のなかで行政倫理研究が新たな領域として確立し始めた時期は1970年代以降となる (Cooper 2001)⁽¹³⁾。実際に、この時期のアメリカでは、一部の行政学者たちが従来の行政学における価値の問題に対する関心の低さを批判し、行政の研究および実務における社会的公平 (social equity) という倫理的な価値の実現を試みた新しい行政学 (New Public Administration) 運動を起こした (Marini ed. 1971)。また、同じ時期にウォーターゲート事件が発生し、その一つの帰結として1978年に政府倫理法 (the Ethics in Government Act) が制定されたという一連の出来事も行政の倫理に対する関心を高める契機となった。こうした流れのなかで、アメリカ行政学では行政倫理に関する研究が質量ともに充実していく。

現在では、アメリカ行政学において行政倫理研究は確立した研究領域となっている。その研究上の根拠として、1970年代以降も行政倫理研究に関する論文および研究書が一定のペースで公表されてきた事実を指摘できる (Cooper 2001 ; Jeon 2021)。さらに、アメリカ行政学会 (American Society for Public Administration: ASPA) が行政倫理を取り扱う学術誌 *Public Integrity* を定期的に刊行していることも根拠となる。くわえて、行政倫理研究の成果を包括的に整理したハンドブックおよび実践的な教科書の存在も研究の標準化および体系化の水準を示している (Cooper ed. 2001 ; Cooper 2012 ; Bowman and West 2022)。

こうした行政倫理研究における主要な関心をクーパーは以下のように列記する (Cooper 2001)。すなわち、①市民権および民主主義の理論、②徳倫理学、③建国の精神および憲法の伝統、④倫理教育、⑤組織的な文脈、⑥哲学的な理論および観点、⑦認知的道徳発達である。①、②および③は行政倫理の規範的な基盤を求める理論的な研究である。

(13) クーパーは、アメリカ行政学が創設された初期の段階から行政倫理に関する研究が定期的に公表されてきた事実を認識していた。しかし、アメリカ行政学において行政倫理に関する体系的かつ発展的な検討が行われ始めた時期はあくまでも1970年代以降であると主張した (Cooper 2001)。

④および⑤は公務員または公務員志望者への倫理教育および公務員の倫理に行政組織が及ぼす影響の検討といった実践的な研究となる。⑥には分析哲学の有用性を主張した研究、行政倫理研究自体の可能性を否定する意見に反論する研究、および公共の利益の概念が重要であると主張する研究等が含まれる。⑦はコールバーグ (Lawrence Kohlberg) の道徳発達の理論を参照に公務員の倫理の発達段階を調査する研究によって主に構成されている。クーパーの整理から、本稿がその意義を検討しようと試みている徳倫理学はアメリカ行政倫理研究において既に主要なテーマとなっていることを確認できる⁽¹⁴⁾。

(2) アメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究

先に引用した学説史研究のなかで、クーパーはアメリカの行政倫理研究において徳への関心に基づく研究が質量ともに充実し始めた時期は1980年代中盤以降であると指摘した (Cooper 2001)⁽¹⁵⁾。ここでは、アメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の到達点を確認するために、主要な研究成果を検討する⁽¹⁶⁾。

アメリカ行政学において徳倫理学が着目された背景には、公務員の性格を検討する必要性に対する認識の広まりがあった。たとえば、リ

(14) なお、近年、チョン (So Hee Jeon) がアメリカ行政倫理研究の学説史を整理した論文においても徳倫理学は主要な関心を集めてきたことが指摘されている (Jeon 2021: 35-36)。

(15) 1980年代中盤以前にも著名な研究者が徳の重要性について言及してきた点に留意されたい。たとえば、ディモック (Marshall E. Dimock) は行政裁量の増大により、忠実さや誠実さといった徳を含む行政の哲学が必要になると主張した (Dimock 1936: 132)。また、ベイリー (Stephen K. Bailey) は公務員が倫理的なジレンマに適切に対処するためには、楽観主義、勇敢さおよび慈善で和らげられた公正さといった道徳的な資質が必要になると指摘した (Bailey 1964: 240-242)。

(16) したがって、以下ではアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究すべての内容を紹介するわけではない。アメリカ行政倫理研究における到達点を確認するためには、代表的な研究成果の確認で十分であると判断したためである。

ラ (Mark T. Lilla) は倫理教育における合理的手法への偏重および公務員の裁量拡充に対する懸念から徳の重要性を主張した (Lilla 1981)。前者について、リラは当時の公共政策大学院等における公務員教育で普及していた倫理的な事例を合理的に分析する手法は、その道具的性質ゆえに、公務員が自らの不適切な行為を正当化する際にも利用できる」と指摘した (*Ibid.*: 13-15)。後者について、リラは公務員の裁量が拡充した結果、高位の公務員は政治家に近い裁量があるという実態を観察したうえで、裁量に基づく行為は本質的に道徳的な行為の問題であると指摘した (*Ibid.*: 16)。これらの問題に対する解決策として、リラは法の尊重、公共の利益、勇敢、不屈および熟慮といった諸徳の有用性を掲げ、公務員の徳の涵養につながる教育の必要性を主張した (*Ibid.*: 15-17)。

リラと同様の認識を抱く行政学者が、公務員に求められる徳目を検討してきた。後述するハート (David K. Hart) を筆頭に多くの行政倫理研究者は、公務員には市民と同様の徳目に加えて、その職務に特有の徳目の涵養も求められると想定する (Hart 1984)。

たとえば、フレデリクソン (H. George Frederickson) およびハートは公務員に求められる徳として、慈善からなる愛国心 (patriotism of benevolence) を主張した (Frederickson and Hart 1985)。彼らはナチスドイツとデンマークの官僚における愛国心の比較を通じて、この徳を発見した。一方で、彼らはナチスドイツの官僚は出世第一主義者 (careerist) であり、出世の手段として愛国心を理解したと批判した (*Ibid.*: 549)。他方で、デンマークの官僚の愛国心は、自国の民主主義的な価値に対するコミットメントおよび人びとに対する真の愛情から構成されていると指摘した (*Ibid.*: 549)。そして、デンマークの官僚に慈善からなる愛国心を見出した。この徳は、政治的境界内に存在するすべての人びとへの広い愛情および彼彼女らの基本的権利は保護されなければならないという義務感で構成されている (*Ibid.*: 549)。彼らは、第二次世界大戦下におけるデンマークの官僚によるユダヤ人の権利お

よび生命の保護を目的とした活動はこの徳により可能であったと理解する。その後、論文ではアメリカ建国からの民主主義的な理念を実現するにあたって、公務員による慈善からなる愛国心の発揮こそが重要になると指摘される (*Ibid.*: 549-552)。

また、クーパーは哲学者のマッキンタイア (Alasdair MacIntyre) が考案した実践 (practice) の概念を用いて公務員に求められる徳の特定を試みた (Cooper 1987)。実践とは、人びとの協調により成り立つ社会的に確立した人間活動のなかでも、それに特有の内的な善 (internal goods) を有する活動の形態を指す。マッキンタイアは実践の一例として、芸術、科学、競技、アリストテレス的な意味での政治をあげる (MacIntyre 2007: 188)。内的な善とは、その実践に従事することでのみ実現できる人間としての成長およびその実践に特有の成果の産出を意味する (Moore 2017: 57-58)。人はある実践に参加し卓越さを追求するなかで、内的な善を実現していく。この枠組みにおいて、徳は実践の従事者が内的な善を獲得するために、そして金銭、名声、地位および権力をめぐる競争に過度にこだわることによる実践の腐敗を防ぐために必要となる個人の性格特性として位置づけられる。クーパーは、行政とは公衆衛生、企画立案、会計、警察および教育といったほかの実践を繁栄させるための制度を作り管理する実践であると指摘した (Cooper 1987: 325)。彼は行政という実践に含まれる公共の利益を追求する義務、過程および手続を正当なものにする義務、ならびに同僚に対する義務を示し、それぞれの義務に含まれる内的な善およびその実現に必要な徳目を列記し説明した (*Ibid.*: 325-326)⁽¹⁷⁾。

(17) 具体的には、クーパーはそれぞれの義務における内的な善およびその実現に必要な徳目を以下のように整理している (Cooper 1987: 325-326)。まず、公共の利益を追求する義務には市民への善行および公正という内的な善が含まれ、必要な徳としては慈善、勇敢さ、合理性、公正心 (fairmindedness) および熟慮がある。つぎに、過程および手続を正当なものにする義務には国民主権、アカウントビリティおよび適正手続きといった内的な善が含まれ、必要な徳としては法の尊重、合理性、熟慮、誠実さ、

さらに、クーパーおよびライト (N. Dale Wright) が編集した *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government* において伝記的なアプローチに基づく徳の考察がなされている (Cooper and Wright eds. 1992)。この編著では、徳の模範となるような11人の公務員を対象とした伝記的な研究により、それぞれの公務員が生涯にわたってどのような徳をどのように涵養したのか、彼彼女らが日常的な業務の遂行および非日常的な重大事態に対して徳をいかに発揮したのかが研究されている。たとえば、マーシャル (George C. Marshall)、スターツ (Elmer B. Staats) およびラギアンティ (Marie F. Ragghianti) が取り上げられている⁽¹⁸⁾。結論において、クーパーは上述のマッキンタイアの実践概念を参照しながら、各章の記述を振り返ることで、それぞれの模範的な公務員による日常のおよび非日常的な場面での諸徳の発揮が行政という実践の健全さの保全に貢献した事実を指摘した (Cooper 1992)。この編著には、公務員の徳が行政にとってどのように有用であるのかを実在する公務員のキャリアの検討を通じて確認した点に意義がある。

最後に、ハートの研究を紹介したい。先に紹介したフレデリクソンとの共著論文以外にも、彼は公務員の徳に関するさまざまな研究を実施してきた (Hart 1984, 1989, 2001 ; Hart and Smith 1988)。なかでも、体制の価値 (regime values) を実現するには、有徳な市民および名誉ある

自己規律および礼節がある。最後に、同僚に対する義務には卓越の標準の向上および内的な善の実現への貢献といった内的な善があり、必要な徳としては公正心、信頼に値すること (trustworthiness)、同僚の尊重、実践に対する責任、礼節、誠実さ、熟慮、合理性および独立心がある。

(18) 模範として取り上げられた人物を章の順番に沿って列挙すると以下のとおりとなる。すなわち、ウィリー (Harvey W. Wiley)、アップルビー (Paul H. Appleby)、マーシャル (George C. Marshall)、トービン (Austin Tobin)、ハーツォグ (George B. Hartzog, Jr.)、マイヤーズ (Beverlee A. Myers)、ポーター (Elsa Porter)、スターツ (Elmer B. Staats)、ラッケルズハウス (William D. Ruckelshaus)、クープ (C. Everett Koop) およびラギアンティ (Marie Ragghianti) である。

官僚 (honorable bureaucrat) が必要であると主張した論文が有名である (Hart 1984)。体制の価値とはローア (John Rohr) が提唱した概念であり、合衆国憲法の基盤をなし、最高裁判所が解釈してきた平等、自由および所有権といった個人の権利の保護に資する価値を意味する (Rohr 1989: Chapter 2)。ハートは有徳な市民がこれらの価値の担い手であり、彼彼女らには道德哲学をすること、信念、個人の道徳的責任および礼節さといった資質が求められると指摘した (Hart 1984: 116)⁽¹⁹⁾。彼の考えでは、官僚は市民と同じ諸徳に加えて、名誉の獲得にも努めなければならない。名誉の追求はスミス (Adam Smith) が定義した知性と徳との最高の次元での結合を意味する上級の賢慮 (superior prudence) の追求であるとされる (Ibid.: 116-117)。彼によると、名誉の追求において官僚は道徳的な意義、ケアすること、道徳的な起業家精神、およびノブレス・オブリージュといった職責を果たすべきである (Ibid.: 117-118)⁽²⁰⁾。

また、ハートは *Handbook of Administrative Ethics* において公務員と徳に関する概説的な章を執筆した (Hart 2001)⁽²¹⁾。論文の前半から中

(19) それぞれの資質を説明すると以下のとおりとなる (Hart 1984: 114-116)。道德哲学をすることとは、体制の価値について吟味し、それを自らの行為と人生に反映させる知的な営みを意味する。信念とは、それが真理であるという理由から体制の価値を信じる態度である。個人の道徳的責任とは、体制の価値を擁護する義務をほかのすべての義務より優先する志向である。礼節さは自制と寛容からなり、市民は政治社会の礼節さの意味および実践を重視しなければならない。

(20) ここで、高潔な官僚が果たすべき職責を簡潔に定義しておく (Hart 1984: 116-118)。道徳的な意義とは、体制の価値の道徳的重要性を理解し、それに基づき行為する職責である。ケアすることとは人びとの最善の利益に常に配慮すると同時に、個々人をケアする職責を指す。道徳的な起業家精神とは法の強制ではなく、信頼を通じて公的な事業を遂行する職責を指す。ノブレス・オブリージュとは、社会から受けた恩恵を社会に返すという一般的な意味に加えて、努力を通じて道徳的な高貴さを獲得する職責を意味する。

(21) なお、同じハンドブックにおいて、ルーク (Jeffrey S. Luke) およびハート (David. W. Hart) が公務員の性格を検討した論文が収録されている

盤にかけて、彼は紀元前から現代に至るまでの徳に関する西洋思想の伝統を整理したうえで、多角的な観点から徳の概念を検討した。後半では、リーダーシップを発揮する地位に就く人物を選ぶ際に重要となる徳と技術的な専門性といった二つの資質の関係を検討した。ここで、彼は技術的な専門性よりも善い性格を重視して選択すべきという提案を行った (*Ibid.*: 144)。その後、アメリカの有権者によるリーダーの選択に関する実態を確認するために、徳の水準の高低および技術的な専門性の程度という二つの軸から四象限を設定し、それぞれの象限の典型例となる九人の大統領をあげている (*Ibid.*: 144-145)⁽²²⁾。最後に、彼は有徳な行政官に関する自身の見解を述べている (*Ibid.*: 145-146)。有徳な行政官は徳を自身の性格の中心に据えて、あらゆる組織上の行為を徳に基づいて決定する人物である。さらに、徳からの逸脱を防ぐために、有徳なリーダーは有徳な部下を必要とし、そうした部下を後援する義務があると指摘する。そして、有徳な行政官は自身および部下の徳を涵養する義務を自覚しているため、組織における徳の教育を唱

ることも付言しておきたい (Luke and Hart 2001)。論文ではアメリカ行政倫理研究の先行研究に加えて、哲学および心理学の研究の調査を踏まえたうえで、善い性格を備えた公務員が必要となる理由が議論されている。この論文では徳よりも広範な性格の概念に焦点が当てられており、最後の主張よりも先行研究の整理に力点が置かれているため、本文では徳に焦点をあて自らの主張の提示にも力点が置かれているハートの論文の方を取り上げた。

(22) ハートの作業の結果は以下のとおりである (Hart 2001: 143-145)。徳および技術的専門性を高い水準で保有した最も望ましい大統領として、ワシントン (George Washington)、ジェファソン (Thomas Jefferson)、リンカーン (Abraham Lincoln) およびトルーマン (Harry S. Truman) をあげる。徳は高い水準で保有しているものの、技術的専門性に欠ける二番目に望ましい大統領の例は、フーバー (Herbert C. Hoover) およびカーター (James E. Carter, Jr.) である。徳の水準は低いものの、技術的専門性を有する三番目に望ましい大統領の例は、ジョンソン (Lyndon B. Johnson) およびニクソン (Richard M. Nixon) である。最後に、徳の水準も低く、技術的専門性にも欠ける最も望ましくない大統領の例として、ハーディング (Warren G. Harding) があげられている。

道し、自らが徳の模範となるように努力する者であると示される。

これらの研究成果の蓄積を通じて、徳倫理学はアメリカ行政倫理研究の主要な関心の一角を占めるようになった。実際に、アメリカ行政学において2000年代以降も徳倫理学の応用研究は定期的に公表されてきた (Lynch and Lynch 2002 ; Nieuwenburg 2003 ; Macaulay and Lawton 2006 ; Rugeley and Van Wart 2006 ; Overeem and Tholen 2011 ; Tholen 2013 ; Bai and Moriss 2014 ; Molina 2015 ; Cram and Alkadry 2018 ; Jacobs 2018 ; Zheng et. al. 2024)。そのなかには、実践知の概念に着目し、行政におけるその重要性を指摘した論文も存在する (Kane and Patapan 2006 ; Rooney and McKenna 2008 ; van Steden 2020)。さらに、徳倫理学の普及により、徳を主題とせずとも、徳倫理学の概念および個別の徳目をモデルおよび変数に組み入れたり、提言のなかでそれらに部分的に言及したりする研究も数多く存在するようになった (Svenson et. al. 2023)。また、徳倫理学の定着を確認するにあたって、近年出版されて以降、版を重ねている行政倫理の教科書においても徳に一つの章が割り当てられている点も指摘しておきたい (Bowman and West 2022)。それでは、アメリカ行政学の影響を全般的に強く受けてきた日本の行政学において行政倫理研究はどのように進められてきたのか。次節では、この問いを検討する。

(3) 日本の行政学における現状と課題

日本の行政学においても行政の倫理を研究した成果は存在する。ここでは、日本における行政倫理の先行研究を三つの流れに沿って概括的に整理したうえで、徳倫理学の応用研究の不在という課題を指摘したい⁽²³⁾。

(23) この類型はあくまでも日本における行政倫理研究の主要な関心を概観するためのものである。したがって、この類型にあてはまらない優れた研究も存在する。たとえば、嶋田暁文は東日本大震災で起きた避難所における毛布の配分をめぐる実際の問題を念頭に、公平性および平等性をめぐる問題に取り組むための思考枠組みを整備し、避難所における毛布の配分の事例およびほかの事例への応用を通じてその有用性を検討した後に、自ら

まず、行政責任論の研究のなかで行政倫理への関心が示されてきた。行政責任論とは1940年代のフリードリッヒ (Carl J. Friedrich) およびファイナー (Herman Finer) による論争を契機に確立し、日本でも研究されてきた行政学の一研究領域である (Friedrich 1940 ; Finer 1941)⁽²⁴⁾。そこでは、行政国家が確立していく当時の状況のなかで、国民および議会の意思に基づく行政活動を誰がどのように確保していくのかが問われてきた。この問いに対して、二つの回答がある。すなわち、国民および議会といった行政外部の主体が行政を統制する方向を重視する他律的統制論および行政自身が国民および議会の意思を的確に推量し、能動的にその実現に努める方向を重視する自律的責任論である。公務員および行政組織が自律的な活動に伴う責任を自覚し果たすことを促す要因として、日本の行政学者はアメリカ行政倫理研究の学説史および成果を紹介する形で倫理に言及してきた (西尾勝 1990 ; 山谷 1991 ; 西尾隆 1995)。さらに、自律的責任論の研究を進めるにあたって徳倫理学が有用なアプローチになる可能性を指摘した拙稿もこの流れのなかに位置づけられる (鏡 2025)。

つぎに、国家公務員倫理法 (平成11年法律第129号。以下「倫理法」) に関する研究がある。日本では1990年代における公務員の不祥事の続発を受けて倫理法が制定された。この時期に、行政学者は倫理法の背景、内容、意義および課題を研究してきた⁽²⁵⁾。たとえば、倫理法案が国会で議論されている段階で、西尾隆は倫理法が普通の市民の倫理感を公

の思考枠組みに対して想定される批判に回答している (嶋田 2015)。こうした研究はアメリカを中心とする海外の行政倫理研究の紹介および制度の解説を中心としてきた日本の行政倫理研究に対してユニークな意義を有している。しかし、この研究も後述する倫理理論の応用研究ではない点に留意されたい。

(24) 行政責任論の定義および学説史については拙著を参照にした (鏡 2019 : 第2章)。

(25) 倫理法が制定される前に、中邨章はそのモデルとなったアメリカの政府倫理法に関する研究を公表している (中邨 1990)。

務員に要請する点において市民と公務員の同質性を確認する手段になると指摘し、今後の課題として自治・分権・透明性を基調とした応答型政府の精神である「対市民規律」を内面化した公務員の育成を主張した（西尾隆 1998）。また、今里滋も、行政学および行政責任論の知見を参照に倫理法案の内容を批判的に検討すると同時に、倫理法案が公務員個人の交際および裁量行使に対する責任を追及しうる点に画期性があると評価し、今後の課題は公務員による正しい行為を構成する規準および価値の客観的な定立にあると指摘した（今里 1999）。原田三朗は倫理法の成立前に、日本の行政文化および倫理を確保するための取り組みの歴史を整理し、諸外国の研究および制度も参照しながら、公務員倫理という概念に含まれる内容を明確にし、日本の倫理研修および倫理法案を批判的に解説する概説書を執筆した（原田三朗 1999）。原田久はドイツの連邦公務員倫理制度および行政学者の議論を参照に、NPM 型行政改革の推進と同時に倫理法を制定した日本ではその改革の理論的帰結である公務員の自律性拡充、インセンティブの付与による外的統制の導入および組織内分権による統一的な公務員像の希薄化への対応が今後の倫理制度の課題になりうると示唆した（原田久 2001）。

最後に、国家公務員倫理制度の運用および公務員倫理研修に関する研究がある。原田久は公務員不祥事を事業者関与型、上司関与型および本人型に類型化し、それぞれの類型に対応するためには倫理法の見直しだけでなく、内部通報およびナッジに基づく取組も含めたコンプライアンス環境を重層的に整備する必要があると指摘する（原田久 2020）。他方で、阿久澤徹は OECD の調査および諸外国の取組を参照に、公務員の内心に働きかけて自発的に倫理的な行為を促すバリュー志向の取組を現行の公務員倫理制度に導入する必要性を指摘した（阿久澤 2013, 2014）。公務員倫理研修について、原田三朗は駿河台大学で実施した「公務員倫理特論」という講義の内容をまとめた教科書を公表している（原田三朗 2007）。同書ではアメリカ行政倫理研究の教科書に類似した構成を採り、原田自身の過去の著作が参照されつつ、公務員倫

理の内容の考察、日本の倫理法制の解説、倫理研修の目標と方法に関する議論および実際の日本における倫理研修の紹介、ならびに行政組織という文脈の特殊性の検討等がなされている (*Ibid.*)。さらに、公務員研修所において倫理研修を担当してきた阿久澤および中谷常二による実践報告もある。阿久澤は、倫理的なジレンマを含む状況において公務員が自律的に意思決定できるようにするための自身の研修を紹介する (阿久澤 2020)。そして、中谷は公務員が公務の特性を理解し、よりよいものを求める態度を涵養するための研修の取組を紹介する (中谷 2015)。

日本における行政倫理研究の成果を概観すると、そこにおける倫理理論の応用研究の不在という課題を指摘できる。より具体的には、日本の行政倫理研究では、功利主義、義務論および徳倫理学といった何らかの倫理理論を行政に応用し、日本の行政の規範的な性質を把握したり、そこにおける問題点を指摘したり、改善の方針を示したりする研究はなされてこなかった。日本の行政倫理研究の主要な関心は、日本における公務員倫理制度の実態把握、課題の指摘および改善案の提示、ならびにアメリカを中心とした海外における行政倫理に関する制度および研究の紹介が中心であった。他方で、徳倫理学に限っても、アメリカ行政学ならびに日本の政治学、教育学および経営倫理学において応用研究が進められている事実は前節において指摘したとおりである。こうした状況を考慮すると、日本の行政学でも倫理理論の応用研究を進める必要性を検討すべきであると思われる。

この見解に対して、行政の倫理を研究するにあたって、必ずしも倫理理論を応用しなければならないわけではないという反論もあるであろう。実際に、西尾隆および今里は行政学における知見および成果に基づいて日本の公務員倫理制度の原型における課題を的確に指摘し、示唆に富む提言を行った。しかし、冒頭で示したように、本稿は倫理理論のなかでも徳倫理学の応用研究こそが行政学にとって有用であると主張する。そのため、最終節において自らの主張の正当性を検討し

たい。

4. 徳倫理学の応用研究がもたらす意義

本節では、徳倫理学の応用研究が日本における行政の研究および実務にもたらす意義を検討する。拙稿では徳倫理学に基づく行政研究が行政責任論におけるレスポンスビリティ研究の発展に対してもたらす意義を検討した（鏡 2025）。この節では、行政責任論も含めた行政学全体および行政の実務を対象とするより広い観点から、七つの意義を提示する。この作業の目的は、行政に対する倫理理論の応用研究を進めるにあたって功利主義および義務論よりも徳倫理学の応用が望ましいこと、ならびに徳倫理学の応用研究が行政学および行政実務のさまざまな課題の解決に有用であることを示すところにある。なお、以下の第一から第四の意義は、行政への応用において、徳倫理学の理論が有する視座の独自性がどのように発揮されるのかを示している。他方で、第五から第七の意義は、これまで行政学が議論してきたテーマへの徳倫理学の応用を通じて、どのような成果を新たに得ることができるのかを示している。

第一に、徳倫理学の応用により、公務員という職業が有する特殊性を踏まえた研究が可能となる。第2節において指摘し、第3節でアメリカ行政学における先行研究の概観を通じて確認したとおり、一般主義に含まれる功利主義および義務論と比べて、徳倫理学は当該職業に固有の文脈を捨象せずに踏まえたうえで、当該職業に従事する者が直面する倫理的な問題を考察できる。とくに公務員という職業には、ほかの民間の職業にはない特殊な性質が含まれている。具体的には、公務員は憲法を中心とする法令によって創られた職業であり、公務員に特別の法令の規制を受けながら、国民全体の奉仕者として、法令または予算等の政策を形成し執行する。政策形成は国民全体の生活に影響を及ぼす法律および予算の原案作りであり、政策実施における行政処分は個々の国民の権利義務の変動を通じて彼彼女らの人生を大きく左

右しうる。公務員という職業に特有の公共性および権力性の重要性を考慮すると、徳倫理学の特徴である個別具体の文脈の重視は行政の倫理を研究する際に必要不可欠な条件であると考えられる。

第二に、徳倫理学の応用により、多様なプロフェッションが勤務する行政の実態に即した研究が可能になる。行政組織のなかには、一般的な事務職以外にも、裁判官、検察官、弁護士、外交官、公認会計士、医師、看護師、保育士、教師、ソーシャルワーカー、警察官および自衛隊員といった多様な専門職が存在する。こうした専門職の多くは対応する専門職団体が定めた倫理綱領等で示される理念および規則を遵守しながら行政のなかで勤務する。したがって、これらの公務員の倫理を実質的に研究するためには、上の段落で述べたような公務員一般としての倫理に加え、その専門職に固有の倫理も同時に考察する必要がある。こうした研究には、一般主義的な功利主義および義務論よりも個別の文脈を重視する徳倫理学の方が適している。さらに、公務員一般の倫理とプロフェッションの倫理との識別を通じて、職務の遂行において二つの倫理が葛藤する状況を発見し、検討できる。たとえば、政治家または行政組織の上司の指示に従うか、専門職団体が重視する価値に従うかで公務員の心に葛藤が生じる場合がある (Cooper 2012: 99-104)。上で指摘した第一の意義とこの意義をあわせて、徳倫理学は公務員という職業の倫理を研究するにあたって有用なアプローチになるといえる。

第三に、徳倫理学の応用により、人びとが公務員を評価する視点と親和的な研究を遂行できる。第2節で指摘したとおり、日常において人びとは他者を倫理的に評価する際にその者の性格の善し悪しに言及している (van Zyl 2019: 7-8)。こうした事実は人びとの公務員に対する評価にも該当すると考えられる。たとえば、市民を救助しようとする警察官および消防士の行為に見られる勇敢さ、来訪した住民に対して丁寧なサービスを心掛ける窓口の職員の親切さおよび思いやり、ならびに自身が所属する組織の失敗および不祥事を正直に伝える職員の誠

実さが結果の善悪に関わらず肯定的に評価される場面は想像に難くない。他方で、公務員による冷淡、不公正または不誠実といった悪徳に基づくと思われるような行動が報道されると、国民からの大量の激しい非難が集中する事例もある⁽²⁶⁾。これらの事例から、性格に着目する徳倫理学は、人びとが抱く道徳的な直観および公務員に対して普段求めている倫理を学問的な観点から研究できる理論であるといえる。さらに、こうした理論と直観との親和性は、徳倫理学の応用研究の成果に含まれる倫理的な判断および提言が社会において受容される可能性を一定程度担保すると考えられる。

第四に、徳倫理学を通じて行政を鳥瞰的な観点から規範的かつ批判的に研究する視座を得られる点を確認しておきたい。徳倫理学では行為者が徳および実践知の涵養および発揮を通じて、人間的に成長し、善い人生を送ることが理想となる。行政は人びとがこうした理想を実現するための場になり、理想の担い手にもなりうる。具体的には、徳倫理学の観点から、行政には公務員が職業生活を通じて徳および実践知を涵養し、発揮する機会を提供する善さがある。さらに、行政には、人びとがそこで徳および実践知を涵養し発揮する場所である家族、学校、企業、NPO、宗教団体、および地域コミュニティといったさまざまな集団および組織を支援したり、それらの発展に資する制度を立案し管理したりする善さがある⁽²⁷⁾。こうした視座を通して、たとえば、

(26) たとえば、2024年5月に熊本県で開催された環境大臣と水俣病被害者団体等の8団体との懇談会において、環境省の職員が各参加団体の発言時間を3分に制限し、3分を超えて発言した者が使用していたマイクの電源を一方向的に切った運用がなされた。この対応が報道されると、国民および与野党の国会議員から多くの批判が上がり、環境大臣が熊本県に再訪し当事者に謝罪することとなった。こうした批判の背景として、懇談会における環境大臣および環境省職員の対応に被害者への冷淡さがあったと思われることも指摘できる。

(27) こうした着想を得るにあたって、第3節でも紹介したクーパーの研究、クーパーの研究が参照にしたマッキンタイアの実践概念、およびロジャース (Tristan J. Rogers) による制度の形成的な役割をめぐる議論を参照に

日本において継続的に進められてきた新自由主義的な行政改革がもたらした影響を規範的かつ批判的に研究できる。この改革のもとで、エッセンシャルワーカーも含めた行政内外の専門職を中心とするさまざまな職業に従事する人びとおよび組織に対する統制の強化ならびに予算の縮小が進められてきた(山谷・藤井・編 2021)。また、長期にわたって公務員の定数削減および非正規公務員の増加といった傾向も続いてきた。徳倫理学はこれらの改革が公務員の職務を通じた成長および社会において人びとが善い人生を追求するために存在するさまざまな場所および機会にどのような影響を与えたのかを評価する視座となるのである。

第五に、徳および実践知の概念により、公務員の裁量の適切な行使の在り方を研究できる。第3節で指摘したとおり、アメリカ行政倫理研究では公務員の裁量に対する懸念が存在し、その適切な行使を導く手段として徳が注目された(Lilla 1981)。日本においても、公務員は政策の形成および実施について広範な裁量を有している。こうした裁量の行使において、公務員が諸徳によって善い価値の実現に動機づけられたうえで、実践知によって個別具体の状況に即した仕方で自らの知識、技術および権限を活用することが望ましい(鏡 2025: 37)。実際に、実践知は個別具体の案件における適切な判断を導く概念として、さまざまな職業倫理の研究において着目されている。たとえば、バンクス(Sarah Banks)はソーシャルワークの専門職を主な事例として、専門職に特有の実践知の在り方を描写してきた(Banks and Gallagher 2009: Chapter 4; Banks 2018)。日本の行政学においても公務員に特有の実践知の在り方の考察、および有徳な公務員が実践知を発揮したと考えられる事例の研究、公務員が実践知を涵養するための公務員制度および研修の検討は、現実における政策の形成および実施の改善につながる重要な検討課題であるといえる。

した (Cooper 1987; MacIntyre 2007; Rogers 2021: Chapter 7)。

第六に、徳倫理学の概念から、日本の国家公務員倫理制度を補完する方針を構想できる。現行の日本の国家公務員倫理制度は法令遵守アプローチに近いと指摘されてきた（鏡 2016, 2025 ; 中谷 2016）。法令遵守アプローチは組織が従業員の倫理を確保するためのモデルの一つであり、非倫理的な行為の防止を目的とする。そこでは、組織は非倫理的な行為を具体的に列記した基準を示し、職員に基準の内容を周知し、職員が基準に違反していないか監視し、違反した職員を発見した場合には当該職員に制裁を課す。このアプローチおよびそれに基づく国家公務員倫理制度は、利害関係者との間でなされる非倫理的な行為を対象を限定しているためそれ以外の非倫理的な行為については直接的な抑止力を持たず、非倫理的な行為を防止する方針である以上、公務員による自律的な善い行為を促す方針としては機能しないという限界がある（鏡 2025: 38）。拙稿ではこうした限界が徳および実践知によって補完されると指摘した。なぜならば、諸徳および実践知は倫理規定の対象外となるような状況においても発揮できるものであり、定義上、徳は善い価値の実現に向けて行為者を動機づけるからである（*Ibid.*）。したがって、公務員の徳および実践知を向上させる制度および研修の検討は、日本の国家公務員倫理制度を補完する方針の考察につながる。

第七に、徳倫理学の応用により、公務に対する動機づけを規範的な観点から研究できる。近年、公務員志願者数の減少、退職する公務員の増加および行政サービスの質の確保といった課題から、公務員志望者および現職公務員の公務に対する動機づけへの関心が高まっている。公務に対する動機づけの調査はPSM（Public Service Motivation）研究で主に進められてきた。PSM研究とは、心理学的な手法を用いて主に実証的な観点から公務に対する動機づけを明らかにしようと試みる研究領域である。日本の行政学においてもPSMに関する先行研究は蓄積されてきた（林・深谷・箕輪・中嶋・梶原 2021 ; 柳 2022）。対して、徳倫理学の応用研究は規範的な観点から公務への動機づけを考察する。第2節および第3節で紹介した研究の内容を振り返ると、このアプローチの

下で、規範的な観点から公務員に求められる善い性格上の特性の特定、哲学的または思想史的な考察を通じた性格に関する概念の精緻化、および模範的な公務員の職務に対する動機づけの実態に関する研究が可能となる。すなわち、徳倫理学の応用研究はPSM研究の成果を参照しつつも、PSM研究の前提となる性格に関する概念の理論的な考察および事例研究を担当できる。

以上の意義の提示により、本節の冒頭で示した二つの目的が達成できたと考える。第一の目的は、行政学において功利主義および義務論よりも徳倫理学の応用が望ましい点を主張することにあった。上述の第一から第四の意義の検討を通じて、二つの倫理理論とは異なる徳倫理学独自の視座とそれらが有する利点を提示できた。さらに、第五から第七の意義において指摘した研究の方針も徳倫理学の中心的な概念の使用によってはじめて可能となる。他方で、第二の目的は、徳倫理学の応用研究が行政の研究および実務におけるさまざまな課題に対する有用なアプローチになるという主張を確認することであった。七つの意義のなかで触れた研究の方向性には、理論的な研究もあれば、制度の改善に資する実践的な研究も含まれる。また、徳倫理学の応用研究の対象として、公務員個人の意思決定および特定の制度の在り方だけではなく、大局的な行政改革のトレンドも含まれると指摘した。こうした多岐にわたる提言により、結果として、徳倫理学の応用研究が行政の研究および実務におけるさまざまな課題に対応できる可能性を示すことができたと考える。

5. おわりに

以上、本稿では拙稿よりも広範な観点から、徳倫理学が日本における行政の研究および実務にもたらす意義を検討した。検討の手順は以下のとおりであった。第2節では、倫理理論としての徳倫理学の研究状況を整理し、その理論の特徴とそこから生じる意義を指摘し、さまざまな研究領域における応用研究の実施状況を概観した。第3節では、

アメリカの行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の主要な成果を紹介した一方で、日本における行政倫理研究には徳倫理学を含めた倫理理論の応用研究が存在しないという課題を指摘した。第4節では、日本の行政学において徳倫理学の応用研究を進める意義を示すため、それが日本における行政の研究および実務にもたらしうる意義を七つの項目にわたって列記した。これらの検討を通じて、本稿はその目的を一定程度達成したと考えている。

本稿の意義は、徳倫理学の応用研究を進めるにあたって最低限必要となる考察を実施した点にある。拙稿は行政責任論におけるレスポンスビリティ研究の進展に対して徳倫理学が有する可能性を中心に検討を進めてきた（鏡 2025）。この研究では行政責任論の先行研究を整理し、その限界を指摘した後で、徳倫理学の有用さを検討するという構成をとったため、徳倫理学の理論の紹介および意義の検討に充てられる紙幅を十分に取れなかった。対して、本稿では本論の冒頭となる第2節において徳倫理学の理論をより詳細に紹介し、功利主義および義務論といった他の倫理理論との比較を通じて徳倫理学の意義をより説得的に示し、国内外のさまざまな研究領域における徳倫理学の応用研究の状況を整理できた。さらに、第3節では拙稿よりも多くのアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の成果を紹介し、日本の行政倫理研究における到達点および課題に対する包括的な検討を実施できた。最後の節では、行政責任論も含めたより広範な行政の研究および実務一般に対して徳倫理学の応用研究が有する意義を提示できた。当然、本稿における検討は完全ではないものの、今後の応用研究を進めるにあたって満足できる水準の基盤を整備できたのではないかと考える。

他方で、本稿では、拙稿に残されたもう一つの課題である徳倫理学の応用研究の実施まで対応できなかった。確かに、第4節における検討を通じて、徳倫理学の応用研究が行政学の深化および行政実務の改善につながるさまざまな成果を産出する可能性を提示できた。しかし、

これらの成果を生じさせるためには実際に応用研究を実施しなければならない。したがって、拙稿および本稿において整備した基盤に基づいて、応用研究を遂行していく必要がある。日本の行政学において徳倫理学の応用研究が不在である状況を考慮すると、まずは基本的かつ根本的な応用研究上の課題に取り組むことが望ましい。その一例として、拙稿の最後に示した四つの課題があげられる。すなわち、日本の公務員に求められる徳目の考察、日本の行政組織が有徳な公務員を確保する方針の検討、徳と法的価値、政治的価値および経済的価値といった諸価値との関係の整理、ならびに公務員がどの程度まで徳を発揮しなければならないのかの考察といった課題がある（鏡 2025: 38-39）。これらの課題の検討にあたって、とくに、第2節で言及した徳の文化相対性に留意する必要がある。具体的には、特定の時代、文化、地域および職業ごとに徳の意味および徳目は相対的であるため、徳倫理学を応用する以上、現代における日本の行政という文脈を意識して研究を進めなければならない。

付記

この研究は JSPS 科研費23K12006の助成を受けた研究成果の一つである。

謝辞

本稿の草案に対してコメントをいただいた金沢大学の奥田恒准教授に御礼申し上げます。

参考文献

- 赤林朗・児玉聡編（2018）『入門・倫理学』勁草書房。
 阿久澤徹（2013）「公務員倫理問題への新アプローチ」『政策科学』20（2）、1-11。
 阿久澤徹（2014）「公務員倫理施策はどうあるべきか」『試験と研修』19、39-45。

- 阿久澤徹 (2020) 「倫理的判断力や政策分析力の向上をねらった倫理研修の展開」『試験と研修』 56、35-39。
- アリストテレス (2014) 『ニコマコス倫理学』岩波書店。
- 今里滋 (1999) 「行政改革と公務倫理」『年報行政研究』 34、63-86。
- 大塚祐一 (2017) 「ロバート・ソロモンの「共同体としての企業」論—その意義と課題をめぐって—」『日本経営倫理学会誌』 24、213-225。
- 大塚祐一 (2019) 「インテグリティとは何か」『日本経営倫理学会誌』 26、103-115。
- 大塚祐一 (2022) 「稲盛経営哲学の徳倫理的考察—「人生・仕事の成功方程式」を中心として—」『麗澤経済研究—高巖博士記念論文集—』 53-60。
- 鏡圭佑 (2016) 「日本における公務員倫理の課題—法令の遵守から自律的な判断へ—」『同志社政策科学院生論集』 5、11-25。
- 鏡圭佑 (2019) 『行政改革と行政責任』晃洋書房。
- 鏡圭佑 (2025) 「行政責任論の発展に対して徳倫理学に基づく研究が有する意義の考察」『同志社政策科学研究』 26 (5)、29-41。
- 神崎宣次・佐藤静・寺本剛編 (2023) 『倫理学』昭和堂。
- 菊池理夫・有賀誠・田上孝一編 (2019) 『徳と政治—徳倫理と政治哲学の接点—』晃洋書房。
- 嶋田暁文 (2015) 「「公平性・平等性」要請に起因する硬直的な行政対応とその克服方策—行政倫理の豊潤化と「臨床行政学」の提唱に向けて—」『住民行政の窓』 418、2-19。
- 杉本俊介 (2017) 「内部告発問題に対する徳倫理的アプローチ—ハーストハウスによる道徳的ジレンマの分析を応用する—」『日本経営倫理学会誌』 24、199-211。
- 杉本俊介 (2022) 「組織の徳倫理学—組織不祥事を評価する枠組みの提案—」『日本経営倫理学会誌』 29、253-265。
- 杉本俊介 (2023) 「経営理念に表れる日本企業の徳—テキストマイニングを用いて—」『日本経営倫理学会誌』 30、49-59。
- 立花幸司編 (2023) 『徳の教育と哲学—理論から実践、そして応用まで—』東洋館出版社。
- 土田健次郎 (2011) 『儒教入門』東京大学出版会。
- 中邨章 (1990) 「アメリカにおける行政倫理の確立—利益抵触と「公職倫理法」の経験をとおして—」『季刊行政管理研究』 51、17-28。
- 中谷常二 (2015) 「公務員の職業倫理教育についての一考察」『日本経営倫理学会誌』 22、33-45。
- 中谷常二 (2016) 「新しい公務員倫理研修の在り方を考える」『試験と研修』 32、26-31。
- 奈良雅俊 (2018) 「倫理理論」赤林朗・児玉聡編『入門・倫理学』勁草書房、27-50。

- 西尾隆 (1995) 「行政統制と行政責任」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第6巻—市民と行政—』有斐閣、267-308。
- 西尾隆 (1998) 「公務員倫理と行政改革」『自治総研』24 (7)、30-62。
- 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』東京大学出版会。
- 林嶺那・深谷健・箕輪允智・中嶋茂雄・梶原静香 (2021) 「公共サービス動機づけ (Public Service Motivation) と職務満足度等との関連性に関する実証研究—最小二乗回帰と分位点回帰による特別区職員データの分析—」『年報行政研究』56、165-188。
- 原田三朗 (1999) 『新・公務員倫理—行動のルールとモラル—』ぎょうせい。
- 原田三朗 (2007) 『公務員倫理講義—信頼される行政のために—』ぎょうせい。
- 原田久 (2001) 「公務員倫理に関する覚書」『アドミニストレーション』8 (1・2)、165-185。
- 原田久 (2020) 「日本における行政のコンプライアンス」『年報行政研究』55、46-63。
- 宮本久雄 (2002) 「徳」大貫隆・名取四郎・宮本久雄・百瀬文晃編『岩波キリスト教辞典』岩波書店、807-808。
- 柳至 (2022) 「官僚のパブリック・サービス・モチベーションと職務満足」北村亘編『現代官僚制の解剖—意識調査から見た省庁再編20年後の行政—』有斐閣、135-156。
- 山谷清志 (1991) 「行政責任論における統制と倫理—学説史的考察として—」『修道法学』13 (1)、141-198。
- 山谷清志・藤井誠一郎編 (2021) 『地域を支えるエッセンシャル・ワーク—保健所・病院・清掃・子育てなどの現場から—』ぎょうせい。
- Annas, J. (2011) *Intelligent Virtue*, Oxford University Press. (相澤康隆訳 (2019) 『徳は知なり—幸福に生きるための倫理学—』春秋社。)
- Anscombe, G. E. M. (1958) “Modern Moral Philosophy,” *Philosophy*, 33 (124), 1-19. (生野剛志訳 (2021) 「現代道德哲学」大庭健編『現代倫理学基本論文集Ⅲ：規範倫理学篇②』勁草書房、141-181。)
- Bai, X. and Morris, N. (2014) “Leadership and Virtue Ethics: A Daoist Approach,” *Public Integrity*, 16 (2), 173-186.
- Bailey, S. K. (1964) “Ethics and the Public Service,” *Public Administration Review*, 24 (4), 234-243.
- Banks, S. (2018) “Practising Professional Ethical Wisdom: The Role of ‘Ethics Work’ in the Social Welfare Field,” in David Carr ed., *Cultivating Moral Character and Virtue in Professional Practice*, Routledge, 55-69.
- Banks, S. and Gallagher, A. (2009) *Ethics in Professional Life: Virtues for Health and Social Care*, Palgrave Macmillan.
- Bowman, J. S. and West, J. P. (2022) *Public Service Ethics: Individual and Institutional Responsibility*, Third Edition, Routledge.

- Carr, D. and Steutel, J. eds. (1999) *Virtue Ethics and Moral Education*, Routledge.
- Cooper, T. L. (1987) "Hierarchy, Virtue, and the Practice of Public Administration: A Perspective for Normative Ethics," *Public Administration Review*, 47 (4), 320-328.
- Cooper, T. L. (1992) "Conclusion: Reflecting on Exemplars of Virtue," in T. L. Cooper and N. D. Wright eds., *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government*, Jossey-Bass, 324-340.
- Cooper, T. L. (2001) "The Emergence of Administrative Ethics as a Field of Study in the United States," in T. L. Cooper ed., *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker, 1-36.
- Cooper, T. L. ed. (2001) *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker.
- Cooper, T. L. (2012) *The Responsible Administrator: An Approach to Ethics for Administrative Role*, Sixth Edition, Jossey-Bass.
- Cooper, T. L. and Wright, N. D. eds. (1992) *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government*, Jossey-Bass.
- Cram, B. and Alkadry, M. (2018) "Virtue Ethics and Cultural Competence: Improving Service One Administrator at a Time," *Journal of Public Affairs Education*, 24 (4), 518-537.
- Dancy, J. (2004) *Ethics without Principles*, Oxford University Press.
- De Vries, M. S. and Kim, P. S. eds. (2011) *Value and Virtue in Public Administration: A Comparative Perspective*, Palgrave.
- Dimock, M. E. (1936) "The Criteria and Objectives of Public Administration," in J. M. Gaus, L. D. White and M. E. Dimock, *The Frontiers of Public Administration*, University of Chicago Press, 116-133.
- Finer, H. (1941) "Administrative Responsibility in Democratic Government," *Public Administration Review*, 1 (4), 335-350. Reprinted in W. M. Bruce ed. (2001) *Classics of Administrative Ethics*, Westview Press, 5-26.
- Foot, P. (1977) "Euthanasia," *Philosophy & Public Affairs*, 6 (2), 85-112.
- Foot, P. (1978) *Virtues and Vices and Other Essays in Moral Philosophy*, University of California Press.
- Frederickson, H. G. and Hart, D. K. (1985) "The Public Service and the Patriotism of Benevolence," *Public Administration Review*, 45 (5), 547-553.
- Friedrich, C. J. (1940) "Public Policy and the Nature of Administrative Responsibility," in C. J. Friedrich and E. S. Mason eds., *Public Policy 1*, Harvard University Press, 3-24.

- Harrison, T. and Walker, D. I. eds. (2018) *The Theory and Practice of Virtue Education*, Routledge.
- Hart, D. K. (1984) “The Virtuous Citizen, the Honorable Bureaucrat, and ‘Public’ Administration,” *Public Administration Review*, 44, 111-120.
- Hart, D. K. (1989) “A Partnership in Virtue Among All Citizens: The Public Service and Civic Humanism,” *Public Administration Review*, 49 (2), 101-105.
- Hart, D. K. (2001) “Administration and the Ethics of Virtue: In All Things Choose First for Good Character and then for Technical Expertise,” in T. L. Cooper ed., *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker, 131-150.
- Hart, D. K. and Smith, P. A. (1988) “Fame, Fame-Worthiness, and the Public Service,” *Administration & Society*, 20 (2), 131-151.
- Hursthouse, R. (1991) “Virtue Theory and Abortion,” *Philosophy & Public Affairs*, 20 (3), 223-246. (林誓雄訳 (2011) 「徳理論と妊娠中絶」江口聡編・監訳『妊娠中絶の生命倫理—哲学者たちは何を議論したか—』勁草書房、215-247。)
- Hursthouse, R. (1999) *On Virtue Ethics*, Oxford University Press. (土橋茂樹訳 (2014) 『徳倫理学について』知泉書館。)
- Jacobs, R. M. (2018) “Developing Ethical Competence: Some Considerations Regarding Virtue, Deliberation, Intention, and Guilt,” *Public Integrity*, 20 (Supplement 1), S5-S17.
- Jeon, S. H. (2021) “Public Administration Ethics: Looking Back and Moving Forward,” in T. A. Bryer ed., *Handbook of Theories of Public Administration and Management*, Edward Elgar Publishing, 30-42.
- Kane, J. and Patapan, H. (2006) “In Search of Prudence: The Hidden Problem of Managerial Reform,” *Public Administration Review*, 66 (5), 711-724.
- Lilla, M. T. (1981) “Ethos, Ethics, and Public Service,” *Public Interest*, 63 (1), 3-17.
- Luke, J. S. and Hart D. W. (2001) “Character and Conduct in the Public Service: A Review of Historical Perspective,” in T. L. Cooper ed., *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker, 529-554.
- Lynch, T. D. and Lynch, C. E. (2002) “Virtue Ethics: A Policy Recommendation,” *Public Administration Quarterly*, 25 (4), 462-495.
- Macaulay, M. and Lawton, A. (2006) “From Virtue to Competence: Changing the Principles of Public Service,” *Public Administration Review*, 66 (5), 702-710.

- MacIntyre, A. (1981) *After Virtue: A Study in Moral Theory*, University of Notre Dame Press.
- MacIntyre, A. (2007) *After Virtue: A Study in Moral Theory*, Third Edition, University of Notre Dame Press.
- Marini, F. ed. (1971) *Toward a New Public Administration: The Minnowbrook Perspective*, Chandler Publishing Company.
- Molina, A. D. (2015) “The Virtues of Administration: Values and the Practice of Public Service,” *Administrative Theory & Praxis*, 37 (1), 49-69.
- Moore, G. (2017) *Virtue at Work: Ethics for Individuals, Managers, and Organizations*, Oxford University Press.
- Nieuwenburg, P. (2003) “Can Administrative Virtue Be Taught?: Educating the Virtuous Administrator,” *Public Integrity*, 5 (1), 25-38.
- Oakley, J. and Cocking, D. (2001) *Virtue Ethics and Professional Roles*, Cambridge University Press.
- Overeem, P. and Tholen, B. (2011) “After Managerialism: MacIntyre’s Lessons for the Study of Public Administration,” *Administration & Society*, 43 (7), 722-748.
- Peterson, A. and Arthur, J. (2021) *Ethics and the Good Teacher: Character in the Professional Domain*, Routledge.
- Peterson, A., Arthur, J. and Varghese, J. (2022) *Ethics and the Good Nurse: Character in the Professional Domain*, Routledge.
- Rachels, J. and Rachels, S. (2015) *The Elements of Moral Philosophy*, Eighth Edition, McGraw Hill Education. (次田憲和訳 (2017) 『現実をみつめる道徳哲学—安楽死・中絶・フェミニズム・ケア—』晃洋書房。)
- Rogers, T. J. (2021) *The Authority of Virtue: Institutions and Character in the Good Society*, Routledge.
- Rohr, J. A. (1989) *Ethics for Bureaucrats: An Essay on Law and Values*, Second Edition, Marcel Dekker.
- Rooney, D. and McKenna, B. (2008) “Wisdom in Public Administration: Looking for a Sociology of Wise Practice,” *Public Administration Review*, 68 (4), 709-721.
- Rugeley, C. and Van Wart, M. (2006) “Everyday Moral Exemplars: The Case of Judge Sam Medina,” *Public Integrity*, 8 (4), 381-394.
- Russell, D. C. (2021) “The Reciprocity of the Virtues,” in Mario De Caro and Maria Silvia Vaccarezza eds., *Practical Wisdom: Philosophical and Psychological Perspectives*, Routledge, 8-28.
- Sandler, R. L. (2007) *Character and Environment: A Virtue-Oriented Approach to Environmental Ethics*, Columbia University Press. (熊坂元

大沢 (2022) 『環境徳倫理学』 勁草書房。

Slote, M. (2001) *Morals from Motives*, Oxford University Press.

Svenson, F., Steffen, B., Harteis, C. and Launer, M. A. (2023) “Before Virtuous Practice. Public and Private Sector-Specific Preferences for Intuition and Deliberation in Decision-Making,” *Public Integrity*, 25 (5), 494-506.

Swanton, C. (2003) *Virtue Ethics: A Pluralistic View*, Oxford University Press.

Tholen, B. (2013) “Dirty Hands or Political Virtue?: Walzer’s and MacIntyre’s Answers to Machiavelli’s Challenge,” *Public Integrity*, 15 (2), 187-202.

van Steden, R. (2020) “Blind Spots in Public Ethics and Integrity Research: What Public Administration Scholars Can Learn from Aristotle,” *Public Integrity*, 22 (3), 236-244.

van Zyl, L. (2019) *Virtue Ethics: A Contemporary Introduction*, Routledge.

Zheng, G., Ma, M., Wu, Z. and Wang, Y. (2024) “Bringing Public Virtue Back: How Does Ethical Leadership Impact Street-Level Bureaucrats’ Enforcement Style?,” *Public Personnel Management*, 53 (3), 406-430.

国際経営における経営倫理の意義と課題

——企業文化とリーダーシップの観点から——

鈴木 貴 大

1. はじめに
2. 企業文化と経営倫理の関係
3. グローバル化の進展と国際経営
4. 国際経営における経営倫理の浸透とリーダーシップ
5. むすびにかえて

1. はじめに

企業がその経済活動によって社会を豊かにする一方で、これまで、そして今日においても様々な企業不祥事が発生し、社会に負の影響を与えている。「企業不祥事」と一言で表しても、経営者を含むトップ・マネジメントレベルでの企業不祥事や現場の従業員レベルでの企業不祥事、あるいは組織レベルでの企業不祥事や個人レベルでの企業不祥事など、その内容は多岐にわたる。また、企業不祥事を主たる研究課題のひとつとして取り上げる経営倫理 (business ethics)⁽¹⁾の文脈においても、コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance : 企業統治) を

(1) “business ethics” という語句は、「経営倫理」のほかにも論者によって「企業倫理」、「経営倫理学」、「企業倫理学」とも訳されるが、本稿では「経営倫理」としてこの語句を用いる。

はじめとする制度の観点⁽²⁾、企業文化の観点⁽³⁾、あるいは行動倫理学 (Behavioral Ethics) の観点⁽⁴⁾と、企業不祥事の発生要因の分析やその防止策へのアプローチは多様である。

他方で、ひとつの企業 (または組織) 内で暗黙に共有される価値観が従業員に浸透することで企業文化が醸成され、その企業文化により影響を受けたトップ・マネジメントが企業内の制度を構築し、従業員の行動を方向付けるのであれば、いずれのアプローチも「いかにして健全な制度を構築し、これを組織内に浸透させるのか」という議論に帰着することとなる。

実際に、経営倫理研究では、Paine (1996)⁽⁵⁾や梅津 (2002; 2007)⁽⁶⁾、中村 (2003)⁽⁷⁾が、法の枠組みを超えた「経営倫理の制度化 (Institutionalizing business ethics)」の重要性を示唆し、企業不祥事の発生を防止するひとつの手段として確立されている。しかしながら、経営倫理の制度化により企業内に一定の健全な価値観を共有することで、企業不祥事の防止を図ることの意義は見出せるものの、「個々人によって異なる価値観をどこまで制度によって統制することができるのか」という点

(2) たとえば、出見世信之 (2017)「企業不祥事の発生原因と防止策—コーポレート・ガバナンスの観点から— (Managing the Risks of Corporate Scandals: A Corporate Governance Perspective)」『明大商学論叢』第99巻第1号、1-13頁が挙げられる。

(3) たとえば、間島 崇 (2007)『組織不祥事—組織文化論による分析—』文眞堂が挙げられる。

(4) たとえば、水村典弘 (2022)「不正な行動選択と行動倫理学—不正を読み解く学際融合領域生成の系譜」『日本経営倫理学会誌』第29号、223-238頁が挙げられる。

(5) Paine, L. S. (1996) *Case in Leadership, Ethics, and Organizational Integrity: A Strategic Perspective*, Boston: Irwin McGraw-Hill. (梅津光弘、柴柳英二訳 (1999)、『ハーバードのケースで学ぶ企業倫理：組織の誠実さを求めて』慶應義塾大学出版会。)

(6) 梅津光弘 (2002)『ビジネスの倫理学』丸善出版および、梅津光弘 (2007)「企業経営をめぐる価値転換」企業倫理研究グループ『日本の企業倫理—企業倫理の研究と実践—』白桃書房、1-20頁。

(7) 中村瑞穂編 (2003)『企業倫理と企業統治 国際比較』文眞堂。

において、経営倫理の制度化は課題を残していることも事実である。さらに、グローバル化が加速する今日において、ひとつの国や地域ではなく、複数の国や地域に進出して国際経営を行う多国籍企業にとって、その課題はより顕著になると推察される。

かかる理解に鑑み、本稿では多国籍企業に焦点を当て、国際経営における経営倫理の意義と課題を考察することを目的とする。そのため、まず先行研究を通じて、企業文化がどのように形成され企業内に浸透していくのか、そして企業文化が有する逆機能とはなにかを整理し、経営倫理との関係を明らかにする。さらに、グローバル化が進展するなか、企業が直面する国際経営の独自問題をビジネスモデルと経営倫理の2つの観点から考察する。これらを通じて、いかにして国際経営において経営倫理を確立していくのかを、経営倫理の制度化のみならず、リーダーシップの観点を加えて論じていくこととする。

2. 企業文化と経営倫理の関係

2-1. 企業文化の形成とその浸透

企業文化とは、「企業における組織の構成員が共有するシンボル意味体系および組織の意味や価値観、行動規範、信念の集合体として表れた組織特有の意味・解釈枠組み及びその思考パターン」(小原、2014年、67頁)あるいは、「メンバーによって共有された価値や規範および(結果として生じる)思考や行動様式」(松村、2006年、4頁)と定義されている。論者によってその定義に差異はあるものの、共通する点として、組織における個々人によって共有される「ものの見方」、「ものの考え方」、または「価値観」であることが挙げられる。また、経営者やリーダーによって明示的に示される企業哲学や企業理念に限らず、無意識のうちに共有される暗黙知もまた、企業文化に含まれる点も特徴である(小原、2014年、67頁)。

企業とは、創業者(あるいは創業者集団)の描くビジョンや企業理念

を実現するために設立される営利組織である。したがって、創業期の企業文化は創業者の価値観が基盤となって創り出されることとなる（松村、2006年、33頁）。創業から間もない小規模のときであれば、自社の描くビジョンを直接的に創業者から他のメンバー（従業員）に伝達し、企業文化を共有することが可能であるが、ビジネスが軌道に乗り、企業規模が拡大していくにつれ、徐々に創業者が直接的に従業員へ価値観を伝えることが困難になっていく。そこで、創業者に代わり各部門のリーダーが自部門のメンバーへと伝達する、あるいはリーダーの行動を通じて、自社の企業理念や企業文化を浸透させていくこととなる。さらに、経営者が創業者から世代交代した後も、企業理念や企業文化が引き継がれることで、これらはより強固なものとなり、企業としての歴史が積み重ねられていく。

このようにして創成・浸透されていく企業文化は、企業において以下の役割を担っている。第一に、判断基準としての機能である。外部環境の変化が著しい今日において、従業員が判断に迷った際、組織人として自社の価値観を共有していれば、リーダーの指示を待たずして迅速に意思決定や行動をすることができるようになる（松村、2006年、8頁）。第二に、動機づけとしての機能である。企業文化が浸透することによって、従業員は自社の理念や価値観を同一化させるとともに、自社の成功に向けて強い貢献意欲を有するようになる（若林、盧、1993年、134頁）。第三に、組織における協調行動としての機能である。従業員同士が一定の価値観を共有することにより、組織内部での対立を回避することができ、協調体制を構築することに繋がる（小原、2014年、82頁）。第四に、差別化としての機能である。企業文化は、企業の行動に一定の安定した行動パターンをもたらす。これにより、外部のステイクホルダー（stakeholders：利害関係者）に対して企業イメージを与えることができる。この企業イメージにより、外部からの信頼の獲得へと繋がり、ひいては企業価値向上に寄与することとなる。加えて、企業イメージの独自性が他社との差別化要因となり、自社の企業文化に

共感した人材の獲得にも繋がる（小原、2014年、82頁）。

ここまで企業文化の機能を述べてきたが、これはあくまで企業文化の正の機能である。言うまでもなく、企業文化の正の機能は企業が効率的にビジネスを展開していく上で不可欠なものである。しかしながら、強固な企業文化がもたらす負の機能（逆機能）の存在を忘れてはならない。かかる理解に鑑み、次節では企業文化の逆機能に関して先行研究を基に整理していく。

2-2. 企業文化の逆機能と企業不祥事

企業文化は常に正の機能を発揮するわけではなく、ときに当該企業や組織にとって負の機能として作用することもある。とりわけ、「強い文化（strong culture）」の存在は、前述した判断基準や動機づけ、あるいは組織における協調行動を促す正の機能をもたらす一方で、組織のメンバー個々人の行動や組織全体の行動を従来の価値観や行動様式によって縛りつけ、経営戦略の変革や組織構造の変革を阻害する要因にもなり得る。つまり、「強い文化」を有する組織では、メンバーの新たな発想が限定され、組織全体の整合性を崩さないような力が慣性として働くのである（横尾、2004年、33頁）。

また、企業文化は主に成功体験を正当たる根拠として醸成され、翻って企業の活動に対する正当性の根拠となる。つまり長く存続し、伝統のある企業ほど企業文化は「強い文化」として企業内に浸透している可能性が高くなる。さらに、企業およびそのメンバーはかかる正当たる根拠に基づき現状を認識し、意思決定を行い、それを実践する（間島、2007年、19頁）。こうした「強い文化」たる企業文化が健全なものであれば問題はないが、ときに企業文化はあまりに組織特有で、社会の価値規範からかけ離れ、社会に負の影響を与える活動でさえも正当化する根拠となる場合がある。本来、企業文化とは前述した成功体験を含む企業の歴史に加え、社会との相互作用や組織のメンバーが持ち寄る道徳的価値観なども相俟って醸成されていくものである。また、

ステイクホルダーを中心とした社会からの正当性の評価と指導に晒され、それらの影響力のなかでさらに醸成されていく。それゆえに、企業文化は社会規範と親和性のあるものになるはずである。しかし、競争圧力や法制度などの圧力をはじめとする外部環境からの圧力によって、ときに閉鎖的で組織特有の企業文化を創成し、これが悪しき文化として企業内に浸透してしまうこともある。このような企業文化は、社会を構成するひとつの要素である企業にとって、その行動が機能的か否か、言い換えればその行動が社会にとって有益か否か、あるいは他者への配慮ある協働ができていないか否かが顧みられず、社会規範に反する行動までも容認・正当化し、企業不祥事を引き起こす要因へとなり得る（間島、2007年、19-20頁）。

また、樋口（2012）は企業文化の逆機能が一因となって引き起こされたと考えられる「海上自衛隊イーゼス防衛秘密流出事件（2007年）」⁽⁸⁾、「加ト吉循環取引事件（2007年）」⁽⁹⁾、「赤福食品衛生法等違反事件（2007年）」⁽¹⁰⁾、および「中国電力島根原発点検時期超過事件（2010年）」⁽¹¹⁾を

(8) 詳しくは、樋口晴彦（2010）「イーゼス防衛秘密流出事件」『捜査研究』第59巻第6号、東京法令出版、76-82頁、および樋口晴彦（2012）『組織不祥事研究—組織不祥事を引き起こす潜在的原因の解明—』白桃書房、204-210頁を参照されたい。

(9) 詳しくは、樋口晴彦（2008）「組織文化論による企業不祥事の分析—株式会社加ト吉の不適切取引に関して—」『危機管理システム研究学会（ARIMASS）研究年報』第6号、危機管理システム研究学会、1-15頁、および樋口晴彦（2012）『組織不祥事研究—組織不祥事を引き起こす潜在的原因の解明—』白桃書房、211-219頁を参照されたい。

(10) 詳しくは、樋口晴彦（2009）「組織文化の逆機能と企業不祥事—株式会社赤福の食品衛生法等違反事件に関して—」『政策情報学会誌』第2巻第1号、政策情報学会、39-44頁、および樋口晴彦（2012）『組織不祥事研究—組織不祥事を引き起こす潜在的原因の解明—』白桃書房、219-223頁を参照されたい。

(11) 詳しくは、樋口晴彦（2011）「島根原子力発電所における点検時期超過事案に関する事例分析」『千葉商大論叢』第48巻第2号、千葉商科大学、137-156頁、および樋口晴彦（2012）『組織不祥事研究—組織不祥事を引き起こす潜在的原因の解明—』白桃書房、223-231頁を参照されたい。

整理し、以下の逆機能を示唆している。

第一に、企業文化によるコンプライアンス軽視の問題である。前述のように企業文化は暗黙の価値規範として機能するが、これが法令や明示的に規定された内部規則を超越した上位規範として作用することにより、コンプライアンスが相対的に軽視されることである。第二に、企業文化によるリスク管理弱体化の問題である。企業文化の影響により、リスク管理対策を徹底せず、あるいはリスク管理体制に十分な資源を配分しないことである。これらの問題はいずれも、「強い文化」たる企業文化が過剰なものとなり引き起こされる（樋口、2012年、233-234頁）。健全な企業文化は良い企業イメージを形成し、他社との差別化を図る効果を有するが、悪しき企業文化は企業不祥事の発生要因となり、企業イメージやブランドイメージを失墜させることにも繋がる。したがって、企業は企業文化を醸成・浸透させつつも、企業不祥事を防止することにも注力することが求められる。

2-3. 企業不祥事防止のための経営倫理

前述のように、企業不祥事を防止するひとつの手段として「経営倫理の制度化」が挙げられる。経営倫理は、水谷（1998）によれば「あらゆる組織が経営活動を行う上で、違法行為を含む、反社会的行為を否定する考え方」と定義されている（水谷、1998年、2-3頁）。また、今日においては、持続可能な企業（組織）経営の実現を目指す学問・実践を「狭義の経営倫理」、企業経営における取り組みとそれを通じて持続可能な社会の実現を目指す学問・実践を「広義の経営倫理」と定義されることもある（高、2023年、4頁）。いずれにしても、個々人の有する倫理的価値基準（個人倫理）ではなく、組織、とりわけ企業の内部で共有された一定の倫理的価値基準を経営倫理と定義することができ、かかる意味において企業文化と類似する概念と理解できよう。

こうした経営倫理の実践を確実なものとするために考案された特定の制度・機構・手段などを整備・設置・採用することにより、経営倫

理の実現を客観的に保障し、組織的に遂行することが「経営倫理の制度化」である。とりわけ、1990年代半ばにアメリカの大企業を中心に広範な浸透が見られ、今日では先進国をはじめ、企業のみならず多くの組織が倫理制度⁽¹²⁾を確立している（鈴木、2021年、65頁）。

「経営倫理の制度化」は、Paine（1996）によれば「コンプライアンス型」と「価値共有型」に大別される（図表2-1参照）。「コンプライアンス型」は、非合法行為（企業不祥事）の防止を目的として詳細かつ具体的な禁止条項を定めている。これにより、企業内における善悪の線引きが明確となり、組織を構成するメンバーに一定の価値基準を共有させることが容易となる。他方で、メンバーの個人裁量範囲が縮小することで彼（女）らの行動が縛られてしまう点や、詳細かつ具体的なルールゆえに、時代や社会規範の変化に迅速に対応することが困難になってしまう点が課題として挙げられる。

これに対して「価値共有型」は、本質的な倫理の重要性の把握と、組織に倫理を浸透させるための自発的・能動的な取り組みを目指し、メンバーには責任ある行為の実行という積極的な参加を求めている。また、企業経営の本質においても重要な意味をもつ価値創造を契機に、倫理を経営そのもののなかに統合させようとする点も見られ、「価値」という共通概念で経営と倫理を内在的に結び合わせようとする試みと理解することもできる（梅津、2007年、8-9頁）。「価値共有型」は、抽象度の高い原則を設けることで、メンバーに自己規制と責任ある行動を促すことができ、また時代や社会規範の変化に迅速に対応することが可能となる。他方で、メンバー自らが基準を選定するがゆえに、個々人によって解釈や基準が異なり、一定の基準を企業内に設定する

(12) 倫理制度には、担当役員の任命、倫理委員会の設置など、組織化に関わる側面と、倫理綱領、行動指針、行動原則、あるいは倫理プログラムなど、組織における「個人」に倫理的行動を促進する側面がある。また、倫理教育や倫理相談体制のように、双方の側面を含むものもある。本稿では、こうした様々な仕組みの集合を「倫理制度」と表記する（鈴木、2021年、9頁）。

図表 2-1. 「コンプライアンス型」と「価値共有型」の比較

	「コンプライアンス型」	「価値共有型」
精神的基盤	外部から強制された基準に適合	自ら選定した基準に従った自己規制
Code の特徴	詳細で具体的な禁止条項・価値観	抽象度の高い原則
目的	非合法行為の防止	責任ある行為の実行
リーダーシップ	弁護士が主導	経営者が主導
管理手法	監査と内部統制	責任を伴った権限委譲
相談窓口	内部通報制度 (ホットライン)	社内相談窓口 (ヘルプライン)
教育方法	座学による受動的研修	ケース・メソッドを含む 能動的研修
裁量範囲	個人裁量範囲の縮小	個人裁量範囲内の自由
人間観	物質的な自己利益に導かれる 自立的存在	物質的な自己利益だけでなく 価値観、理想、同僚にも導かれる 社会的存在

出所：Paine, L. S. (1996), *Case in Leadership, Ethics, and Organizational Integrity: A Strategic Perspective*, Boston: Irwin McGraw-Hill, p. 94. (梅津光弘、柴柳英二訳 (1999)、『ハーバードのケースで学ぶ企業倫理：組織の誠実さを求めて』慶應義塾大学出版会、82頁) ならびに、梅津光弘 (2002)、『ビジネスの倫理学』丸善出版、134頁を基に筆者作成。

ことが困難になる点が課題として挙げられる。

これら 2 つの型はどちらが良いというわけではなく、「コンプライアンス型」と「価値共有型」を併用することによって、互いの課題を補完し合い、経営倫理の実践に向けて企業を律する役割を担うこととなる。つまり、倫理制度とは、社会からの要請に対応していくこと（「コンプライアンス型」）と同時に、社会の変化に適応していくこと（「価値共有型」）が求められるのである（鈴木、2021年、68頁）。しかしながら、「価値共有型」の課題でも挙げられたように、「倫理」という本質的に個人によって基準が異なる概念を企業内に浸透させることは困難を極める。とりわけ、グローバル化が急速に進展する今日において、その問題はさらに顕著なものになるであろう。かかる理解を念頭に、第 3 章

では多国籍企業に焦点を当て、国際経営における独自問題を考察していく。

3. グローバル化の進展と国際経営

3-1. グローバル化が企業にもたらす影響

グローバル化は、第二次世界大戦終戦後のインターネット技術の台頭を契機に徐々に高まりを見せ、ソビエト連邦や東欧の共産政権の崩壊など、多様な国や地域が市場経済圏に組み込まれたことで、1990年代に急速に進展してきた（安部、2017年、1頁）。とりわけ、インターネット技術の普及は、これまで地理的に離れていた国や地域との取引を効率的に行うことを可能にしたことで、グローバル化の進展に大きく貢献したと理解できる。これにより、モノやカネが国境を越えて取引される「貿易」に留まらず、経営の仕組み（組織構造、企業文化、戦略、ガバナンスなど）そのものが国境を越える国際経営をも促進する力にもなった。

企業が国際経営を行う、すなわち他の国や地域に進出する要因としては、競争優位性をもつ製品を進出先の国や地域で製造・販売することで利益や市場シェアの拡大を図るためや、原材料を供給する国や地域、あるいは人件費の安価な途上国に工場を建設することで製造コストを抑えるためなど、様々な要因が挙げられる。他方で、法体系のみならず文化的・宗教的価値観の相違によって、自国では問題のない行動が進出先の国や地域では違法、あるいは批判に晒される行動となることもある。また、自国では規制されている行動を、途上国のように法整備が進んでいない国や地域で行うことや、自社が直接関与していても、進出先の工場で起きた企業不祥事に間接的に関与していることで、社会的批判を受けることもある。実際に、ナイキ（NIKE, Inc.）は1995年にパキスタンのサッカーボール工場において児童労働が行われていることを報じられ、同社は問題となったサプライヤーとの契約

を破棄し、別のサプライヤーとの契約に変更したものの、1996年に「児童労働企業」と報じられたことで、アメリカで不買運動、訴訟にまで発展した（宮崎、2012年、47頁）。

したがって、国際経営を展開する多国籍企業は、その市場の拡大から利益の増大を狙うことができる一方で、自国のみでビジネスを行う際には直面することの少ない独自問題への対応も求められる。本章では、こうした国際経営の独自問題を、ビジネスモデルと経営倫理の浸透の2つの側面に焦点を当て、議論を展開していく。

3-2. 国際経営の独自問題(1)―ビジネスモデルに焦点を当てて―

前述のように、多国籍企業が国際経営を行う場合、法体系や文化的・宗教的価値観の相違によってコンフリクトが生じる危険性がある。加えて、企業がさらなる成長を図るために進出する国や地域を増やせば増やすほど、この危険性は増大し、複雑化していくこととなる。かかる問題を是正するために、国際経営を行う際、進出先の国や地域との相互作用を通じて、現地に適応した経営の仕組みへと進化させていくことが多国籍企業には求められるが、ここで生じるのが「分散化と統一化」の問題である。

たとえば、日本企業がアメリカに進出する際、アメリカの法体系や文化的・宗教的価値観に鑑みて、自国の経営の仕組みをアメリカに適応させていくこととなる。仮にこの日本企業が中国やヨーロッパにも進出するとなれば、経営の仕組みをそれぞれの国や地域にも適応させていく必要がある。その結果、同じ企業でありながら各国、各地域によって別の組織構造を有し、異なる企業文化が醸成され、組織内に浸透していくこととなる。こうした「分散化」が進展すると、日本本社と海外子会社、あるいは海外子会社間での人材やノウハウの移転が困難となり、ひとつの企業としての統率を保つことができなくなる問題に直面する。他方で分散化を解消するために、日本本社と海外子会社を一括で管理する統一的な仕組みを構築し、「統一化」を図るとすれば、

前述したコンフリクトの生じるリスクは解消されず、管理コストも増大する（臼井、2021年、252-253頁）。

こうした状況において、多国籍企業は自社の展開するビジネスの産業特性を踏まえて、ビジネスモデルを構築している。たとえば、パソコンやスマートフォンなどのIT機器、または高い技術を用いた自動車部品や医療機器など、世界的に標準化された製品・サービスを扱い、競争がグローバルに展開される企業は、本社と海外子会社を含めた全社において統一的なマネジメントを推進する組織構造が適している。したがって、かかる企業は「統一化」を重視し、本社に権限を集中させ、海外子会社は本社の統合的な管理のもとで与えられた業務を遂行する「グローバル組織モデル」を採用する。これに対し、食品メーカーや小売業など、競争が各国・各地域において展開される企業は、市場環境、法規制、文化の違いが顕著であるため、それぞれの環境に適した組織構造を海外子会社が自ら採用する傾向にある。したがって、かかる企業は「分散化」を重視し、海外子会社への分権化を図り、それぞれの海外子会社が本社の経営資源や戦略に依存することなく、独自の経営資源の開発や戦略の展開を自律して行う「マルチドメスティック組織モデル」を採用する（臼井、2021年、253-254頁）。

また、近年では「分散化」をさらに進めた本社機能の海外移転も見られている。ただし、その多くは本社機能全体の移転ではなく、特定の機能に限った移転となっている。浅川（2020）は、今後、デジタル化の進展により地理的距離や立地特殊性が薄まる可能性があるため、特定の立地にのみ本社機能を集約する必要性が低下することから、本社機能の海外移転の傾向は続き、多国籍企業の世界的な「分散化」が進展すると予測している（浅川、2020年、153-154頁）。したがって、多国籍企業の経営の仕組みは従来に比して、より複雑な構造であると考えられる。

3-3. 国際経営の独自問題(2)―経営倫理の浸透に焦点を当てて―

前節では、ビジネスモデルの観点から、国際経営における「分散化と統一化」の問題を整理した。ビジネスモデルであれば、産業特性に鑑みて「統一化」を重視した「グローバル組織モデル」、あるいは「分散化」を重視した「マルチドメスティック組織モデル」と、容易かつ単純ではないものの、自社のとるべき組織構造を決めることができよう。しかしながら、経営倫理の観点から「分散化と統一化」の問題を見てみると、「倫理」という概念のもつ曖昧さゆえに、より一層複雑な問題として捉えることができる。すなわち、自国でのみ経営を行っている企業でさえ、時代によって、ひいては個人によって異なる価値基準をいかにして経営倫理として組織内に浸透させるのかを苦慮しているにもかかわらず、経営の仕組みが多様な国や地域に拡大することで、文化的・宗教的価値観も加わる多国籍企業にとってはより複雑な問題と位置づけられるのである。多国籍企業の倫理問題としては、法整備の進んでいない途上国における低賃金労働や環境問題など、組織レベルでの問題も挙げられるが、本稿ではこうした問題を引き起こさないために、経営倫理をいかにして組織内に浸透させていくのかを議論していく。

多国籍企業は、特定の国や地域の法律に規制されないという特徴を有している。したがって、より高い次元での自己規制、すなわち倫理制度の確立が求められる（鈴木、1999年、132頁）。この意味において、国際経営において経営倫理は極めて重要な概念であると理解される。その際、「どこで活動するビジネスであっても適用される一般的な倫理規範があり、これらの規範は社会が機能し、ビジネス取引が成り立つために必要であるため普遍的に適用される」という普遍主義の立場（鈴木、1999年、133頁）をとった場合、「統一化」を重視し、コンプライアンス型に依った倫理制度を確立することとなる。しかしながら、極端に言えば、進出した国や地域の倫理基準が低い場合、それを否定し、自国の基準を押し付けることになりかねない。他方で、「対立する倫理的見

解は等しく正当であり、一方の倫理的見解が他方より勝っているとは言えず、両方が正しい場合があり得る」という相対主義の立場（鈴木、1999年、133頁）をとった場合、「分散化」を重視し、価値共有型に依った倫理制度を確立することとなる。しかしながら、進出先の国や地域の文化・慣習を尊重することと、倫理的正当性の是非は別の問題であり、行き過ぎた相対主義は、ビジネスにおける倫理を軽視することに繋がりがかねない。したがって、前述では「コンプライアンス型」と「価値共有型」の併用が重要であることを示唆したが、これと同様に、国際経営における経営倫理を考える際、普遍主義と相対主義とのバランスも重要であると言える。

他方で、「言うは易く行ふは難し」という言葉が示すように、実際問題として各国の歴史や文化の相違は根強く、これらを尊重しながらも普遍的な倫理を追求することは容易ではない（鈴木、1999年、133頁）。また、いかなる倫理制度を確立しようと、制度とはあくまで行動を促進するための指標に過ぎない。つまり、実際に行動をする組織のメンバーに浸透して初めてその効力を発揮するのである。したがって、第4章ではリーダーシップの観点から、国際経営における経営倫理の浸透について考察していく。

4. 国際経営における経営倫理の浸透とリーダーシップ

4-1. 経営倫理の浸透とリーダーシップの役割

第2章で述べたように、企業文化の浸透において企業規模が大きくなればなるほど、経営者に代わり自社の文化を企業内に浸透させる中間管理職、すなわちリーダーの役割が重要となる。このことは、企業文化に留まらず、経営倫理の浸透においても同様のことが言える。また、第3章で述べたように、いかに企業が自社の経営倫理を確立するための倫理制度を整えたとしても、これが企業内に浸透しなければ、倫理制度は形骸化してしまう。これらを踏まえると、様々な国や地域

に進出している大規模な多国籍企業において、経営倫理を企業内に浸透させ、これを実践していくためにはリーダーシップがより一層重要であると理解することができる。

リーダーシップとは、状況あるいはメンバーの認識・期待の構成・再構成がしばしば行われるグループにおけるメンバー間の相互作用のことを意味している。この場合、リーダーとは「変化」を与える人材、すなわち他者に対して影響を与える人材を指し、グループ内のある人材が他のメンバーのモチベーション・能力を修正する際、これをリーダーシップという（Bass, 1990, pp.19-20；入山、2019年、321頁）。リーダーシップに求められることは時代とともに変化してきており、今日では様々なリーダーシップの型が存在している。たとえば、「リーダーとメンバーの関係性」に焦点を当ててみると、トランザクショナル・リーダーシップ（Transactional Leadership：以下TSLと表記）、トランスフォーメーション・リーダーシップ（Transformational Leadership：以下TFLと表記）、そしてシェアード・リーダーシップ（Shared Leadership：以下SLと表記）が挙げられる。

TSLは、メンバーである部下に一定の業務・権限を与え、部下からの期待に適切に応えることで信頼・尊敬の関係を醸成する好循環プロセスを築き、部下や組織の変化を促す特徴をもつ。これに対して、TFLは、明確にビジョンを掲げて自社の仕事の魅力をメンバーである部下に伝え、部下を啓蒙し、新しいことを奨励することで部下の学習や成長を重視する特徴をもつ（入山、2019年、329-330頁）。TSLが「管理型」の側面を有するリーダーシップであることに対し、TFLは、メンバーの自立性を重視している点で異なるものの、いずれも「リーダーとメンバーの関係性」は垂直型、すなわち「グループにおける特定の一人がリーダーシップを発揮する」ことを前提としている。他方でSLは、それぞれのメンバーが状況に応じてリーダーのように振る舞い、他のメンバーに影響を与え合う水平型の関係を構築するリーダーシップである（入山、2019年、329-334頁）。

他にも、「他者に貢献することを前提に、自己利益の追求を超えて、メンバーの要求にどのように応え、メンバーの成長をどのように促すのか」を考えるサーバント・リーダーシップ (servant leadership)⁽¹³⁾ や「ありのまま、自分のままのリーダーシップ」を意味するオーセンティック・リーダーシップ (authentic leadership)⁽¹⁴⁾ など、「リーダーとメンバーの関係性」ではなく、「リーダーのあり方」に主眼を置いた研究も散見される。

このように、リーダーシップに関する研究は様々であるが、企業内における経営倫理の浸透においては、リーダーの倫理的な思考および行動の実践 (エシカル・リーダーシップ) が前提であり、その上でメンバーへの浸透を促すことが求められる。この意味において、「リーダーのあり方」と「リーダーとメンバーの関係性」双方の観点が必要となる。次節では、エシカル・リーダーシップの意義を前述した従来のリーダーシップとの関連性から考察していく。

4-2. エシカル・リーダーシップの意義

エシカル・リーダーシップとは、「個人的な活動や個人間の関係を通じた規範的で適正な行動の提示、及び双方向的なコミュニケーション・強化・意思決定を通じたメンバーの規範的で適正な行動の促進」と定義される (Brown et al., 2005, p.120; 本橋、2023年、33頁)。つまり、リーダー自身が高い倫理観をもち、メンバーとの双方向的なコミュニケーションを通じて、メンバーの倫理的行動を促すことが、経営倫理

(13) 詳しくは、Greenleaf, R. K. (1997) *Servant Leadership: a journey into the nature of legitimate power and greatness*, Robert K. Greenleaf Center. (金井壽宏監訳、金井真弓訳 (2008) 『サーバント・リーダーシップ』英治出版) および Dierendonck, D. V. (2011) “Servant Leadership: A Review and Synthesis” *Journal of Management*, Vol.37, pp.1,228-1,261を参照されたい。

(14) 詳しくは、Avolio, B. J. and Gardner, W. L. (2005) “Authentic Leadership Development: Getting to the Root of Positive Forms of Leadership” *Leadership Quarterly*, Vol.16, pp.315-338を参照されたい。

の浸透に重要となる。本橋（2023）は、経営者の行動という模範をもっともよく観察し得るのは、周囲にいるトップ・マネジメントであり、トップ・マネジメントの行動を中間管理職が、その中間管理職の行動をさらに部下であるメンバーが観察し学習していくように、組織内では行動により提示された模範は、経営者を起点に階層構造を通じて浸透していくことを示唆している（本橋、2023年、35頁）⁽¹⁵⁾。したがって、経営倫理の浸透における「リーダー」とは、企業における経営者のみならず、トップ・マネジメント、中間管理職といった組織の各階層において「リーダー」の立場に位置付けられる人々を指す。

とりわけ、従来に比してその特色は薄れてきているものの、長期的勤続を念頭に置き、ジョブ・ローテーションを積極的に行う日本企業においては、中間管理職の部門異動を通じて、垂直的な浸透のみならず、水平的な浸透も実現することができるようになる。さらに日本に本社をもつ日系多国籍企業は、進出している海外子会社のトップ・マネジメントや中間管理職の多くを日本人によって構成している特徴を有している（臼井、2021年、258頁）。したがって、本社よりエシカル・リーダーシップを発揮することのできる人材、すなわち倫理的なリーダーを海外子会社に派遣することで、経営倫理の浸透を図ることが可能となる。ただし、進出先の国や地域における文化的・宗教的価値観とのコンフリクトを解消するためには、メンバーの自立性を重視しつつも垂直的な関係性を構築する TFL が適切であると考えられる。その理由として、TSL の場合、前述したように「管理型」の側面が強く、自国の倫理基準を押し付けることになりかねず、他方、SL の場合、それぞれのメンバーが状況に応じてリーダーとして行動することが、「分散化」

(15) 本橋（2023）は、こうした浸透や伝播、共有のルートは必ずしも単線ではなく、経営者やトップ・マネジメントの行動が中間管理職を介さずに一般の従業員に浸透し得ることや、部門横断的なプロジェクトチームの中、あるいは通常業務を離れた教育研修の場で共有され得ることにも言及している（本橋、2023年、35頁）。

を促進させ、倫理基準が曖昧になってしまうことが危惧されるためである。

つまり、多国籍企業において経営倫理を浸透させるためには、倫理に関する普遍主義と相対主義とのバランスを念頭に置いた「コンプライアンス型」と「価値共有型」の倫理制度の併用、そして、かかる制度を企業内に浸透させるためのエシカル・リーダーシップが重要となる。

4-3. エシカル・リーダーシップが直面する課題

前節では、多国籍企業において経営倫理を浸透させるためには海外子会社におけるエシカル・リーダーシップが重要であることを主張した。しかしながら、これを実践していく上で課題があることも理解する必要がある。

第一に倫理的なリーダーをいかにして育成するのかという課題である。リーダーには、部下であるメンバーへの適切な業務の分担、指示、そして監督が求められる。また、能力の不足している部下への教育もリーダーの役割である。こうした役割に加え、部下を倫理的に方向付けるための高い次元での倫理観が求められるといった理解に立った際、誰が、どのようにしてリーダーを育成するのかという教育制度の確立が求められる。

第二に、「判断」と「行動」との間に生じる乖離が挙げられる。言い換えれば、倫理的なリーダーの行動が常に倫理的かどうかという課題である。行動倫理学の文脈では、しばしば「人間は頭では倫理的に行動しようと考えていたとしても、実際には倫理に反する行動をとることがある」⁽¹⁶⁾と示唆されている (Bazerman, and Tenbrunsel, 2011, p.5; 翻訳7頁)。とりわけ、組織における個人は、強力な財務上の利害からの誘惑、あるいは上位者からの圧力など様々な要因から影響を受けるこ

(16) このような現象を生み出す要因を「限定された倫理性 (bounded ethicality)」と呼ぶ (Bazerman, and Tenbrunsel, 2011, p.5; 翻訳7頁)。

とによって、ときに非倫理的行動をとってしまうこともあり得る。したがって、いかに健全な倫理制度を確立させ、倫理的なリーダーを育成しようとも、非倫理的行動を完全に防止することは困難である。また、リーダーの影響力が強ければ強いほど、部下はリーダーの行動を模範として意識する。その際、倫理的なリーダーの誤った判断や行動でさえも「倫理的判断（または倫理的行動）」と盲信してしまうと、それが浸透し、悪しき企業文化の形成に繋がる危険性もある。経営者やトップ・マネジメント、中間管理職といった各リーダー、そしてメンバーを含む企業全体が、かかることを理解することもまた、経営倫理の浸透には不可欠であろう。

第三に、日系多国籍企業における特有の課題が挙げられる。前節で述べたように、日系多国籍企業は海外子会社のトップ・マネジメントや中間管理職の多くを日本人によって構成している特徴を有している。この特徴により、日本本社で教育を受けた倫理的なリーダーを海外子会社へと派遣し、多国籍企業全体での経営倫理を浸透させる端緒となることは利点である。しかしながら、第一の課題でも述べたように倫理的なリーダーの育成は容易ではなく、彼（彼女）らを本社と進出先の海外子会社に派遣することができるだけの人材を確保するには困難を極める。また、海外子会社のトップ・マネジメントや中間管理職を日本から派遣することで、現地人材に対して「キャリアにおける『ガラスの天井』」を与えることとなり、人材の流出を引き起こす危険性もある。したがって、現地人材が倫理的なリーダーを担うことのできる仕組みを構築することも喫緊の課題である。

以上のように、エシカル・リーダーシップを発揮していくためには、多くの課題が山積している。しかしながら、多国籍企業による国際経営、ひいては多国籍企業に限らず、すべての企業が経営倫理を実践し、企業不祥事を未然に防止するためには、倫理制度を確立することに終始するのではなく、制度とリーダーシップとを結び付けることの重要性を理解することがその第一歩であると考えられる。

5. むすびにかえて

本稿では多国籍企業に焦点を当て、とりわけ企業文化とリーダーシップの観点から、国際経営における経営倫理の意義と課題を考察してきた。経営倫理を企業内に浸透させるためには、倫理制度の確立に加え、エシカル・リーダーシップを発揮することが重要であり、このことを通じて健全な企業文化が形成されていく。この意味において、経営倫理とリーダーシップ、そして企業文化は相互に密接に関係していると言することができる。かかる主張を踏まえ、本稿の意義は以下に挙げられる。

第一に、経営倫理の浸透とリーダーシップとを結び付けた点である。従来の経営倫理研究は、経営倫理の浸透、ならびにその実践に向けて、「どのような制度を策定するのか」を中心に議論を展開してきた。「経営倫理の制度化」は、当該企業における（経営者を含む）すべての従業員を方向付ける役割を担う。したがって、「どのような制度を策定するのか」を議論することの意義は言うまでもない。他方で、第3章でも述べたように制度とはあくまで行動を促すための指標であり、メンバーの行動にまで浸透し、実践されて初めて効力を発揮するのである。こうした従来の経営倫理研究の課題を踏まえ、リーダーシップの概念を用いてより経営倫理の実践のために求められることを示唆した点に、本稿の意義があると考えられる。

第二に、多国籍企業に焦点を当て、国際経営における経営倫理の意義と課題を考察した点である。経営倫理研究の領域において多国籍企業を対象とした研究は、本稿における先行研究のように散見はされるものの、グローバル化が進展した1990年代から2000年代がその興隆となっている。これは、2000年代以降もグローバル化が急速に進展し、巨大多国籍企業が台頭してきていること、その多国籍企業における従業員の特性が多様になっていることから、「倫理」という個々人によって異なる価値観を「経営倫理」という統合的な価値観として、企業へ

と浸透させることが非常に難しいことに起因している。しかし、企業規模が大きくなればなるほど、その企業のもつ権力や影響力は肥大化していき、仮に多国籍企業のような大企業が企業不祥事を引き起こせば、社会に与える負の影響は計り知れない。かかる理解に鑑み、多国籍企業にはより高い次元での経営倫理の実践が求められ、そのために倫理制度の確立と経営倫理の浸透が喫緊の課題であることを主張した点に意義を見出すことができよう。

しかしながら、本稿では多国籍企業における倫理制度として、普遍主義に依拠した「コンプライアンス型」と、相対主義に依拠した「価値共有型」の両立が重要であることを述べ、これを企業内に浸透させていくためにエシカル・リーダーシップが求められることを論述してきたが、具体的にこれを実践するためのフレームワークを提示できていないことが課題として挙げられる。また、第4章でも述べたように、エシカル・リーダーシップを発揮するためには、人材育成、「判断」と「行動」との乖離、そして日系多国籍企業が直面する現地人材の活用など、課題が山積している。かかる課題への具体的な解決策を模索することも、今後の研究課題である。

グローバル化の進展のみならず、AI (Artificial Intelligence : 人工知能) やロボット、ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) の飛躍的な向上などにより、企業を取り巻く外部環境は日々急速に変化している。こうした変化に適応していくためには法律の遵守だけでは不十分であり、企業には自己規制、つまり経営倫理の実践が求められるのである。本稿において残された課題をより深く議論することが、経営倫理の実践には不可欠であり、ひいては企業不祥事の防止に繋がるであろう。

参考文献

- ・ Avolio, B. J. and Gardner, W. L. (2005) “Authentic Leadership Development: Getting to the Root of Positive Forms of Leadership” *Leadership Quarterly*, Vol.16, pp.315-338.

- ・ Bass, B. M. (1990) *Bass & Stogdill's Handbook of Leadership: Theory, Research, and Managerial Applications*, 3rd edition, Free Press.
- ・ Bazerman, M. H. and Tenbrunsel, A. E. (2011) *Blind Spots: Why We Fail to Do What's Right and What to Do about It*, Princeton University Press. (池村千秋訳 (2013) 『倫理の死角—なぜ人と企業は判断を誤るのか—』 NTT 出版。)
- ・ Brown, M. E., Treviño, L. K., and Harrison, D.A. (2005) “Ethical leadership: A social learning perspective for construct development and testing” *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 97 (2), pp.117-134.
- ・ DeGeorge, R. T. (1993) *Competing With Integrity In International Business*, New York Oxford University Press.
- ・ Dierendonck, D. V. (2011) “Servant Leadership: A Review and Synthesis” *Journal of Management*, Vol.37, pp.1,228-1,261.
- ・ Fayerweather, J. (1969) *International Business Management: Conceptual Framework*, McGraw-Hill.
- ・ Greenleaf, R. K. (1997) *Servant Leadership: a journey into the nature of legitimate power and greatness*, Robert K. Greenleaf Center. (金井壽宏監訳、金井真弓訳 (2008) 『サーバント・リーダーシップ』 英治出版。)
- ・ Paine, L. S. (1996) *Case in Leadership, Ethics, and Organizational Integrity: A Strategic Perspective*, Boston: Irwin McGraw-Hill. (梅津光弘、柴柳英二訳 (1999) 『ハーバードのケースで学ぶ企業倫理：組織の誠実さを求めて』 慶應義塾大学出版会。)
- ・ Schein, E. H. (1999) *The Corporate Culture Survival Guide*, John Wiley & Sons, Inc. (尾川丈一監訳、松本美央訳 (2016) 『企業文化 [改訂版]—ダイバーシティと文化の仕組み』 白桃書房。)
- ・ 浅川和宏 (2020) 「未来の多国籍企業におけるこれからの『本社』のあり方」 浅川和宏、伊田昌弘、白井哲也、内田康郎監修、多国籍企業学会 『未来の多国籍企業—市場の変化から戦略の革新、そして理論の変化』 文真堂、145-164頁。
- ・ 安部悦生 (2017) 「グローバル化とは何か—本書の課題と構成—」 安部悦生編 『グローバル企業—国際化・グローバル化の歴史的展望』 文真堂、1-22頁。
- ・ 安藤研一 (2007) 「多国籍企業の倫理」 田島慶吾編 『現代の企業倫理』 大学教育出版、162-192頁。
- ・ 入山章栄 (2019) 『世界標準の経営理論』 ダイヤモンド社。
- ・ 白井哲也 (2021) 「企業は海外でどのように経営しているのか」 風間信隆、松田 健編 『実践に学ぶ経営学 [改訂版]』 文真堂、249-261頁。
- ・ 梅津光弘 (2002) 『ビジネスの倫理学』 丸善出版。

- ・梅津光弘 (2007) 「企業経営をめぐる価値転換」企業倫理研究グループ『日本の企業倫理—企業倫理の研究と実践—』白桃書房、1-20頁。
- ・小原久美子 (2014) 『経営学における組織文化論の位置づけとその理論的展開』白桃書房。
- ・鈴木貴大 (2021) 『経営倫理の理論と実践—医療法人における統合アプローチ—』文眞堂。
- ・鈴木由紀子 (1999) 「ビジネスエシックスから見る多国籍企業—ビジネスエシックス研究の有効性—」『日本経営倫理学会誌』第9号、日本経営倫理学会、131-137頁。
- ・高 巖 (2023) 「経営倫理とは何か」日本経営倫理学会編『経営倫理入門—サステナビリティ経営をめざして—』文眞堂、3-13頁。
- ・出見世信之 (2017) 「企業不祥事の発生原因と防止策—コーポレート・ガバナンスの観点から— (Managing the Risks of Corporate Scandals: A Corporate Governance Perspective)」『明大商学論叢』第99巻第1号、明治大学商学研究所、1-13頁。
- ・中村瑞穂編 (2003) 『企業倫理と企業統治 国際比較』文眞堂。
- ・樋口晴彦 (2008) 「組織文化論による企業不祥事の分析—株式会社加ト吉の不適切取引に関して—」『危機管理システム研究学会 (ARIMASS) 研究年報』第6号、危機管理システム研究学会、1-15頁。
- ・樋口晴彦 (2009) 「組織文化の逆機能と企業不祥事—株式会社赤福の食品衛生法等違反事件に関して—」『政策情報学会誌』第2巻第1号、政策情報学会、39-44頁。
- ・樋口晴彦 (2010) 「イージス防衛秘密流出事件」『捜査研究』第59巻第6号、東京法令出版、76-82頁。
- ・樋口晴彦 (2011) 「島根原子力発電所における点検時期超過事案に関する事例分析」『千葉商大論叢』第48巻第2号、千葉商科大学、137-156頁。
- ・樋口晴彦 (2012) 『組織不祥事研究—組織不祥事を引き起こす潜在的原因の解明—』白桃書房。
- ・間島 崇 (2007) 『組織不祥事—組織文化論による分析—』文眞堂。
- ・松村洋平 (2006) 「企業文化とは何か」松村洋平編『企業文化—コーポレートカルチャー』学文社、3-15頁。
- ・水谷雅一 (1998) 『経営倫理学のすすめ』丸善ライブラリー。
- ・水村典弘 (2022) 「不正な行動選択と行動倫理学—不正を読み解く学際融合領域生成の系譜」『日本経営倫理学会誌』第29号、223-238頁。
- ・宮崎正浩 (2012) 「責任あるサプライチェーンマネジメント—アパレル業を事例として—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第14号、跡見学園女子大学、43-60頁。
- ・本橋潤子 (2023) 『人と組織がいきる倫理マネジメント—仕事の有意味感からの探求—』白桃書房。

- ・横尾陽道（2004）「企業文化と戦略経営の視点—『革新志向の企業文化』に関する考察—」『三田商学研究』第47巻第4号、慶應義塾大学商学部、29-42頁。
- ・若林 満、盧 盛忠（1993）「企業文化の形成と組織革新—日本と中国の事例に基づく企業文化の形成過程に関する研究—」『組織行動科学』第8巻第2号、組織行動科学学会、133-145頁。

市町村合併後の地域自治

——地域間の政策学習を中心に——

見 玉 博 昭

はじめに：合併で地域自治は衰えたのか

市町村合併は、改正市町村合併特例法に基づく手厚い財政支援の期限が迫る今から20年前に一つの山場を迎え、市町村数は2004年4月の3,100から2006年4月には1,820へと急激に減った⁽¹⁾。市町村合併では、行財政の効率化や広域的なまちづくりが期待される一方で、地域コミュニティの衰退などが懸念された。そこで広域行政の推進とともに地域自治の制度も設けられた。合併が一段落して10年以上が経ち、大震災やコロナ禍による影響からも落ち着きを取り戻した今、合併の効果や課題を検証する時期にさしかかっている。本稿では、「平成の大合併」で最後の事例となる栃木県栃木市を取り上げ、合併後の地域自治の現状と課題を探りたい。

1. 先行研究と分析枠組みの検討

1-1. 先行研究の到達点と課題

(1) 地域自治システムの構築

地域自治に関しては最近でも多くの書籍を目にする。中田（2020）は、

(1) 総務省「市町村合併データ」 <https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

「地域共同管理」の機能を明らかにし、住民自治組織のあり方を論じる。大内田・鱒坂・玉野（2021）は、世界各国の地域自治を紹介し、国際比較を試みる。三浦（2021）は、自治体内分権の事例を検証し、協議会型住民自治組織が果たす一般機能を示している。中川他（2022）は、地域自治の仕組みづくりの実践を指南する。総じて、地域自治のしくみをどのように構築するか、制度の設計や運用に有益な示唆を与えるものは多い。だが、地域自治の変化をどのように説明するか、メカニズムの理論的な解明をめざすものは必ずしも多くはない。

（2）市町村合併と地域自治の検証

市町村合併と地域自治に関する論文も枚挙にいとまがない。多数の自治体を対象とした調査もあるが（牛山2011、吉川2013、山田光矢2020など）、単一または少数の自治体を対象とした事例研究が多い（今野2015、栗田2015、藤井2016、山田知子2016、石川2019、稲垣2021、佐藤2021、小内2021など）。豊富な事例の蓄積に止むを得ない面もあるが、これらは実態の記述に重きを置きがちで、問題関心も様々である。

そうした中で、市町村合併と地域自治に関して体系的に考察するのが、役重眞喜子による研究である（役重2019）。役重の研究書は、平成の大合併によって自治体行政と地域コミュニティの関係性がどのように変容したのかを、岩手県花巻市の事例研究を通して考察し、最適な役割分担に向けた対話・調整、「境界領域マネジメント」のあり方を論じている。本稿は、同研究を一つの拠り所とするため、ここで同書の概要を確認しておきたい。

同研究は、平成の大合併による地域社会や市民自治の変化を検証する既往研究を、①過疎化など地域社会の変容に注目するもの、②市民団体などの地域活動や住民参加への影響に注目するもの、③自治体内分権など自治のしくみや制度に注目するものに分類する。そのうえで、①地域コミュニティの活動や行政の関係に合併が何らかのマイナスの影響を及ぼしたことがわかったが、その具体的な要因や作用機序が明

らかではない、②合併後の地域活動の停滞や過疎化の加速化が明らかになったが、それが合併そのものの影響によるものかどうかは明確でない、③自治体内分権に係わる理論的蓄積や事例検証が豊富化した、地域コミュニティと行政の関係に関しては「下請」感を払しょくする具体的な境界領域マネジメントの検討と提示には至っていない、との課題を提示する（役重2019:24-33）。

(3) 地域コミュニティと行政の関係

そこで同研究は、①境界領域の実態及び課題の把握、②境界領域マネジメントの地域性及びその背景の解明、③合併による両者関係の変容と再構築に向けた検討を研究目的とする。ここで「境界領域」とは、地域コミュニティと自治体行政の役割分担が課題となる政策領域や具体的な場面、「境界領域マネジメント」とは、境界領域における両者の役割分担のあり方を、最適に調整・形成するための対話のしくみやプロセスの体系をいう（役重2019:34）。

同研究では、まず、境界領域が行政分野の多岐にわたって存在することを明らかにしたうえで、合併前の旧市町には独自の境界領域マネジメントがあったことを、接続のレベル（広域・集落）と接続の態様（融合・分離）によって4つの類型に位置付ける。次いで、この境界領域マネジメントの地域性が住民意識や歴史的経緯に根差しているとの仮説から、地域への愛着意識が接続のレベルに対応し、行政との協働意識の強さ等が接続の態様に相関している可能性を示す。また、明治の行政村が設置した「行政区」のあり方が接続の態様の起源となり、昭和の合併後の一体性形成に係る経緯が接続のレベルに結びついた可能性を示している。そして、こうした境界領域マネジメントの地域性が合併によって広域・分離型へと一律に変化することで、それぞれの地域性との齟齬が生じ、地域の「下請感」を招いていると示唆して、地域性をふまえた境界領域マネジメントを再構築するための処方箋を提示している（役重2019:281-283）。

(4) 先行研究の意義

行政だけでなく地域の多様な主体が連携して公共の領域を担うという「ガバナンス」の時代と言われて久しい。また、そこでは参加者の協力を促して社会の効率性を高める「社会関係資本」の意義が語られる（パットナム2001）。しかし、実際に連携や協働の関係を築くことは決して容易でない。「ガバメントからガバナンスへ」といった標語をいくら掲げてても現実は変わらない。役重も指摘するように、地域自治に関しても、行政との関係を「下請け」と批判し「協働」を唱えるとか、地域自治組織を「地縁型」から「協議会型」に改めれば済むほど単純な話ではない。地域コミュニティと行政の役割分担を定める明確な基準はなく、その境界線は時代によって変わり、地域によっても異なる。その意味で、両者の役割を無理に線引きしないで、対話のしくみやプロセスを設けて両者の認識のずれを解消しようとする役重の問題意識は、筆者の経験則に照らしても十分に首肯しうる。

(5) 先行研究の疑問点

だが、これまでの先行研究にまったく疑問がないわけではない。

疑問点の1つ目は、研究目的に関して、前述の事例研究には、地域自治の変容の実態を探る「探索型」の研究が多いということである。地域社会や市民自治の概念は一義的ではなく、実態も多様である。視点が定まらぬまま、やみくもに実態の把握に努めても、有意な結論は導けない。まずは地域自治に期待される目的や機能を明らかにしたうえで、それらを果たしているかを確かめる「検証型」の研究が望ましい。完全な検証に至らなくとも、可能性の提示が求められる。

2つ目は、研究方法に関して、役重（2019）が指摘するように、市町村合併以外の影響を取り除く工夫に欠けることである。市町村合併がなくても地域の高齢化や過疎化は進んだだろうし、地域活動の停滞はコロナ禍や災害の影響かもしれない。合併前後の単純な比較では、人口動態や災害・事故などの外部要因を取り除けないため、合併の影響

なのかが判然としない。外部要因の完全な除去は難しいものの、高齢化やコロナ禍などの影響が同様に生じている、地域性の近い複数の地域間で経年的に比較するなど、研究デザインには多少とも工夫の余地がある。

3つ目は、研究内容に関して、役重（2019）をはじめ、行政と地域の関係性に関心が集まり、地域間の関係性にあまり目が向けられていないことである。市町村合併は、行政機能の集約とともに行政区域の拡大をもたらす。行政機能の集約は自治体内分権の程度にもよるが、確実に言えるのは合併によって地域間の垣根が取り払われるということである。行政との距離が遠のくという面はあるが、他の地域との距離が縮まるという面にも留意しなければならない。本稿では、特にこの3点目を中心的な研究課題に据えたい。

1-2. 本稿の分析の視角と枠組み

(1) 分析の視角：地域の課題解決力

そもそも「地域自治」とは、地域全体の課題を地域自らが解決することである。地域が主体となることに重きを置けば「地域自治」といい、地域を改善することに目を向ければ「地域づくり」ということになるだろう。地域自治には、地域全体で取り組むことができるという「協働力」と、課題を解決することができるという「課題解決力」が問われる。

従来の研究は、地域コミュニティの衰退や人間関係の希薄化という意識から、地域自治の「協働」という側面に焦点を合わせがちである。他方、複雑化する地域問題への効果的な対応という意味での地域自治の「課題解決」という側面にはあまり関心が払われていない。あくまで「課題解決」のための「協働」であることを見失ってはならない。

この点、今野（2015）は、「課題解決」を視点に据える数少ない論考の一つだが、合併後の住民と行政の関係を見て、地元地域の声を市政に反映させ難くなったことを論じている。同論文が主題とするのは、

地域の課題を行政に反映させる「地域課題の解決力」であり、地域コミュニティで課題を解決する「地域の課題解決力」とは異なるようである。

(2) 理論的枠組み：相互参照と政策波及

地域コミュニティはどのようにしてその課題解決力を高めていくのか。鍵となるのは「政策学習」という概念である。政策学習に関しては、ヘクロの「政治的学習」やホルの「社会的学習」、ローズの「教訓導出」やサバティアの「政策志向学習」など様々な概念が提示されているが（秋吉・伊藤・北山2020）、自治体の政策過程に関しては、伊藤修一郎による「政策波及」や「政策移転」に関する研究がよく知られている（伊藤2002、伊藤2006）。

伊藤によると、多くの自治体が共通の政策課題に直面すると、自治体間で「相互参照」が行われ、他の自治体の動向を判断基準とした意思決定がなされる。ある自治体の優れた政策は、他の自治体も後れを取るまいと競うように採り入れる。その場合にも、単に模倣するのではなく、多少とも工夫を施すので、未熟だった政策も次第に精度が高まってくる。こうして自治体が総体として新政策を発展させ、「政策革新」を実現すると説明するのである。

こうしたメカニズムは、地方分権のもとの自治体間に限られるわけではない。自治体内分権のもとの地域コミュニティ間でもおそらく観察できよう。

1-3. 本稿の仮説と構成

(1) 本稿の仮説

本稿の仮説は、「市町村合併は、地域コミュニティ間の相互参照や政策波及を促すことによって、地域コミュニティの課題解決力を高める」というものである。

市町村合併と地域自治に関する先行研究は、市町村合併による「行

政と地域コミュニティの関係性」の変容を主題としているが、「地域コミュニティ間関係性」の変容にはあまり着目していない。また、相互参照と政策波及に関する先行研究は、自治体間や国・自治体間における政策波及や政策革新のメカニズムを明らかにしているが、こうした相互参照や政策波及が地域コミュニティ間や自治体・地域コミュニティ間でも働いているかどうかは、筆者の管見ではあるが、必ずしも実証されていない。

そして、地域コミュニティ間でも同様のメカニズムを機能させるのであれば、地域コミュニティと行政の間だけではなく、地域コミュニティの間にも対話のしくみやプロセスを設けることが必要ではないか、というのが本稿の問題意識である。

本稿では、栃木市を事例に取り上げ、同市の地域会議の制度を分析し、地域自治交流会によって地域コミュニティ間に交流の機会があること、また、地域予算提案事業の内容を分析し、地域コミュニティ間で相互参照が行われ、政策波及が生じていることを示していきたい。栃木市を事例に選んだ主な理由は、1市5町による大規模な合併であり、都市部から農村部まで多様な地域コミュニティを観察できるからである⁽²⁾。対象となる自治体は1つだが、地域単位で観察することで、単一の事例から複数のデータを抽出する。また、地域間を共時的に比較することで、環境変化などの外部要因を制御する。

(2) 本稿の構成

本稿では、はじめに、研究の背景として市町村合併後の地域自治の検証の必要性を指摘し、関連する先行研究の到達点と課題を検討したうえで、研究上の問いと分析の枠組みを提示した。まずは、我が国の市町村合併と地域自治制度を概観した後、栃木市の地域自治制度について概説する。次に、栃木市における地域自治の現状として、各地域

(2) 一般財団法人自治総合センターの教材でも、地域自治制度の研究用に栃木市の事例が取り上げられている。

の特性と課題、地域会議の開催状況と地域予算提案事業の内容、認定まちづくり実働組織の構成員と活動内容について詳述する。そして、栃木市における地域自治の変化として、地域自治交流会の開催による地域間交流や地域活動の拡大・深化について分析し、地域間の相互参照や政策波及の可能性を指摘する。さらに、栃木市における地域自治の今後の課題に関して、地域未来ビジョンの策定や新制度移行に係る見直し状況に言及し、地域間の政策学習を主眼に置き、地域の課題解決力の向上に向けた課題を提示する。むすびに、本稿の結論と意義をまとめ、「学び合う地域自治」の重要性を強調する。

2. 市町村合併と地域自治の制度

2-1. 我が国における地域自治の制度

(1) 平成の大合併

わが国の市町村は過去に三度、大きな合併を経験してきた。「明治の大合併」では小学校の設置や戸籍事務などのため市町村数は約5分の1に減り、「昭和の大合併」では中学校の設置や社会福祉事務などのためさらに約3分の1に減った。そして、「平成の大合併」では地方分権改革に伴い分権の受け皿にふさわしい行財政基盤をめざして約半分に減っている。

市町村合併に関しては、行政規模の拡大に伴い、住民サービスの広域化や高度化、財政運営や施設配置の効率化などが期待される一方で、住民と行政の距離の拡大、周辺地域の衰退や利便性の低下などが懸念される。そこで、平成の大合併では、地域住民の意見を行政運営に反映させ、住民主体のまちづくりを推進する仕組みとして、旧市町村単位で設置できる「合併特例区」や「地域自治区」の制度が用意された。

(2) 合併特例区と地域自治区

「合併特例区」は、法人格をもつ特別地方公共団体で、特別職の区長

を置くことができるが、5年以内の時限的な措置である（市町村合併特例法第26条以下）。これに対し「地域自治区」は、法人格はないが、恒久的な制度である。地域自治区には、地方自治法に基づく場合（地方自治法第202条の4以下）と市町村合併特例法に基づく場合（市町村合併特例法第23条以下）がある。前者の場合は旧市町村単位で区域を設定しなくてもよいが、全域に設定しなければならない。後者の場合は合併特例区に準じて区長を置くことができる。

地域自治区には地域協議会と事務所が設置される。「地域協議会」は、市町村長の諮問機関であり、地域住民の意見を集約・調整する。「事務所」は、市町村長の事務を分掌し、住民に身近な事務を処理する。長を含め事務所には市町村の職員が配置される。

(3) 指定地域共同活動団体

地域自治に関しては、その後も、地方制度調査会の答申が、地域の多様な主体による連携・協働の枠組みを市町村が支援することの重要性を指摘したことを受け⁽³⁾、地方自治法が一部改正され、「指定地域共同活動団体」制度が創設されている（地方自治法第260条の49）。

新たな制度では、自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域の美化・清掃、高齢者や子どもの見守りなど地域的な共同活動を行う場合、構成員や活動内容・方法、運営方法に関して一定の要件を満たすものを市町村長が条例に基づき「指定地域共同活動団体」に指定することができる。

指定を受けると、市町村から支援を受け、市町村に調整を求めることができる。行政財産の貸付けや随意契約による関連事務の委託も可能になるので、例えば市保健センターの一室に高齢者の交流喫茶を設けて健康セミナーを開催したり、公園周辺の美化活動を行う団体に公

(3) 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」令和5年12月21日

園の維持管理を委託したりすることができる⁽⁴⁾。

(4) 小括：地域自治制度の評価

地方自治法上の地域自治制度に関しては、①地域協議会を通じて地域住民の意見を集約し行政運営に反映できる、②区事務所において住民に身近な行政サービスを提供できる、③指定地域共同活動団体として地域の多様な主体による連携・協働を市町村が支援できる、という肯定的な捉え方ができる。

だが一方で、①地域協議会に関しては、構成次第では地域住民の代表性に欠ける、議会や各種審議会、自治会との役割分担が明確でない、②区事務所に関しては、一体感の醸成や効率的な運営に支障となる、③指定地域共同活動団体に関しては、地域住民の認知度や理解度が低い、住民主体のまちづくりが普及していない、といった否定的な見方もありうる。

賛否いずれの評価が正しいかは、実例を観察してみなければわからない。そこで、栃木市における実際の取組状況を見てみることにしよう。

2-2. 栃木市における地域自治の制度

(1) 合併時の地域自治区

栃木市は、栃木県南部に位置する人口約15万人の市である。2010年3月に旧栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町が合併して誕生し、さらに2011年10月に西方町、2014年4月に岩舟町を編入した。平成の大合併では新設合併・編入合併いずれにおいても全国最後の事例ということになる。栃木市では、合併に際して住民の不安を解消するため、2015年3月までの5年間、栃木市を除く旧5町の区域に、市町村合併特例法に基づく地域自治区を設定し、地域協議会を設置した。

(4) 総務省資料「『指定地域共同活動団体』制度の創設」

区域内の一定の予算や事務に関する権限を与えて、地域住民の代表者から意見を聴き、特色ある地域づくりの推進を図った。

(2) 条例に基づく地域自治制度

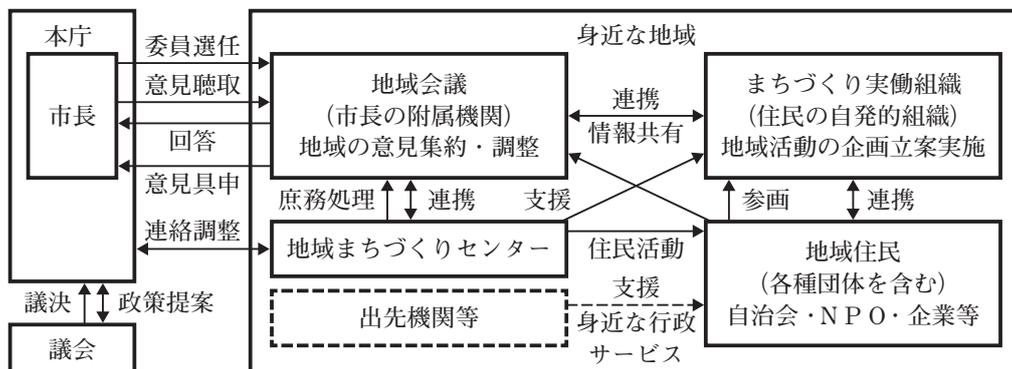
栃木市は、新市のまちづくりや市政運営の基本ルールを定める「自治基本条例」を制定し、2012年10月から施行している。この条例では地域自治の推進を定めている（第14条）。

栃木市では、地域自治区の期限後も引き続き地域づくりを推進するため、地域自治区に代わる独自の新たな地域自治制度を検討し⁽⁵⁾、2015年4月から「地域づくり推進条例」を施行した。この条例では、それまで地域自治区が設けられていなかった旧栃木市の区域を含め、市内を8地域に分け、それぞれに「地域会議」や「まちづくり実働組織」などの仕組みを設けた（図1）。

(3) 地域会議とまちづくり実働組織

「地域会議」は、市が設ける必置の附属機関（審議会）であり、地域内の団体推薦者・有識者・公募委員の15名程度で構成される。各地域

図1 栃木市の地域自治制度



(出所) 栃木市資料を筆者が一部改変・簡略化

(5) 栃木市地域自治制度検討委員会「新たな地域自治制度検討結果報告書」2013年8月

の住民代表組織として、地域の意見を取りまとめ、市長に対し提案を行うとともに、市長の求めに応じて意見を述べる。また、地域づくりのために一定の枠内で市長に予算の使い道を提案できる。

「まちづくり実働組織」は、住民がつくる任意の組織であり、自治会やNPO、商工・農業・福祉・教育関係など地域内の各種団体や住民などで構成される。地域会議と協力連携しながら、地域の課題解決や地域活性化のための実践活動に自主的に取り組む。また、一定の要件を満たし市長の認定を受けた「認定まちづくり実働組織」には、市から活動に対して補助金の交付がある。

(4) 地域づくりへの組織的・財政的支援

「地域まちづくりセンター」は、地域づくりを支援する市の組織であり、旧栃木市内の3地域では地域政策課公民館係、旧5町の地域では各地域づくり推進課が担う。地域会議の事務局を担当し、まちづくり実働組織の運営を支援している。

「地域予算提案制度」は、地域の課題を地域で効率的に解決するため、地域会議が一定の枠内で予算の使い道を市長に提案できるという仕組みである。市長は、地域会議の提案を予算案に反映させ、市議会の議決を経て、市が翌年度に事業を実施する。

「地域づくり応援補助金」は、認定まちづくり実働組織を財政的に支援するもので、組織の設立準備や地域活動計画の策定、事業や運営の経費を補助する。

(5) 小括：制度設計の類似性

栃木市の地域自治制度では、「地域会議」が合意形成機能を担う協議機関、「認定まちづくり実働組織」が課題解決機能を担う実働組織、そして「地域まちづくりセンター」が両者の支援組織となっている。これらはそれぞれ地方自治法上の「地域協議会」、「指定地域共同活動団体」、「地域自治区事務所」と重なる。栃木市では協議機能と実施機能

を区別する独自の地域自治制度を設計したが、地方自治法でも地域自治区制度に加えて指定地域共同活動団体制度が新設されたことで栃木市に追従する形となっている。

3. 栃木市の各地域における取組状況

栃木市では、自治基本条例の見直しを行う市民会議において、地域自治制度の検証も行われている。ここでは自治基本条例部会の会議資料や中間報告書⁽⁶⁾、各地域会議の開催実績、地域政策課への追加取材などをもとに各地域の取組状況を詳述する。

3-1. 地域会議と地域予算提案事業

(1) 栃木中央地域

栃木中央地域は、人口約3.9万人⁽⁷⁾で市の中心部に位置する。舟運を活かした商業で栄え、「巴波川」沿いの「蔵の街並」は小江戸の風情を残し、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）にも選ばれているが、中心市街地の空洞化で空き地や空き家も目立つ。

地域会議では、地域予算に関しては、ハード事業として川岸の修景、街中の休憩設備や観光用記念撮影パネルや誘導看板の設置、広場の改修のほか、公園の遊具の設置や花木の植栽を提案し、ソフト事業として交通事故を再現する交通安全教室の継続的な開催、旧跡を紹介する児童向け冊子の作成、挨拶運動や子育て支援の啓発などを提案している。その他の議題としては、旧市役所庁舎跡地の文化芸術館・文学館の整備計画、旧警察署跡地の土地利用方針、重伝建地区の味噌工場跡地の保存活用計画、旧店蔵の利活用などが取り上げられている。

(6) 栃木市市民会議「自治基本条例部会中間報告書」2023年2月

(7) 2022年末時点。他の地域も同様。

(2) 栃木東部地域

栃木東部地域は、人口約2.1万人で市の東部に位置し、小山市などと接する。国府地区には律令時代の旧跡「下野国庁跡」がある。大宮地区は都市計画道路が整備されて発展が見込まれるが、市街化調整区域が広いこと大規模な開発行為が難しいとされる。

地域会議では、地域予算に関しては、ハード事業として運動広場や公園、旧跡の休憩設備等の設置、地域イベントの舞台の整備などを提案している。その他の議題としては、市街化調整区域における地区計画制度の活用方針などが取り上げられている。

(3) 栃木西部地域

栃木西部地域は、人口約1.6万人で市の北西部に位置する。皆川地区の「皆川城址」、吹上地区の「吹上城址」、寺尾地区の「星野遺跡」など歴史的資源も多い。令和元年東日本台風では地域を縦断する永野川が決壊・氾濫し、甚大な被害をもたらした。東北自動車道の栃木IC周辺に産業団地が造られており、新たな産業が期待される。

地域会議では、地域予算に関しては、ハード事業として観光名所・旧跡の案内看板の設置、ソフト事業として観光コースの設定や観光案内冊子の作成、交通安全教室の開催、まちづくり塾の継続的な開催などを提案している。その他、まちづくり塾の事業内容が議題によく取り上げられている。

(4) 大平地域

大平地域は、人口約2.9万人で市の南東部に位置する。鉄道や道路が東西南北に走り、生活の利便性に優れる。電機メーカーや自動車メーカーの工場が立地する。「大平運動公園」などの運動施設をはじめ、子育て施設や福祉施設も充実している。「太平山」の南山麓ではハイキングやぶどう狩りを楽しむことができる。

地域会議では、地域予算に関しては、ハード事業では運動公園の遊

歩道の整備や健康遊具の設置、観光名所の展望所等の整備、遊具の修繕、林道の高木剪定、ソフト事業では交通安全教室の継続的な開催、郷土芸能を体験できる和太鼓の修繕などを提案している。その他、運動公園の整備などが議題とされるほか、保育園の整備事業に関する意見聴取も行われている。

(5) 藤岡地域

藤岡地域は、人口約1.5万人で市の南部に位置し、群馬県・埼玉県・茨城県とも接する。首都圏からのアクセスも良く、佐野藤岡 I C 近くに「道の駅みかも」がある。ラムサール条約の登録湿地「渡良瀬遊水地」は、希少な動植物が生息し生態系が豊かであるほか、釣りや気球、サイクリングなどレジャーも盛んである。

地域会議では、地域予算に関しては、ハード事業では「渡良瀬遊水地」の案内看板等の設置、郷土偉人の銅像碑文の表示、道の駅内の展示空間や運動公園の休憩設備の設置、ソフト事業では市民農園の農業体験指導などを提案している。その他、渡良瀬遊水地のシンボル施設やサイクルパークの整備などが議題に取り上げられており、脱炭素先行地域づくり事業に関する意見聴取も行われている。

(6) 都賀地域

都賀地域は、人口約1.3万人で市の北東部に位置する。古くから農業が盛んで、郷土芸能も育まれてきた。豊かな自然に恵まれ、総合公園「つがの里」は多くの桜をはじめ四季折々の草花で彩られ、花まつりが開催されている。

地域会議では、地域予算に関しては、総合公園の遊具の設置、蓮池の再生、福祉施設や運動場の設備の購入、地域イベント用の備品・機器の購入のほかに、横断歩道への横断旗の設置や防犯ボランティアへのタスキの配付といった地域安全対策、人形劇やモノづくり教室などの子供向けイベントやコンサートなどの高齢者向けイベントの開催を

提案している。その他の議題では、地域イベントの運営が話し合われており、健康福祉センターの基本構想・基本設計や供用、「つがの里」の総合公園化計画などに関して意見聴取が行われている。

(7) 西方地域

西方地域は、人口約6千人で市の北部に位置し、鹿沼市などに接する。米やイチゴなど農業が盛んである。思川沿いの桜並木「金崎の桜堤」は栃木景勝百選にも選ばれている。豊かな自然を活かした総合運動公園「西方ふれあいパーク」がある。

地域会議では、地域予算に関しては、ハード事業では総合運動公園の設備の設置・改修、園内花木の植栽と維持管理、総合施設のプロジェクトの購入、観光名所の案内看板の設置、ソフト事業では交通安全教室の開催などを提案している。その他の議題としては、健康福祉センターの基本構想・基本設計や供用、認定こども園の保育料や通園区域の取扱いなどに関して意見聴取が行われている。

(8) 岩舟地域

岩舟地域は、人口約1.7万人で市の南西部に位置し、佐野市に接している。「岩船山」などの観光名所や、ブドウなどの特産品のほか、国の重要文化財「村檜神社」などがあるが、必ずしも知名度は高くない。最近では、総合運動公園内に民設民営によるサッカー専用スタジアムが整備され、旧小学校跡地にサッカー専門学校が開校している。

地域会議では、地域予算に関しては、ハード事業では総合運動場の遊具の設置、観光名所の公衆便所の改修、案内看板の設置を実施し、ソフト事業では地域を紹介する動画の作成や郷土の歴史年表の掲示、交通安全教室の開催などを提案している。その他にも、生活排水処理構想に関して市に意見書を出したり、サッカー専用スタジアムの整備などに関して情報提供を受けたりしている。

(9) 小括：予算審議中心の地域会議

栃木市地域政策課によると、地域会議の構成員計118名のうち、女性の割合は45%、高齢者の割合は51%である。地域によって多少のばらつきはあるが、総じて女性の代表性が担保されているのに対して、若年世代の代表性が担保されていない。

地域会議では、全ての地域に共通して、総合計画の地域計画をはじめ、文化振興計画の実施細目や地域文化資源の選定、環境基本計画の地域の取組み、消防庁舎整備の基本構想や消防団の再編計画、立地適正化計画などに関する意見聴取が行われている。もっとも、いずれの地域会議でも、議題の中心は地域予算提案事業であり、限られた予算枠の使い道を決める場と化している。地域課題の解決に向けた合意形成機能が発揮されているとは言い難い。

3-2. 認定まちづくり実働組織の活動内容

(1) 栃木中央地域

栃木中央地域の「うずま協力隊」は、2020年に設立され、個人会員13人からなる。同組織には3つの部会があり、①地域防災部会では災害ガイドブックを活用した被災調査や避難行動計画講座、②子育て部会では児童向けに防災拠点や危険個所を巡るウォークラリー、③研修部会では避難所運営ゲームや災害図上訓練を実施している。栃木中央地域ではもともと市民活動が盛んで、様々な団体がそれぞれの分野で活動していたが、令和元年東日本台風による浸水被害をきっかけに、団体の枠を超え地域全体で防災に取り組むようになった。将来的には防災のみならず観光や文化活動へと事業の幅を広げるとしている。

(2) 栃木東部地域

栃木東部地域では、大宮・国府の2地区にまちづくり協議会が設立されている。

「大宮地区まちづくり協議会」は、2014年に設立され、自治会連合会、

民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、公民館、PTA、子ども会育成会、女性会、シニアクラブ連絡協議会、遺族会、消防団、交通安全協会、文化協会、スポーツ協会、地域クリーン推進員連合会など計19団体からなる。同組織には総務部会、生活安全部会、保健福祉部会、教育文化体育部会の4つの部会がある。主な事業は地区体育祭と地区まつりの運営である。会員相互の連携が必ずしも十分ではないため、活発に議論のできる体制づくりが課題となっている。

「国府地区まちづくり協議会」は、2017年に設立され、自治会連合会をはじめとする各種地域団体のほか、地元まつりの実行委員会や認定農業者協議会など計23団体で構成されている。同組織にも大宮地区と同様の部会があり、①総務部会では史跡の美化活動、②市民生活部会では花いっぱい運動、③保健福祉部会ではラジオ体操の普及、④教育文化部会ではまちづくり学習会の開催、⑤総務部会・教育文化部会では文化史跡マップの作成・配布などを実施している。部会間の活動格差、特定役員への負担集中、後継者の育成などが課題となっている。

(3) 栃木西部地域

栃木西部地域では、皆川・吹上・寺尾の3地区にまちづくり協議会が設立されている。

「皆川地区街づくり協議会」は、2016年に設立され、自治会連合会をはじめとする各種地域団体のほか、まちづくりのNPO法人など計16団体で構成され、54人が個人で参加する。同組織には6つの部会があり、①総務広報部会では広報紙の発行、②城址公園整美部会では城址公園の管理、③女性部会では行事での調理や小物制作、④イベント部会では地区まつりの開催、⑤歴史文化部会では郷土史の研究発表、⑥グリーンツーリズム部会では農業体験などを実施している。同組織は荒れ放題の城址を整備しようと地元有志が発足させた団体を前身とするが、会員の高齢化といった課題を抱える。

「吹上地区まちづくり協議会」は、2007年に設立され、地元有志の個

人会員42人で構成される。同組織には4つの部会があり、①福祉・環境委員会では花壇の配置や出前講座、②歴史ロマン委員会では郷土史の冊子や地域かるたの作成、③地域ロマン委員会では特産品の開発やスケートリンクの運営、④子どもロマン委員会では「ながら見守り」活動や防犯教室の開催などを実施している。発足当初の会員が活躍する一方、若手会員の新規加入が少ないといった課題を抱えている。

「寺尾まちづくり協議会」は、2016年に設立され、自治会連合会をはじめとする各種地域団体のほか、地域振興協議会、財産区議会、レクリエーション団体など計19団体で構成され、35人が個人で参加する。同組織には3つの部会があり、①グリーンツーリズム部会では米作りや芋掘りなどの農業体験、②ウォーキング部会ではウォーキング大会などを実施し、③生活バス利用促進部会では市の公共交通会議に参加している。同組織は同名の協議会を母体とし、地域自治制度の導入に伴い再編改組された。イベント中心のため、コロナ禍では活動が停滞したという。

(4) 大平地域

大平地域の「大平わいわいテラス」は、2017年に設立され、個人会員49人からなる。同組織にはテラスと呼ばれる部会が6つあり、①地域イベントテラスでは春・秋のイベント開催、②子ども子育てテラスでは親子向けの工芸教室、③自然と環境テラスでは里山歩き、④おもてなしテラスでは顔出しパネルの制作、⑤居場所づくりテラスでは夏休みのクールシェア、⑥歴史と伝統文化テラスでは史跡巡りなどを実施するほか、「世間遺産」プロジェクトとして地域パネル展を開催している。同組織は、地区のまちづくり団体の連絡協議会が大学教員の助言を受けながら勉強会を重ね、PTAの若手世代や一般参加者も交えて意見を出し合い設立された。イベントの参加者に入会意思を確認して新規の入会を促す一方、正会員ではなく協力会員として多様な関わり方ができる。テラス間で協力し合い、複数のテラスを掛け持ちする

会員もいる。役員への負担集中といった課題はあるものの、会員がわいわいと自由に話し合えることをモットーとしている。

(5) 藤岡地域

藤岡地域の「ハートランドまちづくり隊」は、2017年に設立、自治会連合会をはじめとする各種地域団体のほか、商工会や治水事業促進連絡協議会など計23団体で構成され、17人が個人で参加している。同組織には3つの部会があり、①第1班では遊水地周遊ツアーなどの開催、②第2班では地域の一斉清掃、③第3班では地元祭の開催などを実施している。同組織は地域自治制度の導入に合わせ、設立準備会で協議を重ねて設立された。組織の認知不足から、団体の代表が代わる度に経緯の説明が必要になるなどの課題があるという。

(6) 都賀地域

都賀地域の「まちづくりネットワーク『つが』」は、2017年に設立、自治会連合会をはじめとする各種地域団体のほか、障害福祉団体や農業団体、郷土芸能の推進団体など計19団体で構成されており、6人が個人で参加している。同組織では人形劇の開催など子育ての支援、伝統工芸品の製作体験など地場産業の活性化に関する事業などを実施している。地域課題の把握や次世代リーダーの確保などが課題であり、地域団体が全て加入して活動を分担する仕組みの構築を目指している。

(7) 西方地域

西方地域の「にしかたわくわく隊」は、2016年に設立、自治会連合会、文化協会、スポーツ協会、経済同友会の4団体で構成され、15人が個人で参加する。同組織ではいちご祭りの開催や花火の打上げなどを実施しているが、コロナ禍では活動が停滞した。役員に負担が集中するなどの課題を抱えている。

(8) 岩舟地域

岩舟地域では、小学校区ごとに4つのまちづくり協議会が2018年に設立されている。

「すみよいまちづくりの会『いわふね』」は、岩舟小学校区の34自治会の加入世帯2,397人などで構成されている。同組織は役員会を中心に運営され、防災委員会で自主防災組織づくりに向けて研修などを行うほか、コスモスの復活プロジェクトや地域の一斉清掃、広報誌の発行などを実施している。役員への負担軽減や各種事業の部会化といった課題がある。

「静和まちづくり協議会」は、静和小小学校区の27自治会の加入世帯1,688人などで構成されている。同組織も役員会を中心に運営され、防災部会では防災に関する研修などを行うほか、地域内交流活動、環境美化活動や安全・安心推進活動、広報誌の発行などを実施している。役員への負担集中や地域の巻き込み不足などの課題がある。

「小野寺ふれあい会」は、旧小野寺北小学校区の9自治会の加入世帯827人などで構成されている。同組織も役員会を中心に運営され、総務部会のほかに防災部会があるものの、必ずしも機能していないという。花いっぱい運動を実施しているが、廃校を活用したイベントは開催されていない。役員への負担集中のほか、小学校の統合でPTAの協力が得られにくいなどの課題がある。なお、旧小野寺南小学校区の自治会加入世帯からなる「小野寺南まちづくり協議会」は、自治会長のなり手不足で活動の継続が難しくなり、2023年に解散した。

(9) 小括：まちづくり実働組織の多様性

認定まちづくり実働組織には、地域団体で構成されるものもあれば、個人会員のみで構成されるものもある。前者の場合、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、公民館連絡協議会、PTA、子ども会育成会、女性会、シニアクラブ連絡協議会、遺族会、消防団、交通安全協会、文化協会、スポーツ協会、地域クリーン推進

員連合会などが主な構成団体であるが、商工会や農協、NPO法人などが参画する地域もある。地域の課題は地域それぞれ異なり、課題に応じて活動の主体や構成も変わりうる。どの実働組織も役員の負担が重いなど運営上の課題を抱えるが、分野の異なる多様な団体によって横断的に構成されていることが地域課題への対応力を高め、活動に広がりをもたせている。

4. 栃木市における地域間の交流と事業の変化

栃木市では、市町村合併特例法に基づく地域自治区の設置をきっかけに、地域間に関係者の情報共有と交流の機会が設けられた。ここでは、市政年報の記録をもとに合併後の地域間の交流状況をたどり⁽⁸⁾、地域予算提案事業の変化を考察する⁽⁹⁾。

4-1. 地域間交流の深化・拡大

(1) 地域協議会連絡会と地域自治交流会

2011年1月の「地域協議会合同研修会」では、地域自治組織によるまちづくりに関して学識経験者による講演、同年3月の「地域まちづくり講演会」では、講演とともに市内の先駆的まちづくり団体による活動事例の発表が行われている。

翌2011年度には、地域協議会活動に関する調整・連絡を行うため、各地域協議会の正副会長と地域自治区長からなる「地域自治区地域協議会連絡会」が正式に設置され、同連絡会の主催で、「地域協議会交流会」が開催されたり、先進地視察研修が実施されたりした。

(8) 栃木市『市政年報』の地域振興課（平成22年度）、地域まちづくり課（平成23～27年度）、地域づくり推進課（平成28～令和2年度）、地域政策課（令和3～5年度）の項目を参照。

(9) 栃木市『市政年報』の前注所管課の項目のほか、各総合支所地域振興課（地域まちづくり課）、大平・藤岡・都賀・西方・岩舟各地域づくり推進課の項目を参照。

2012年度には、地域自治区が設置されていない旧栃木市地域を含む新たな地域自治制度を念頭に、「栃木地域まちづくり検討委員会」が設置されるとともに、地域協議会連絡会と同検討委員会の共催で、2012年9月に地域自治交流会が開催され、地域自慢（地域資源）の発表とその活用に関する意見交換が行われた。地域自治交流会はその後も定期的に開催され、2013年8月の交流会では「里山を活かした地域づくりとグリーンツーリズムの導入」「人材育成と発掘、女性・若者の積極的参加」などについて、2014年9月の交流会では「『地域の力』を活用した子育て支援」「安心・安全な地域づくり」などについて、いくつかのより具体的な地域課題に関して意見交換が行われた。

(2) 地域会議連絡調整会議と地域自治交流会

新たな地域自治制度が導入された2015年度からは、地域協議会連絡会に代わり、各地域会議の会長からなる「地域会議連絡調整会議」が設置され、同会議の主催により引き続き地域会議の委員を対象に「地域自治交流会」が開催された。例年10月頃に開催される交流会では、地域予算事業計画書の提出と、外部講師による研修会が行われている。

2019年度は、地域会議の委員だけでなく、各地域の認定まちづくり実働組織の会員も対象に加えて催されるようになったが、2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止を余儀なくされた。その後、2021年度は地域会議の会長と事務局職員に絞って再開され、2022年度は地域会議の委員、2023年度は認定まちづくり実働組織の会員も再び対象に加えた研修会が開催されている。近年の交流会は、開催時期に変動があるものの、開催形式は大学教員をコーディネーターに、大学生や市職員をファシリテーターとするワークショップ形式が定着している。

(3) 小括：地域自治交流会による課題の共有

地域自治交流会は、当初は学識経験者による講演を中心に、知識の

習得を主な目的としていたが、次第に関係者の意見交換に比重を移し、現状の把握や課題の抽出が行われるようになった。近年は関係者で議論する演習へと変化し、課題の共有などに主眼が置かれている。

例えば、2023年度の交流会では、「流域治水と減災」をテーマとする演習を行い、近年たびたび市内各地で豪雨災害に見舞われた経験から、地域の枠を超えて流域全体で対策を考える機会が設けられている。また、2024年度の交流会では、各地域会議は、地域予算提案事業の内容を説明するだけでなく期待される効果をうたい、各認定まちづくり実働組織は、活動実績だけでなく今後の活動意向や運営上の課題を率直に述べている。アンケート結果を読むと、参加者の大半が満足し、他の地域の活動内容に感心する様子がうかがえるが、他の参加者との交流が不十分との感想も多く、グループ別の意見交換会を望む声もある⁽¹⁰⁾。地域間の交流を求める関係者のニーズは高い。

4-2. 地域活動の深化・拡大

(1) ハード事業の一般性

これまでの地域予算提案事業の内容を見ると、ハード事業に関しては、どの地域でも施設の修繕や設備の設置、備品の購入などに充てられている。もちろん対象施設は地域ごとに異なり、それぞれの地域の中核的な施設を主な対象としているが、実施内容自体には目新しさや差異はなく、来訪者向けの案内看板や記念撮影用パネルの設置、ベンチ・テーブルの設置やトイレの改修、公園内の花壇の整備や樹木の剪定、遊具の設置、イベント用テントやプロジェクターの購入などに使われている。

たしかに利用の多い施設の不備は気になるし、住民から改善を求める声も多いのだろう。看板を立てたり、ベンチを新しくしたりすれば、見た目にもわかりやすい。限られた予算額と実施期間で消化するには、

(10) 栃木市「令和6年度栃木市地域自治交流会」発表資料及びアンケート集計結果を参照。

小規模修繕などが最も使い勝手が良いのかもしれない。しかし、わざわざ地域会議で提案すべきことなのか、はたして地域の課題解決に役立つのか、本当に地域の活性化につながるのか、大いに疑問が残る。

(2) ソフト事業の地域性

これに対し、ソフト事業、特に継続的な事業に関しては、地域ごとの特色が見られる。例えば、栃木中央地域では「交通事故防止対策事業」に継続的に取り組んでいる。中学生や住民向けに自転車の交通安全に関する講習会を開催するものだが、これは市街地で交通量が多く、住宅地や通学路では道幅の狭い所が多いという同地域の交通事情が絡んでいる。

また、栃木西部地域では「まちづくり塾開催事業」に継続的に取り組んでいるが、これは他の地域に先駆けて熱心な地元有志がまちづくり協議会を立ち上げたものの、住民の巻き込みや次世代リーダーの育成が進まないという同地域の人材状況も関わっている。

岩舟地域が「ふるさとPR事業」に継続的に取り組むのも、自然や歴史、農産物に恵まれながら知名度が低いことに加えて、大平町・藤岡町との新市構想が頓挫した後、佐野市や栃木市との合併に翻弄され、アイデンティティを脅かされた同地域の歴史的経緯が影響しているかもしれない。こうしてみると、地域固有の課題を解決するという制度趣旨に適うのは、やはりソフト事業ということになるが、ハード事業に比べて施策の立案は容易でない。実際、ソフト事業の独自性や継続性など、取組状況には地域差が見られる。

(3) 地域予算提案事業の政策波及

地域会議の代表者が集まる連絡調整会議では、各地域の地域予算提案事業に関する情報を共有する。実際、各地域が提案に苦勞するソフト事業について地域間の動きを見ると、各地域に共通する課題に関しては、ある地域が先行して実施し、他の地域に波及している事業があ

る。例えば、交通安全対策に関しては、プロのスタントマンが交通事故を再現することで事故の恐怖や衝撃を実感させる、「スケアードストリート方式」によばれる交通安全教室が開催されている。この事業は、2016年度に栃木中央地域と大平地域が採り入れて好評を得てから、両地域では翌年度以降も続けられており、2017年度には栃木西部地域、2018年度には西方地域、2019年度には岩舟地域にも広がっている。反対に、同じ交通安全対策でも、都賀地域で行われた単に横断旗を設置するような事業は淘汰されて消えている。このように地域共通の課題では、地域間の相互参照や政策波及を観察することができる。

5. 栃木市における地域自治の今後の課題

5-1. 地域未来ビジョンの策定

(1) 地域未来ビジョン

栃木市では合併後、地域自治を独自に模索してきたが、地域自治の更なる推進に向け、2023年3月に各地域会議において「地域未来ビジョン」を策定している⁽¹¹⁾。

同ビジョンでは、栃木市の地域自治に関して、地域の魅力や課題を洗い出せていない、関係機関が共通認識を持っていないことを課題にあげている。策定にあたっては、地域会議の委員やまちづくり実働組織の会員、地域まちづくりセンターの職員らが意見を交わし、若者を含む多くの世代の意見も募った。地域会議では、地域の魅力や課題を洗い出し、10年後の地域の姿を見据えて、まちづくりのテーマを掲げ、事業のイメージを持つことにした。こうすることで、メンバーが入れ替わっても一貫性を保ち、計画的に事業を進められる。市の総合計画の中に位置付けることで、市全体のビジョンとの整合性を図ることができる。

(11) 栃木市・栃木中央地域会議等「栃木市地域未来ビジョン」2023年3月

(2) 地域課題の共通性

各地域のまちづくりのテーマを見ると、「安全・安心」「歴史・文化」「交流・活躍」など共通するキーワードを見出すことができる。地域ごとに資源は異なるものの、同じような環境変化に直面し、空き家の増加や施設の老朽化、災害や暮らしへの不安、後継者の不在、PRの不足、にぎわいの喪失といった共通の課題を抱えていることが浮き彫りになっている。地域未来ビジョンでは、これからの地域のまちづくりにおいて、地域の枠を超えた連携の重要性も強調している。

(3) 小括：地域間交流の有用性

同じ課題を抱える他の地域の取組みは大いに役立つ。課題が異なるとしても、解決するためのアイデアやノウハウは参考になる。市が出す答えは一つだけだが、地域で取り組めば地域の数だけ異なる解き方が生まれる。他の取組みをそのまま真似ることもあるが、いくつかの取組みの良いところ取りをしたり、工夫を加えたりするので、解決策にも磨きがかかる。ある地域の取組みが成功すると、他の地域も競うように採り入れるため、優れた取組みが広がり、市全体の底上げにつながる。地域自治にこうしたメカニズムを機能させるためにも、地域間の交流を促し、情報を共有し相互に学習することが重要である。

5-2. 地域自治制度の見直し

(1) 地域自治制度の見直し

栃木市の地域づくり推進条例では、2015年度の施行から5年以内ごとに地域自治制度の見直しを求めている（条例附則第3項）。初回の見直しでは2019年度から地域予算を2か年とする措置が講じられた。現在は2025年度からの新制度移行に向けて2度目の見直しが行われている⁽¹²⁾。

(12) 栃木市地域振興部地域政策課「栃木市地域自治制度の新制度移行に係る見直しの概要」2023年11月

今回の検討・見直しでは、地域会議委員と認定まちづくり実働組織への意向調査、地域まちづくりセンター職員へのヒアリングから、地域会議・地域予算提案制度・認定まちづくり実働組織に関する課題を抽出した。これらの対策に関する意見を19の検討項目に整理し、庁内の検討部会とワーキンググループで検討している。

(2) 地域会議に関する検討

地域会議に関しては、地域会議間や認定まちづくり実働組織間、地域会議と実働組織間の連携不足、委員の固定化解消と新規委員の確保などが課題にあげられた。対策として、①認定まちづくり実働組織との統合、②委員構成や任期等の見直し、③運営方法の見直しと情報発信の強化、④付議案件の確保と自主的審議案件の拡充が検討されている。

検討の結果、①認定まちづくり実働組織との統合に関しては、役割の相違や周知不足などから当面の単純な統合は見送られたが、将来的な統合に向けて意識醸成や合意形成を図る。②委員構成・任期等の見直しに関しては、定数等を見直したばかりで様子を見るが、在任期間を短くする。③運営方法の見直しと情報発信の強化に関しては、オンラインでの参加を認め、SNS等の活用を検討する。④付議案件の確保と自主的審議案件の拡充に関しては、「地域未来ビジョン」に係る計画や事業を付議の対象とすることとした。

(3) 地域予算提案事業に関する検討

地域予算提案制度に関しては、地域予算の提案手続きや使途、実施事業のフィードバックに課題があり、所管部署の決定に関する改善を求める意見もあった。これを受けて、①制度の廃止・見直し、②実施済事業の検証・フォローの仕組みづくりが検討されている。

検討の結果、①制度の廃止・見直しに関しては、制度自体は廃止せずに、手続きや資金使途を見直すこととし、具体的には、地域未来ビ

ジョンの事業を想定に加える一方、市が運営を担うイベントの開催、単なる施設・設備の維持修繕や物品・消耗品の購入に係る事業を対象外とするなど、地域予算で取り扱う事業を見直す。また、他の地域会議や実働組織との共同提案を認める。関係課との事前調整を廃止し、地域会議と地域まちづくりセンターが関係課に意見聴取する。地域政策課・総合政策課・財政課の事前調整の結果を踏まえて、市長が「実施すべき事業」と「所管課」を決定し、市の事業として予算化を指示する。また、②実施済事業の検証・フォローの仕組みづくりに関しては、行政評価制度を活用し、事業所管課が事務事業評価票を作成し、地域会議へフィードバックすることとした。

(4) 認定まちづくり実働組織に関する検討

認定まちづくり実働組織に関しては、各組織間の温度差や担い手不足、活動財源の確保などの課題が寄せられた。対応として、①認定要件の見直しと評価制度の構築、②地域づくり応援補助金制度の見直しが検討されている。

検討の結果、①認定要件に関しては、現行要件を続けるが、地域会議との一本化も視野に、地域会議との連携・協働の機会を積極的に設け、各組織の活性化を図る。評価制度の構築に関しては、市が実働組織の活動や運営の状況を確認し、組織間で共有できる仕組みを検討する。また、②地域づくり応援補助金制度に関しては、地域会議と共同で地域予算事業を提案し、実働組織に事業を委託するなど、現行制度の有効活用を図るとしている。

(5) 小括：課題解決志向の見直し

栃木市の地域自治制度に関しては、庁内の検討でも地域間の連携不足などが課題にあげられており、本稿の問題意識とも合致する。検討項目は多岐にわたるが、本稿の立場からすれば、地域の「課題解決」に役立つ仕組みかどうかが肝要である。

例えば、地域予算の使途につき、単なる設備改修や物品購入を対象から除外し、地域未来ビジョンの事業を想定することや、事務事業評価を実施することは、計画的・効果的な課題解決につながるものと評価してよい。

他方、地域会議と認定まちづくり実働組織を統合することが、課題解決に資するとは限らない。前者は旧市町単位の必置の協議機関、後者は小学校区単位を想定した自発的な実働組織であり、両者の領域や性格・役割が大きく異なるからである。政策決定と事業実施の分離と融合どちらが最適かは地域の政策資源にもよるため、実情の異なる全ての地域に一律に導入しても無理が生じる。組織の統合にこだわらずとも、人間関係や事業活動を通じて連携を強めることはできる。実際、担当課への取材によると、地域会議の委員経験者が実働組織を設立したり、他の地域で実働組織の活動に参画した者が地元の地域会議の委員に就任したりする例があるという。組織の統合を図る前に、まずは地域会議間や地域会議・実働組織間で地域予算事業の共同提案を認め、地域コミュニティの事業提案力を磨き上げるほうが、機動的な課題解決に実効性があるものとする。

むすびに：本稿の結論と含意

(1) 本稿の結論と意義：地域間の政策学習

本稿では、栃木市において、合併を契機とする地域自治交流会を通じた相互参照、地域予算提案事業に係る政策波及を観察し、地域コミュニティの間に対話のしくみやプロセスを設けることで、市町村合併が地域コミュニティの課題解決力を高める可能性が示された。

本稿の学術的意義としては、以下の3点をあげられる。第1に、先行研究が市町村合併による「行政と地域の関係性」の変容を主題とするのに対して、本稿は市町村合併による「地域間関係性」の変容に着目した。第2に、先行研究が地域自治の「協働」という側面から地

域内の「合意形成」を焦点とするのに対して、本稿では地域自治の「問題解決」という側面から地域間の「政策学習」に注目している。第3に、先行研究が自治体間や国・自治体間の政策波及・政策革新を対象とするのに対し、本稿では相互参照や政策移転が地域間や自治体・地域間にも観察されることを明らかにしている。

また、本稿の社会的意義としては、栃木市独自の地域自治制度である「地域会議」や「認定まちづくり協働組織」の見直しに役立つのみならず、広く地方自治法上の「地域自治区」制度や新設された「指定地域共同活動団体」制度のあり方に示唆を与えるものである。

(2) 本稿の示唆：学び合う地域自治を

旧市町村単位の地域自治を充実させることは、合併後の一体感の醸成や効率的な行政運営を必ずしも妨げるわけではない。地域の将来像を新市の将来像と結びつけることで一体感を生み出すこともできるし、地域間で学習しあうことで地域課題を効率的・効果的に解決することもできる。地域会議がその役割を果たし、地域住民の意見を幅広く集約できるか。地域住民がまちづくりに関する理解を深め、住民主体のまちづくりを実現できるか。内に籠らず、外との絆を深めることが地域自治の成否を左右することになるのではないか。

筆者は、栃木市地域自治制度検討委員会に始まり、近年は栃木市市民会議自治基本条例部会において、栃木市の地域自治制度の設計から運用まで長らく検討に関わってきた。栃木市の地域自治制度のさらなる発展を祈念してやまない。

謝辞

資料の提供や取材にご協力いただいた栃木市経営管理部総務課（現総務人事課）、地域振興部地域政策課の皆様には感謝を申し上げます。

参考文献

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉（2020）『公共政策学の基礎（第3版）』有斐閣
- 石川雅典（2019）「平成の市町村合併と地域自治の行方：函館市と先進地との事例から」『常葉大学社会環境学部研究紀要』第6号1-15頁
- 磯崎初仁・金井利之・伊藤正次（2020）『ホーンブック地方自治（新版）』北樹出版
- 伊藤修一郎（2002）『自治体政策過程の動態』慶應義塾大学出版会
- 伊藤修一郎（2006）『自治体発の政策革新』木鐸社
- 稲垣円（2021）「市町村合併後のまちづくりを担う住民組織と行政の協働とその可能性：鳥取県大山町における地域自治組織を事例として」『自治体学』第34巻第2号36-41頁
- 宇賀克也（2023）『地方自治法概説（第10版）』有斐閣
- 牛山久仁彦（2009）「市町村合併と地域自治：地域自治区制度の現状と課題」『政経論叢』第77巻第3・4号389-408頁
- 牛山久仁彦（2011）「市町村合併に伴う地域自治強化と協働政策：平成の大合併と住民自治」『政経論叢』第79巻第3・4号567-590頁
- 大内田鶴子・鯨坂学・玉野和志編著（2021）『世界に学ぶ地域自治』学芸出版社
- 小内純子（2021）「平成の大合併と「地域自治組織」活動の現段階：宮城県大崎市を事例に」『札幌学院法学』第38巻第1号35-66頁
- 栗田但馬（2015）「「平成の大合併」と地域自治組織：検証・評価のための上越市における基礎調査」『総合政策』第17巻第1号107-126頁
- 今野裕昭（2015）「市町村合併と地域課題の解決力：平成の大合併下の日光市栗山」『専修人間科学論集社会学篇』第5巻第2号35-49頁
- 佐藤則子（2021）「合併を契機とした地域づくりと地域自治：豊田市旭地区・敷島自治区の動向から」『人間文化研究』第36号43-68頁
- 中川幾郎編著（2011）『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』学芸出版社
- 中川幾郎編著（2022）『地域自治のしくみづくり実践ハンドブック』学芸出版社
- 中田実（2020）『住民自治と地域共同管理』東信堂
- 沼田良（2008）「大合併による「民主主義の赤字」を解消できるか：新しい地域自治と都市デモクラシーの試み」『地方自治職員研修』臨時増刊88号51-65頁
- パットナム, ロバート・D. (河田潤一訳) (2001) 『哲学する民主主義』NTT出版
- 藤井誠一郎（2016）「地域自治区制度の利用に見る地方自治の多様性：三重県北牟婁郡紀北町を事例として」『同志社政策科学研究』特集号1-9頁

- 三浦哲司 (2021) 『自治体内分権と協議会』 東信堂
- 役重眞喜子 (2019) 『自治体行政と地域コミュニティの関係性の変容と再構築』 東信堂
- 山田知子 (2016) 「市町村合併を契機とする地域自治組織の組織化と運営体制に関する研究：広島県における小規模合併市町村の主体形成に着目して」 奈良女子大学大学院人間文化研究科社会生活環境学専攻
- 山田光矢 (2020) 「平成の大合併後の身近な行政の展開」 『政経研究』 第56巻 第4号 1-42頁
- 吉川富夫 (2013) 「広島県基礎自治体における平成の大合併後の「地域自治」に関する研究」 『県立広島大学経営情報学部論集』 第5号 35-49頁

ウェブサイト

総務省「地方自治制度」(2025年3月31日閲覧)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/index.html

栃木市「栃木市の地域自治制度」(2025年3月31日閲覧)

<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/chiiki/8437.html>

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日 機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年4月1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。

デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

執筆者紹介

掲載順

渡邊 容一郎 日本大学教授
 山本 直 日本大学教授
 川又 祐 日本大学専任講師
 鏡主 佑 日本大学准教授
 鈴木 大 日本大学教授
 児玉 博昭

機関誌編集委員会

委員長 柳瀬 昇
 副委員長 竹本 亨
 委員 小野 美典
 石橋 正孝
 大岡 拓聡
 大久保 也
 黒滝 真理子
 小林 聡明
 佐藤 英也
 杉本 竜一郎
 高畑 一也
 友岡 史仁
 中山 明彦
 野村 和江
 松島 雪直
 山本 貴弘
 野中 貴一
 前野 西
 生垣 琴馬
 大野 久敏

政経研究 第六十二卷第一・二号

令和七年九月二十日 印刷
令和七年九月三十日 発行 非売品

編集責任者 小田 司

日本大学法学会

発行者 日本大学法学会

電話〇三(五二七五) 八五三〇番

印刷所 株式会社メデイオ

東京都千代田区神田猿樂町二一四 A&Xビル

電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 62 No. 1 · 2 September 2025

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Yoichiro Watanabe, *Why did the Tories need the Label “Conservative” in the Early 19th Century ?*

Tadashi Yamamoto, *The 2024 European Parliament Election and Right-Wing Parties: Factors Impeding the Formation of a Unified Parliamentary Group*

MATERIAL

Hiroshi Kawamata, *Saint-Simon’s Autograph Letter to Cuvier and the Medal of Le Père Enfantin*

ARTICLES

Keisuke Kagami, *Public Administration and Virtue Ethics: A Preliminary Study and Consideration of the Significance of Applied Research*

Takahiro Suzuki, *The Significance and Issues of Business Ethics in International Business: The Perspective of Corporate Culture and Leadership*

Hiroaki Kodama, *Community Autonomy after a Municipal Merger: Focusing on Policy Learning between Areas*